

奈良史学

第 35 号

論考

- 屋久島と屋久杉についての歴史学的考察 鎌田 道隆 1
- 『三晋石刻大全』所載元代石刻目録(続) 森田 憲司 94(1)

史料紹介

- 天保飢饉下の村民世帯収支
——大和国吉野郡田原村・一八三七年
『去申年御田畑出来作物書上帳扣』の紹介 ——
木下 光生 23

会報 64

受贈誌及び図書 72

2018

奈良大学史学会

屋久島と屋久杉についての歴史的考察

鎌 田 道 隆

【一】屋久杉の語はいつごろから一般化したのでしょうか

屋久島は日本杉の南限と言われています。また日本にしか生育しない日本杉は、屋久島から北の地方へ伝わっていったとも言われています。南限でありながら、本源でもあるということになります。南限で段階だと言う方がよいでしょう。今後の研究の進展を俟ちたいと思います。

今日、屋久杉といえは「銘木屋久杉」と呼ばれたりするように、特別に美しい杢目で油性分が多く、香りも優れている高価な杉材という見方もあります。また、屋久島で千年以上生きた杉のみを屋久杉といい、千年以下は小杉と呼

ばれるのだという屋久島観光的表現として理解される場合もありますが、この屋久杉・小杉の区分法には、大正末年以降の国有林政策の政治的意図が強く入り込んできているように考えられます。それはともかく、学術用語として屋久杉という言葉はないとされるのが現在の理解です。また屋久杉という植物学的な分類・区分はないというのも明らかになっています。

屋久島に生育する天然生の杉を、屋久杉と言ったり小杉と言ったりすることについて、田代善太郎氏は大正一二年六月の『鹿児島県屋久島の天然記念物調査報告』（生命の島、一九九五再刊）のなかで「屋久島天然生の杉」という項目を設けて次のように述べています。

屋久島に於ける天然生の杉を区別して、屋久杉といひ

小杉といふは、全く利用上の便宜より下したる名称にすぎずして、同一の品種が同様の地質を有する土地に生ずるものなるも、なほ樹齢に応じ樹幹枝葉の發育と材質とに相違を来すにより、老木にして木理の見るべきに至りたるものを屋久杉といひ（之に近きものを准屋久杉といふことあり）、樹齢なほ若くして發育旺盛なるものを小杉といふ。之に対して内地にて行はるる杉造林法によりて仕立てられたるものを地杉といひ、僅かに前岳下部の民有林中に見ることを得べし。

天然生の杉の老木を屋久杉といい、生育旺盛な杉を小杉と呼び、品種に違いのないこと。人の手で植林されたものを地杉という区別があると、博物学者田代善太郎氏は述べているわけですが、これらを屋久島杉という呼び方で総称しています。地杉といえども、江戸時代から大正年間においては屋久島杉の優秀性は認識されていた訳ですから、島外から小苗を輸入するよりも、天然生の杉の種を蒔くか、小苗を育成するか、それとも差し穂で育成するかです。いずれの場合も屋久島杉であると言えます。

ところで屋久島の島民たちは、屋久島杉をどのように呼んでいたのでしょうか。屋久島町文化財に指定されている

『楠川区有文書』で江戸時代から明治・大正の文書・記録を調べてみますと、屋久杉とか小杉とか地杉とかの記述は全く見当たりません。屋久島杉は単に「杉」とだけ表記されています。同じく樅や梅・檜などの諸木にも屋久樅や屋久檜などの語も見当たりません。島内の呼称ではないとすれば、いつごろから島外で屋久杉の語がつかわれるようになっていたのでしょうか。調べてみます。

「屋久杉」の語が記録されているのは、薩摩藩の江戸後期の地誌『三國名勝図会』（天保一四年、青潮社、一九八二）が早い。同書の卷之五十、大隅国馱謨郡屋久嶋、「物産樹木類 屋久杉」と立項があり、次のように記されています。

八重岳の山中に多く産す、方言屋久杉といふ、諸国尋常の杉と異なり、其質緊密にして、油多く、文理麗し、數百年を歴ても腐ることなく、虫づくことなし、山中に伐り倒して幾星霜を歴たるも、知らざる者は、外面は苔蘚生理といへども、中心は新材の如しとぞ、真に天下の絶品にして海内不二の名材なり、諸国には是を薩摩杉と言て、甚賞翫し、片木を得ても珍重す、其值も甚貴し

まず方言で屋久杉というところがありますが、屋久島の方言で屋久杉と呼んでいるという訳ではなく、薩摩地方などの呼称ということでしょう。また諸国では薩摩杉の名でよばれることがあると言う記述も、屋久島から薩摩藩が年貢や交換品として手にいれた杉材を薩摩の専売品として諸国の市場で売りさばくとき、薩摩杉と呼ばれることがあったというのを伝えたものでしょう。念のために言えば、屋久島は薩摩の国ではなく、古代から大隅国馭謨（ごむ）郡に属している訳ですから、屋久島に生育している屋久島杉を薩摩杉ということはありません。

『三國名勝図会』の記述はきわめて正確です。普通の杉とは異なる品質について、油性分が多く、木目が美しく、腐れにくく、防虫にすぐれていることや、市場の値段が高いことを伝えています。木材の耐久性以外に、老木にできやすい瘤などの複雑で美しい柰目や思いもよらない形が飾り物として賞玩されるものであることも伝えていきます。さらに山中の大きな杉では、直径二間（三・六メートル）ばかりで俗にいう畳八畳くらいのももあるが、いまはそれほどの大木は少なくなってきたとしても書き留めておきます。

屋久島杉を略して屋久杉と言うことは、『三國名勝図会』の事例からして、江戸時代に民間・市場ではあったのですが、それは木材として特別の価値を有する屋久島杉のことだったと考えられます。杉の特性である正目のまっすぐな建築用材で、平木や板材などとして屋久島から移出されたものとなります。この屋久杉という語が、明治になって地租改正から、屋久島山地の国有林化政策の過程で、しばしば使用されるようになっていきます。屋久杉の語が江戸時代に記録されていたことはわかりましたが、また小杉という語も江戸時代の絵図に記されています。『上屋久町郷土誌』（教育委員会、一九八四）の口絵写真としても知られている「屋久島大絵図」は江戸時代前期の屋久島を描いているものですが、この図中に、「小杉谷」や「小杉よこい」などの地名が見えます。これは杉の呼称と言うことではありませんが、大杉に対して、小杉の生えている谷とか、小杉のあるお休み処、と言った地名と思われる。屋久杉と区別しての小杉を意味するものではないでしょう。

結局、屋久島杉ということの意味する語として、江戸時代後期には島外民間で「屋久杉」と言う言葉が使われていたといえます。しかし、享保一三年（一七二八）の「屋久

島規模帳」などの薩摩藩公用記録には、屋久杉の語は出てまいりません。ここでも単に杉とか樅、梅、檜、楠などしか記録されておりません。それでは屋久杉の語が一般化してきているのはいつなのか。明治以後のことについて素描をしておきましょう。

鹿児島県の地租改正は、西南戦争後の明治一二年から本格化してまいりますが、屋久島では林地の国有林化が進められ、地元の各集落の人々と国との間で、所有権をめぐる大変な争いがおこります。屋久島の山林原野はほとんど国有地。里山（前岳部分）や集落近辺の共有地も国有地に囲い込まれます。島民たちはこれまで自由に山林に出入りして杉や諸木を伐採して生活してきた歴史をあげて、集落を単位としながら、「山林謬訂正願」や「民有山林御引き戻し願」などを提出して、所有権は集落にあり、国有化されると生活が脅かされることを、国側に申し出ています。さらに明治三七年から大正九年にかけて国有林下げ戻しの行政訴訟を、国を相手取って起こします。

地租改正から大正九年の行政訴訟結審までの間には、さまざまな文書・記録がつくられたり、屋久島山林の調査報告などたくさん文献が残されています。たとえば山本秀

雄氏が『生命の島』第五号に紹介した林業協会集誌の「屋久島杉」は明治一五年のもですが、表題は「屋久島杉」となっていますが、本文中にはただ単に「杉」の語が繰り返し使われているだけで、屋久島杉の語も屋久杉の語もまったく見えません。

「山林謬訂正願」や「民有山林御引き戻し願」など、地元屋久島の島民が提出した書類には、一貫して「屋久島杉」や「屋久杉」の語はなく、「杉」とだけ書かれています。しかし国側の書類には、「屋久杉」の語がしばしば記されてきます。このことは「屋久杉」という言い方が、地元島民よりも、島外のひとの呼称であることを示しています。そして大正九年の裁判宣告書では、原告すなわち島民代表からの提訴趣旨をまとめる文章のなかで、また判決理由の文章において、「屋久杉」の語を頻繁に掲出しています。

一例をあげると、訴訟趣旨をまとめた「事実」で、「係争山林は鹿児島県熊毛郡屋久島ノ中央ヨリ北方に連担セル一帯ノ山脈ニシテ、天然生ノ老杉大杉ハ其主要ノ産物ナリ、而シテ樹齡数千年目通り周囲数十尺ニ達スルモノ多ク、木質緊密油脂豊富文理美麗ニシテ、屋久杉ナル特殊ノ名称アリ」と屋久島でも屋久杉という特別な呼称を用いてきたか

のように冒頭の文章から使用しています。また判決「理由」においても、「一種特別ノ価値アル屋久杉ガ係争地ノ主産物ナルコト、原告各大字ノ住民ガ之ヲ伐採シ平木等ヲ製作シ、其平木ヲ以テ租税公課ノ上納、米穀トノ交換借受、米銀ノ返済、売買寄託等ノ目的物ニ充テ来リタル事実アリタルコトハ」や「原告ハ許可ヲ要セズシテ屋久杉ヲ自由無制限ニ伐採シ、平木等ヲ製作シ上述ノ用ニ供シタルハ、即チ」など、原告と被告の共通語かのように、屋久杉の語を用いています。

屋久島杉という一般名詞としてではなく、固有名詞として使用しているのですが、小杉や土埋木とかの使い分けはありません。しかしこの大正九年から一二年にかけての時期というか時代の「屋久杉」の語には注意しておく必要があるように思います。

裁判の終結をうけて、大正一〇年五月「屋久島国有林経営の大綱」が国から示されるのですが、同時に「屋久島国有林施業計画」も策定されていき、屋久島の森林の伐採や利用について決定されます。「屋久島国有林経営の大綱」および「施業計画」のなかで、国有林のうち保護林設定のことが出てきます。具体的には、奥岳国有林のなかに四三

一四ヘクタールを学術目的以外にはすべての伐採を禁止する屋久杉の保護林としたことが明らかになります。「施業計画」の中では、屋久杉の保護がなぜ必要かについて、その理由も示されます。

屋久杉は普通の杉が特別の高齢に達したものであるから、これを伐採すると容易に同様の杉は得られないこと。学術上の記念物として、また学術上の参考に資するため、屋久杉の生木は禁伐とすること。屋久杉の需要に対しては、現存する切り株および伐倒木から採材することで足りる見込みがあること。屋久杉の市場への過剰供給は価値を減殺すること。

こうした考えは、ウイルソン氏や田代善太郎氏らが屋久島の森に入り、屋久島杉やその他の植物が世界的に類例のない貴重なものであることを指摘し、その保存を強く訴えたことに対応したものです。しかし、屋久杉（老木）の生木は禁伐とすると言いながら、屋久杉の市場価格に言及したり、設定された保護林が本来保全すべき対象地ではない山頂部だったりするなど、国の施業計画中心主義であったことがわかります。極端な言い方をゆるされるなら、老木の屋久杉は伐らないが、木材価値の高い小杉はどんどん伐

採するという政策だったということになります。

結論めいたことになりましたが、国側が積極的に持ち出した「屋久杉」の語は、大正年間に極めて政治的意味をもって、便利に活用されるようになったと言えます。

〔二〕古代の記録になぜ屋久島人が登場するのでしょうか

屋久島杉が千年二千年の歴史をもつことから、屋久島杉のことがいつから記録されるようになるのかは気になるところですが、杉ではなく屋久島人の記録は古代史に見えています。時は推古天皇の時代。『日本書紀』の「推古紀二十四年条」すなわち西暦六一六年のこととして、次のような記録が出てまいります。

三月、掖玖人三口帰化

五月、夜句人七口来之

七月、亦掖玖人廿口来之、先後併卅人、皆安置於朴井、

未及還皆死焉

またその四年後の推古紀二十八年

八月、掖玖人二口、流来於伊豆島

さらに舒明紀元年（西暦六二九）

四月、遣田部連於掖玖

その翌年舒明紀二年

九月、田部連等至自掖玖

さらに舒明紀三年

二月、掖玖人帰化

以上が古代史に記録された屋久島関係の記事すべてですが、「掖玖」とか「夜句」は屋久島の屋久の当て字で、これらは屋久島の記事だと解釈するのが普通です。しかし掖玖や夜句や夜古などの表記は屋久島だけを現すのではなく、屋久島などを含む南方の島々を指しているのだという意見もあります。

それはともかく、この『日本書紀』の記録は、屋久島または南方の島々の人々の海洋活動を物語っているということが出来ます。そしてこの史料からは、次の疑問も出てきます。なぜ屋久島のひとびとは大きな危険を犯してまで海洋活動をする必要があったのか。またどのようにして「掖玖人」と呼ばれる形での統一的な動きをつくりあげたのか。なにを貢ぎ物としてもっていったのか。

屋久島をはじめ南方の島々でも、その後の歴史を見ても

大きな力をもつ有力氏族の台頭はなく、それぞれの島のなかで小さな規模の集落生活を送っています。

まず、西暦六一六年に「掖玖」人が、二か月おきに大和の朝廷へ三人、七人、二〇人とあいついで派遣されたことをどう考えればよいか。とくに最後の二〇人は軍事的なものかどんな意味をもつのか。いろいろな仮説は立つでしょうが、送り出す側の財力や統率力などに一番大きな問題が見えます。それに大和に到着した人数は三人、七人、二〇人ですが、古代のことですから途中の遭難なども考慮にいとれると、屋久島を出発した人数はさらに大勢であったことを想定しなくてはならないでしょう。長い旅程を考えると、生きた動物や植物は貢物とはならないでしょうから、珍しい貝殻や木材だったのでしょうか。村里近くの屋久島杉などは、対象になったのでしょうか。

いずれにしても伊豆の島への「掖玖」人の漂流なども、屋久島民の海洋活動の活発さを物語りますし、また「田部連」の派遣記事などは琉球・中国への南島路開発などとの関係も想定されますが、屋久島が古代に海洋活動を活発化させていたことは確かだと思います。

舒明紀三年の記事を最後として、屋久島は『日本書紀』

から姿を消します。このあとは種子島が出てまいります。

このことは、日本の古代国家が水稲耕作（稲作文化）を基軸とした方向へと進むことと深く関係しているのではないかとというのが、私の個人的な考えです。屋久島には水田はほとんどありませんが、種子島は古代から一年に一度田植えをして二度収穫するなどと記述される米作文化の島と理解されていくようになります。大和朝廷の国家経営を語る史料はかなり多出します。屋久島の記事も『続日本紀』などの公的記録から完全に姿を消すわけではありませんが、多櫛人・掖玖人・阿麻彌人などと並列羅列するかたちでしか屋久島は登場しなくなります。屋久島内の記録や伝承もまったくありません。例えば天平勝宝五年（七五三）の鑑真和上の屋久島滞在なども、乗組員が二〇〇名以上にのぼる大規模船団で、受け入れ側の屋久島では大事件であったと考えられるものの、島内での記録はなく、確かな足跡も追うことはできません。ただし、尾之間村の海岸に「ミヤカタノウラ」や「ミヤカタノハマ」の地名があり、いつの時代かは知らないが、偉いお坊様がこの浦に船を寄せて、その地の「タモウ石」の上から村人に施しものをされたとの言い伝えがあり、これが鑑真の来島をつたえるものでは

ないかとか、麦生村の鯛川の河口に吉備真備の一行の船はつなげられたとの伝承があります。(屋久町郷土誌第一巻一四四頁、同第二巻二二頁)

古代史の記録がほとんどなく、屋久島の人々の動向が不明なのは仕方ありませんが、屋久島自体は大和朝廷の南東航路経営に組み込まれ、遣唐使船などの寄港地・避難地となっていたことはたしかでしょう。七世紀ほどの海洋活動ではなかったにしても、そうした港湾機能を屋久島島民も活用する海洋活動は引き継いでいたといえるのではないのでしょうか。

その後、独立したかたちでは屋久島の記録は見えませんでした。延長五年(九二七)に編集された『延喜式』巻九十の「神明帳」に、大隅の国馭謨郡に「益救神社」の名が記されています。全国では二八六一社、大隅の国では五社ですが、その中の一社として官社に列せられているのです。現在屋久島の宮之浦に祀られている益救神社のことだと伝えられています。このことから、平安時代には屋久島の益救神社が律令政府の官社とされていたことがわかります。また屋久島が馭謨郡として郡制のもとに位置づけられているのわかります。しかし七世紀から九世紀の律令政

府の南島経営に付いては不明瞭なことが多く、種子島が一時国扱いされたり、郡編成についても、熊毛郡、能満郡、馭謨郡、益救郡などの郡名が交錯しています。ですが、延喜式からは種子島が熊毛郡、屋久島・口永良部島は馭謨郡となり、以後明治三〇年まで約千年間の郡制に変更はありませんでした。ただ、古代の屋久島記録をみてみても、屋久島杉については特別な記事は見当たりません。

【三】屋久島の杉はいつから世間に知られるようになったのでしょうか

古代には南島航路の目じるし山の役割から、屋久島は律令政府に注目されることはあったでしょうが、屋久島産材すなわち屋久島杉で注目されることはなかったのではないのでしょうか。平城京や平安京など都市建設はすすめられているわけですから、木材の需要は大きかったはずですし、この時期でも千年を超える杉が屋久島には生育していたと考えられます。よって、屋久島杉が注目されてもおかしくはありませんでした。

屋久島の杉材がいつから伐り出され利用されるように

なったかは、とても興味のあることですが、文献などで知られるようになるのは中世の室町時代まで待たなければならぬようです。おそらく、大木の伐採技術や道具、運搬手段など、克服しなければならぬ問題が、南海の孤島故にいくつもあつたのでしょう。

文献上の初見としては、屋久島杉は「ヤクイタ」としてあらわれます。「ヤクイタ」は屋久板で、屋久島杉の平木のことです。文献は、室町時代後期の通用日本語を集めた『日葡辞書』です。『日葡辞書』（邦訳日葡辞書）岩波書店、一九八〇年）は3万語以上の古い日本語を収録しています。そのなかに「ヤクイタ」の項目があります。「家を葺くための小さな薄板、屋久の島と呼ばれるある島から渡来するのでこう言う」との解説が付されています。

室町時代後期の京都の町並を描いた『洛中洛外図屏風』（歴博甲本など）があります。この時代の町屋はいわゆるトントン葺きすなわち平木で屋根を葺いた家屋が軒を連ねています。のちの時代の洛中洛外図屏風では一部瓦屋根にかわつていくのですが、この時代にはほとんどが板葺き屋根でした。そうした板葺き屋根のなかで、「ヤクイタ」葺きの家は平木の寿命が格段に長く、おそらく金持ちでない

と購入できないような価値があり、あこがれの意味もこめて「ヤクイタ」と言う語が通用していたのではないのでしょうか。

屋久島杉の平木が京都で珍重されていたということは、屋久島で杉が伐られ、玉切りされたあと、柁目の部分を斧で割つて平木生産が行われていたことを語ってくれます。おそらく海岸近くの各集落近辺に生えていた二百年から六百年くらいの杉が伐られたのではないのでしょうか。奥山の杉の伐採は、山道の造成や運搬の問題などや、また屋久島各集落の人口なども考慮するともう少しあとの時代を想定しなければならぬと考えますが、いかがでしょうか。そして集落近辺にもかなり大きな杉が、かつては林立していたという推定は可能なのです。

屋久島町船行集落の船行神社境内には、現在も屋久杉といわれる大きな杉が「船行大杉」と呼ばれて、集落内外の人々の尊敬を集めて林立しています。楠川集落の神社横山大明神社の境内にも、大きな杉の切株があり、中には二代目杉が株を覆うように育っているものもあります。『生命の島』第一六号（平成二年四月）に宮之浦集落の「西之河（にいのこ）の杉」が紹介されています。近所の人の推定で樹

齡三百年以上、道路拡張のために伐採されることがきまっております、それを嘆く文章です。宮之浦公民館から見えるこの大杉を写した写真も掲載されています。楠川集落では斉藤辰徳氏の語るところによれば、小字一本松とよばれる海岸近くの水田に、四畳半か六畳敷くらいの屋久杉の切株址があり、昭和二〇〜三〇年代の田植えで、馬の鋤を使うことが出来ずに、ぬた田の土を足で踏み込んで田植えをしてきたということです。今は廃土の下一〇メートルくらいに埋まっているとのこと。ほかにも里の大杉の話はあるのではないかと思います。田代善太郎氏は大正時代に屋久島の森林を調査した『鹿児島屋久島の天然記念物調査報告』のなかで、一般に屋久杉は五〜六百メートル以上の地に生育するといわれるが、樹齢数百年の杉はそれ以下にも多く、前岳下部の数メートルから二、三百メートルでも生育しており、切株址も少なくないと述べています。

その後の屋久島杉の歴史を調べてみましょう。西暦一五六〇年（永祿三）のことですが、大隅の国の一宮である大隅正八幡宮（現在の鹿児島神宮）で造替の工事があり、屋久島から杉・檜を運んだということが境内の石碑に刻まれているとされています。また、屋久島杉の種を八幡宮の山に蒔い

たとも記されていたと伝えます。大隅国一宮の工事に屋久島の杉・檜が使われたということは、すでにこの時期には屋久島の杉や檜が質量ともにすぐれていると、かなり広く認知されていたことを物語っています。その優秀な屋久島杉の種を神社の裏山に蒔いたという伝承も、強くそのことを伝えていられるものと考えます。

さらに、豊臣秀吉が京都に巨大な方広寺大仏殿を建造させますが、そのための木材を全国から調達しようとしています。一五八七年（天正一五）、秀吉は島津氏に命じて屋久島の杉も調査させています。実際に屋久島で伐採されたかどうかはわかりませんが、調査のため島津家の役人が派遣されて、ある程度は記録にとどめられたということです。

文禄四年、島津義久・義弘の「屋久島置目」という大事な文章が作成されているのですが、そのなかの一条に「大仏用材として探索し記録された諸木は、とくに留意する」とあります。この置目は島津家の家督相続の過程で屋久島をどのように支配するかについてまとめたもので、五か条からなっていますが、あらためて詳述します。

こうして屋久島の木材が注目されるようになる一六世紀の後半、中国の博物学者李時珍が『本草綱目』という名著

を編纂していますが、このなかで明らかに屋久島杉のことだといえる記事が叙述されているのです。『本草綱目』は一五九六年の刊記を持つ書物で中国での出版ですから、独特の性質をもつ屋久島の杉が、すでに一六世紀の後半には海外の中国まで知られていたわけです。『本草綱目』の「杉木条」に倭国（日本）の杉で、白杉とか赤杉と呼ばれて油性分が多く、斑紋は雉紋などで、棺桶を作るに値段が高いこと、シロアリなどの虫が付かないなどと紹介しています。中国の明時代には明船が日本に渡来しているので、屋久島杉が中国に渡っていて、李時珍がそれを見聞したのではないとも言われています。

また江戸時代初期の松江重頼の俳論書『毛吹草』（一六三八年序）には俳句に取り上げられる諸国の名産・名物のうち、大隅の国では「多欄嶋筒（たねがしまつ）」「すなわち鉄砲と「ヤクノ嶋の樽板（くれいた）」が書き上げられています。樽板は割った板ですから、平木かもう少し大きくへぎ割った木材などです。屋久島杉の板材が、俳句などに詠まれるほど民間では広く知られていたということになります。

ともかく、一五世紀の後半から一六世紀にかけて、屋久

島の海岸近辺の数百年生の杉が伐採されて、島外に運び出されて、庶民のあいだでも高い評価を得ていたことは確認されます。また一六世紀の後半には、為政者の間にも屋久島杉のことが認知されるようになっていたことも確かなこととです。一番大事なのは、屋久島杉を伐採する権利を誰がもっていたか、また巨木を切り倒す技術と道具を島民たちがどこで手に入れたのかということでしょう。この時期の屋久島が誰によって、どのように統治されていたかを考察してみる必要があります。

【四】屋久島の領主は種子島家および島津家だった

古来、屋久島島民が海上活動を活発化してきたことは前述のとおりですが、屋久島島民とはいいながら、丸い島に一七カ所前後に分散して集落居住していて、人口は島民全体でも一〇〇〇人から一五〇〇人くらいだと考えられます。大きな集落でも数百人、小さな集落だと数十人規模だったでしょう。古代の中国や日本の記録では、薩南諸島の島々に「小王」がいたような書かれ方がありますが、

屋久島を代表する「小王」などは想定しがたいと思います。種子島はその石高からみて一万人位を想定できまじょうし、その中には支配の末端を担った有力氏族もいくつかをあげることができ、室町時代からは名越氏や肥後氏（のちの種子島氏）などが台頭してくる歴史があります。しかし屋久島では各集落のなかに数名の有力氏族を考えることはできても、島全体を代表・統括する有力者を想定することは、いまのところできません。それは、島内の集落をつなぐ道路がなく（けもの道のようなものはあった）、隣村に行くには船で回る方がよいというほどの交通事情だったのです。島をひとつにまとめるなどは、とても難しいことだったと考えられます。ですから、屋久島ではかなり大きな集落で船を持っているような氏族が、あたかも島の代表者または島主のようなかたちをとることがあったかもしれません。しかし、それは領主というような役割や位置づけとは別物といわなければなりません。

古代の歴史を振り返ってみますと、八世紀から九世紀の多禰国存置時代には、屋久島は多禰国に付属していたような記録もみられますから、種子島の国司またはその系譜の官僚に支配されていたとも考えて良いかもしれません。中

世にも同じような歴史の流れは想定できるでしょうが、古代末から中世にかけて種子島は、大隅の国熊毛郡に属し、島津氏の莊園に組み込まれています。また大隅国守護となった北条氏、その守護代として種子島統治にかかわった名越氏、その配下で種子島に土着して勢力を伸ばした肥後氏など領主権には変遷があります。したがって屋久島も島津家や肥後氏などの影響下にあり、支配を受けていたということは考えられます。しかし、屋久島の土地税を集めたり人頭税を島民に課していたとは考えにくいものがあります。

一方屋久島や口之永良部島の近海は、漁業資源が豊かだったといえますし、森林資源もあります。そうした海産資源や林産資源の一部に対して課税する権限を有する権力者の下代が種子島にいたのではないかということは考えることが可能でしょう。

屋久島の支配について文献の上からあきらかになるのは、室町時代のことです。『種子島家譜』に

薩摩国内屋久・恵良部両島之事

依為忠節為料所相計也

任先例可被領状、如件

応永十五年十月八日

玄仲（花押）

肥後左近将監入道殿

この史料についてすこし説明をしておきましょう。種子島氏（肥後氏）は一三〇〇年代の中ごろ島津氏の配下となりますが、応永一五年（一四〇八）に島津元久から屋久島と口永良部島を与えられたことを示す文書です。肥後左近入道とは種子島家八代とされる清時のことです。しかし、文中に「薩摩国内」の屋久島・口永良部島とあるのが問題です。屋久島と口永良部島は、平安時代から大隅国馭謨郡であり、一度も薩摩の国に所属したという記録はありません。おそらく文書作成者の単純な誤記と考える以外に理解する方法はありません。誤記の想定ができるのは屋久島・口永良部島の両島が竹島・硫黄島・黒島そしてトカラの七島と合わせて「薩摩川辺十二島」と数えられることもあった事実があるからです。文書の内容は、島津氏に対して種子島氏が忠節を尽くしたので所領として屋久島と口永良部島を与えるというものです。これで種子島氏の屋久島領有が確定したことになります。ということ、この年以前はやはり島津氏によって屋久島は領有されていたのだという

ことになります。

種子島氏の島津家臣化が進められた一五世紀ですが、一六世紀に入ると、種子島家は姻戚関係になった大隅半島の禰寝家とのあいだで、しばしば争いを繰り返すようになります。その両家の争いのなかで、屋久島をめぐる攻防が起ります。種子島の領主権の争いなのですが、屋久島争奪が問題となっているのです。

その理由の一つは、種子島と屋久島の距離の近さからくる軍事的・政治的意味から、屋久島を押さえておくことの重要性があったということでしょう。それともうひとつ考えられるのは、屋久島近海の漁業権と、次第に注目されるようになってきた屋久島杉をはじめとする屋久島の森林資源をめぐる攻防でもあったのではないかと考えます。屋久島の各集落に経営された戦国時代の山城の遺跡は、単に種子島攻撃や守備という軍事目的よりは、屋久島の資源が現実注目されてきたことの証左だと考えるべきだと思います。

応永一五年に島津氏が屋久島を種子島家にあたえた段階と、一六世紀末に屋久島の価値が見直されてくる時期とでは、禰寝家はもちろん島津家も屋久島の経済的意味を重く

受け止めるように変わってきます。一六世紀末の文禄四年、

島津氏は豊臣政権の統治策にしたがって土着の家臣たちを移動させる方針をとりますが、種子島氏も種子島から薩摩の知覧へ転封されます。突然の領地替えでしたが、屋久島は種子島氏の支配を離れ、島津氏の直接支配地となったのです。この時に島津家の内部で屋久島支配に関する重要な確認が行われています。それが「屋久島置目」と呼ばれる記録です。ここでは読みやすく書き下し文で示しておきましょう。

屋久島置目（おきめ）の事

一、公儀の事は申すに及ばず、国元において材木用いる段の時は、いかほど成り共材木差し上げらるべき事

一、他国に材木つかはされまじき事、付けたり、他国

より材木買い船付けられまじき事

一、屋久島における細子の儀は、先期の如く使者差しくだし、その沙汰致すべき事

一、大仏の材木御糾明の時、記しつけられ候諸木、い

よいよ別儀有るまじき事

一、材木商売の儀、このうちに相かわらず分別有るべ

きもの也

文禄四年七月四日

義弘

龍伯（花押）

右馬頭（島津久）殿

この文書からは、文禄四年に島津家をはじめて屋久島支配に乗り出したのではなく、その前から屋久島材の管理に深くかかわっていたことが推測されます。種子島氏の統治時代から、林産資源については島津家が直接関与し始めていたといつてよいでしょう。逐条的にみておきましょう。

第一条は、豊臣政権からの命令はもちろん島津家からの材木要望があれば、どれだけの量でも屋久島材を調達して上納すること。

第二条は、屋久島材を他の大名家には出しません。また屋久島材を買い付けにやってくる他国の船は屋久島には付けないようにすること。

第三条は、屋久島における管理・統括については、前々からのとおり、使者を屋久島に派遣してその都度指示すること。

第四条は、京都の方広寺大仏殿造立のときに調査して記録にとどめた杉・檜などの諸木は、手を付けないこと。

第五条は、屋久島材の売買については、これまでと同様きちんと是非を判断して進めること。

この文書の発信者は島津家一六代となる義久と一七代となる義弘の兄弟であり、あて名はこの時に屋久島・種子島・口永良部島を支配することになった島津以久（ゆきひさ）です。島津家が屋久島材を高く評価していて、他の大名や材木商人たちが屋久島材に関心を示し始めていることを警戒していることがよくわかります。

このあと、種子島や屋久島・口永良部島は、慶長四年（一五九九）に島津以久からもとの種子島家に支配権が移されるのですが、屋久島・口永良部島については島津家に貸して欲しいと要求され、協議の結果島津家に貸しだすことにしたようです。しかし、島津家は屋久島材の価値を認めていたので、借りるという口実で実際は屋久島を種子島家から取り上げたということができません。とはいえ、種子島家も屋久島を手放したくはなかったでしょう。慶長四年以降も屋久島に家来を代官として派遣し、銀八貫目を貢納させていたといわれます。その後慶長一七年に島津家が屋久島代官を置くことにしたので、屋久島は名実ともに島津家の直轄領地となったということです。

【五】屋久島杉の伐採と泊如竹との関わりを見直す

島津家が屋久島を直接支配するようになった時期と、屋久聖人と呼ばれる泊如竹の活動時期がかさなっています。島津藩が屋久島杉を独占的に扱うようになったことと、泊如竹の活動とが結びついているという歴史理解があります。そのもととなったのは、『三国名勝図会』ではないかと思えます。

とりあえず『三国名勝図会』に紹介されている「泊如竹」記事をみておきましょう。泊如竹の「墓」や「伝記」について、『三国名勝図会』巻之五十では一七ページにわたって詳しく書いているので、ここでは要約しながらの紹介とします。

泊如竹は大隅の国馭謨郡屋久島安房の人で、幼児にして安房の日蓮宗の寺本佛寺に入り、のちに京都の本山本能寺で学んだ。またその後薩摩の儒者文之玄昌について儒学をおさめた。当時儒学は為政者の学問で、泊如竹は津藩の藤堂高虎や琉球王の尚豊にも招かれて治者の学を授け、また文之和尚の漢文訓点の普及につとめた。さらに島津藩主光

久からも呼ばれて、寛永一七年（一六四〇）家臣として召し抱えられた。正保元年（一六四四）に病氣となり屋久島安房へかえった。その後一〇年余り屋久島の人々のために尽力したが、明暦元年（一六五五）八十六歳の生涯を故郷で閉じた。僧侶名は日章、如竹は儒者名（号、如竹散人と自称した）

如竹は安房でたくさんのお績を残していますが、時々島に帰ると、島津家からいただいた俸禄の一部を貧しい人々に分け与えたり、琉球から親戚の泊一族に宛てて質素儉約の生き方を説く手紙を送った。老齢を理由に島に戻ってからは生活用水に悩んでいた安房の人々のため、自らの資金をつぎ込んで用水路を開削したり（如竹堀という）、安房川の深い淵にカッパが棲んで村人が難儀していることを聞き、カッパを立ち去らせて村民を救ったともつたえる。これらの業績とともに、『三国名勝図会』は大杉の伐採について如竹がかかわったという伝承をのせています。この部分は原文で示しておきましょう。

屋久の俗、古来山中の大杉樹神木と称して伐ることなかりしかば、翁其の良材の世に不用なるを惜しみ、山中に入り一七日嶽神に講ひ、伐りて世用に充てんこと

を祈る。山を出、島人に告げていわく、吾嶽神へ祈るに木を賜うべき靈応を得る故、今より以後伐りて世用に備ふべし。唯其の伐る時、伐りて伐れざる者は伐るべからず、是神の禁ずる木なり、（一説にいわく、斧を一夜杉木に掛けて斧の倒れたる者は伐るべからず、是神の賜わざる木といへり）是より鬮島はじめて杉木を伐り始めけり、今に至て上下其の利を受く。

如竹は島民が大きな杉の木には神が宿っており、むやみに伐ると祟りがあると恐れている状況を見て、七日間山中にこもって山の神に祈りをささげた結果、嶽神にお許しをいただいたから、今後は杉の木を伐って世間の役にたてるよう島民に教えた。ただし、杉木を伐っても伐れないものがあるが、これは神様がお許しになっていない木だから伐ってはいけないとも述べたという。ここで『三国名勝図会』の編者は、一説にはとして、斧を伐ろうと思う木に前夜から立てかけておき、翌朝その斧が倒れていたらその木を伐ってはならない、それは神が伐採を禁じた木であるとしています。そしてこれからのち、島中で杉の伐採が始まり、みんなが利益を受けることができるようになったと如竹の功績を讃えています。

この『三国名勝図会』の記事が近代の如竹伝説・如竹伝承のもとになったと考えられるのですが、その元は江戸時代中期の室鳩巢の著『漢学紀源』巻の四「如竹翁伝」だといえます。「如竹翁伝」がそのまま『三国名勝図会』で紹介されているといってもよいでしょう。しかし、伝説は一人歩きを始めます。伐りたい木に斧を立てかけておき、翌日倒れていかなかったらその木は伐つてもよい。杉の木を割って平木を造ることを島民に教えたのも如竹であり、如竹が島津藩に献策して平木を年貢として納めさせるようにした。そのおかげで島民は貧しさから解放されたのである、等々。

しかし、安房における如竹のさまざまな慈善活動や救済活動、また琉球から泊一族にあてた手紙の内容、また如竹が島民に教えたとも伝える「如竹踊り」の唄や所作からみても、如竹は質素儉約を徹底的に教え、自らも実践していたことは間違いないところでしょう。しかし島民を生活困窮から救うために屋久島杉の伐採を奨励したという理解には違和感があります。しかもその時代背景というか、歴史的事実を考慮しても、屋久島杉の伐倒を創始したのが如竹であるというのは納得しがたいところです。すでに十

六世紀には屋久島杉は高価で全国各地で高い評価を得ています。外国にまで屋久島杉の名声は届いています。そして如竹はその時代に京都や江戸や鹿児島、琉球など各地に活動の舞台を広げています。如竹が屋久島出身として、屋久島杉の需要が広がっていることに気づかなかった筈はありません。むしろ如竹は屋久島杉の伐り過ぎに気づいていたというべきでしょう。如竹が山に籠もって嶽神のお告げを聞いたと言う伝承は、むやみに杉を伐つてはいけないということをも島民に伝えたかったと解釈すべきではなかったかと思えます。杉などの巨木に神がやどるという民俗信仰があり、山仕事に従事する人たちが悩んでいたことは確かでしょうから、斧を立てかけておくというまじないで島民を俗信から解放してあげたというのは真実だろうと考えます。俗信を除去し合理的な生活を創出するのも儒学者たちの役割だったのです。如竹はそうした儒学者としての役割を、屋久島でも実行していたといえるのではないのでしょうか。

杉の木の材を柱目に沿って割って平木を作る技術を、如竹が島民に教えたことによって島民を貧困から救ったという理解は、屋久島聖人としてあがめられる「聖人」伝承を

拡大解釈したものではないかと思えます。むしろ、数百年から数千年しなければ再生できない屋久島杉の伐り過ぎにいち早く気づいた如竹は、もつとも早く杉の保全と伐り過ぎに警鐘を鳴らし、適切な屋久島杉の活用を提言した人と評価をしないおすべきではないでしょうか。

【六】江戸時代の屋久島島民の暮らしは山か海か

十六世紀の末には、屋久島は島津家の支配下にありました。江戸時代の屋久島は時期により若干の相違はありますが、ほぼ丸い形をした島で、海岸に近い沿岸部に十七ほどの集落ができています（「屋久島大絵図」）。沿岸部に集落が営まれたことは、島民の生活のありようをはつきり物語っているのだといえます。そのかたちは明治以降も基本的には同じです。屋久島の歴史で山間部に集落が形成されたのは、屋久島の山がほぼ全域にわたって国有林とされたあと、小杉谷集落や宮之浦川・栗生川などの大きな川の上流山奥に官行集落がつくられて、林業に従事する人々が生活した時期だけに限定されています。「官行集落」とは官（国）が直接経営した集落です。屋久島における自然集落

の形成からは、島民の生活が海産資源や海上交通に重点をおいたものであったことが窺えるのです。

江戸時代の地誌『三国名勝図会』には、山の幸とともに海の幸が豊かであったことも記録されています。屋久島近海では一湊・栗生・永田などでのカツオ漁が盛んであると伝え、島の産業の基幹となっていたこと。そのカツオからつくる鰹節は薩摩では七島・屋久島産が最上との評価をえていたとも伝えていきます。また四国土佐の鰹節とならぶほどであったが、カツオは南から北へ遡上するので、四国土佐沖よりも早く屋久島ではカツオを釣ることができ、価値があるとも述べています。

屋久島が南海上に位置することで、カツオ漁が有利であることを「屋久・七島は、又土佐より一等南海に出たり、松魚の春南より北する時、釣得ることは、諸国より最先にあり、是又余国の及ばざる所なり」（『三国名勝図会』）と書かれています。その実態を示す出来事も、確認できます。それはイタリア人宣教師シドッチの屋久島上陸一件の時のことです。シドッチ上陸直前の宝永五年（一七〇八）八月二八日、シドッチを乗せたトリニダード号は、屋久島南部近海で四国の阿波国の久保浦の漁師たち七名の乗

り組んだ漁船と出会っています。阿波の漁師たちはカツオ漁をするために屋久島栗生集落の港を母港にして、漁労活動をしていたのですが、偶然トリニダード号と出会い上陸の交渉と水の補給をもとめられましたが、漁船はこれをきっぱり断り、長崎へ行くことをすすめたといわれます。

〔上屋久町郷土誌〕屋久島近海にはこうした漁船が少なからず操業していた訳です。上陸したシドッチが捕らえられると、関わりをもったという理由で、恋泊村の藤兵衛ら島人たちとともに阿波の漁船員たちも取り調べを受け、さらに長崎まで犯罪者同様の扱いで、連れていかれるという悲劇も起こりました。

『三国名勝図会』には、カツオ漁とトビウオ漁が盛んであったと記録されています。飛魚は「当島の海上甚だ多し、土人の産業、松魚と飛魚とを以て先とす、(中略)当島夏月には飛て多く海岸の上に墜つ、土人取て春き、魚団(かまぼこ)とし糧食とす」と、島民の食料ともなっていたといえます。今日なおトビウオはすり身にして「ツキアゲ」とし、屋久島の代表的な郷土料理となっています。また同書は海獣の「海馬」を「鱗介類」の冒頭で紹介しています。「栗生・楠川の海上に産す」として、その生態を書いています

ので、紹介しておきます。形は小馬くらい大きさで、四足があるが足には爪がなく、人が手のひらを着いた形で歩く。海中から陸に上がり、人家の糠を食うことが多い。人間に障ることはないが、犬が激しく吠えついたりすると、その犬をかみ殺すこともあるという。島のひとが時たま鉄砲で撃ち殺して食べるらしいが、その肉の味は大変美味しく、名品ともいう。肉は火にあぶって鰹節のように保存食とし、骨は工芸品に利用する。ほぼこれが海馬のあらましですが、アシカかアザラシのような動物と考えて良いのではないでしようか。海獣が屋久島近海に現れることがあるとすれば、魚類が豊富な海であることの証明とも考えられます。

屋久島の近海は、豊かな山の栄養分が海に流入して、昭和三〇年代までは海草がよく育ち、珊瑚が生育し、魚介類が豊富な海だったといえます。一年に何回かやってくる台風のあとは、海岸に一メートルから二メートルの高さで打ち上げられた海松などの緑色の海藻の塵芥が延々と横たわっていたものでした。

屋久島の山は高く深い、しかも山の神を崇敬して山を荒らすことがなかった屋久島では、川を通じ、地下水を通じ

て、山の栄養素が海に流れ込み、豊かな海を育てていたといえます。

屋久島では、昔から集落ごとに岳参りを行ってきましたが、海の豊かさや豊漁を祈るために山の神に祈りを捧げ続けてきたといってもよいでしょう。楠川集落の前岳山頂には、「楠川村船頭中」が奉納した大漁祈願の石碑が江戸時代の文化五年（一八〇八）年の年号を刻んで残されています。海と山とが繋がっていたことを、江戸時代の島民たちはしっかりと理解していたのです。

一方、『三国名勝図会』は、「土民の生業」という項目を設けて、「土民の生業、多くは山中に入、杉木を伐り、杉を割て板瓦を製す」とも書いています。そして山仕事の作業場は、一〇里余りも遠路のところもあり、小屋を構えて何日も山中での作業となる。この山道の途中に中継の小屋をさらに構えて、板瓦をそこまで運び下ろして貯蔵しておく場所ともすることがある。妻や子供がこの中継の小屋まで食料を運び届けて、帰りには板瓦を背負って村まで運び出す。親子、夫婦がひと月も顔を合わせられないこともある。また生木の板瓦は重いので、山中にて火を焚いて乾かす作業もあるという。八重岳の山中の山道は大変厳しく、

危険な場所も少なくないが、土地のものは重い荷物を背負いながら、平地に行くような早さで登り下りするという。

たしかに江戸時代の屋久島では、大木の杉を伐採して平木を制作して年貢として島津藩に納める林業も盛んに行われています。『楠川区有文書』では「山稼ぎ」という言葉で表現されていますが、島津藩の屋久島支配と深く関係する言葉です。山稼ぎの中心は杉でありましたが、そのほか樅、榎、榎、櫨、松などの木材やソテツ、ツツジ、ミカン類の庭木なども山稼ぎの対象でした。山稼ぎには原則として山奉行の許可が必要とされたのですが、平木の生産にかかわっては、どこでも、いつでも、いくらでも自由に山に入って伐採・製造をすることが認められていたといえます。平木は屋久島島民の年貢とされており、また余分に製造すれば、藩が生活必需品との交換で買い上げてくれる仕組みだったのです。ただし、山は各集落の共同管理でしたから、村の許可なく他村の山で働くことはできなかったようです。山稼ぎには山道の整備や保全が必要ですから、村を単位とした運営が守られていたのです。

【七】結びにかえて

ヤクスギの語は、江戸時代後半ころから屋久島以外の地で使われることがあり、明治以降は国家の側で多用されました。屋久島内では単にスギと呼ばれていましたが、明治・大正をへて屋久島杉の価値が高く評価されるようになるに従い、屋久島杉の間でもヤクスギの呼称が次第に定着していったと言えます。屋久島杉は、江戸時代には薩摩藩島津家そして明治以後の近代においては日本国が、その所有権・販売権を独占して、藩財政また国家財政の財務基盤のひとつとなってきたといえるでしょう。

島民の暮らしとの関わりでは、杉など屋久島木材の伐採や搬出・加工に従事した人々には、それなりの人足賃が藩や国家から支給されました。しかし屋久杉という高価な木材産出の恩恵は、島民にはではなく、薩摩藩に、ついで日本国に持っていかれていたといっても過言ではないでしょう。それは藩政時代また国有林化された近代社会での、屋久島経営の実態分析から明らかにされることと思います。屋久島研究の今後の発展を期待しております。

《史料・参考文献》

『三国名勝図会』巻之五十（天保一四、青潮社、

一九八二年）

『鹿児島県屋久島の天然記念物調査報告書』（田代

善太郎、大正一二、生命の島、一九九八年）

『邦訳日葡辞書』（岩波書店、一九八〇年）

『楠川区有文書』（昭和四八、上屋久町有形文化財

指定）

『上屋久町郷土誌』（上屋久町郷土誌編集委員会、

昭和五九年）

『屋久町郷土誌第一巻』（屋久町郷土誌編さん委員

会、平成五年）

『日本書紀』（日本古典文学大系六八、岩波書店、

一九六五年）

『屋久島物語』（牧良平、マキノンブル社、一九九

六年）

『密行 最後の伴天連シドッテイ』（古居智子、中

経出版、二〇一〇年）

「屋久杉の成立に関する研究」（柿木司、研修、昭

和一五年）

「屋久島林政沿革物語」(柿木司、『暖帯林』第一

八卷一、二号、昭和三八年)

「屋久島杉」(高島得三、林学協会集誌六、八号、

明治一五年)

「泊如竹翁略伝」(山本秀雄、生命の島一、二号、一

九八九年)

「泊如竹翁伝」(熊毛教育会、熊毛教育第四号、昭

和一三年)

「泊如竹翁事蹟」(黒葛原兼成、大正一三三年)

「如竹翁伝」(室鳩巢、漢学起源卷四)

「泊如竹」(高橋君平、南日本文化創刊号、昭和

四四年)

「享保十三年屋久島手形所規模帳」(日本林制史資

料・鹿児島藩、昭和八年)

「屋久島国有林経営の大綱」(山林局通牒林第一五

四一号、大正一〇年)

「屋久島・種子島に於ける土地制度と原始的農法」

(三橋時雄、経済史研究第二九卷第一号、昭

和一八年)

「屋久島の平木」(喜多村俊夫、経済史研究第二九

卷第一号、昭和一八年)

「屋久島の歴史について」(三木 靖、南日本文化

創刊号、昭和四四年)

『古代日本と南島の交流』(山里純一、吉川弘文館、

平成一二年)

天保飢饉下の村民世帯収支

—— 大和国吉野郡田原村・一八三七年

『去申年御田畑出来作物書上帳扣』の紹介 ——

木 下 光 生

はじめに

本稿は、一八三七年（天保八）三月に大和国吉野郡田原村（奈良県宇陀市〔旧大字陀町〕）で作成された、『去申年御田畑出来作物書上帳扣』という新出の世帯収支報告書（以下、一八三七年報告書とする）を全文翻刻して、紹介するものである。またあわせて、そこから導き出される世帯情報を個別世帯表に整理して提供する。

かつて筆者が紹介、分析したように、田原村では一八〇八年（文化五）三月、領主の幕府代官から年貢減免を勝ち

取るため、『去卯年御田畑出来作物書上帳』なる世帯収支報告書（以下、一八〇八年報告書とする）を作成していた。^②一八三七年報告書は、それと同形式をとるものであり、登録された三八家それぞれの年間収入と支出、および世帯規模を書き上げた稀有な史料である。一八〇八年報告書が、いわば「平時」の村民世帯収支を伝えるものであったのに対し、一八三七年報告書は、天保飢饉のさなかに村人たちの家計がどのようになっていたのかを教えてくれる、貴重な史料となっている。

以下、一八三七年報告書の史料的性格を、一八〇八年報

告書とも比較しながら簡単に検討したうえで、史料本文および世帯表を提示していくこととしよう。

一 『去申年御田畑出来作物書上帳扣』の性格

一八〇八年報告書は、年貢減免を求める複数の願書、およびその要望を正当立てるためにつくられた諸種の証拠資料の一部に位置づいていたが、一八三七年報告書は、二通の願書を前文に、「単体」として存在している。同文書が所蔵する片岡彦左衛門家文書全体を見渡しても、田原村の人びとが同時期に別種の証拠資料を作成した形跡はみられないので、おそらく一八三七年報告書は一八〇八年報告書とは異なつて、「自己完結」した文書であつたと考えられる。

前文にたてられた二通の願書（前者を願書A、後者を願書Bとする）のうち、差出人と宛先が明記されているのは願書Bの方であり、庄屋・年寄・百姓代以下、一八三七年報告書に登録された全三八家の戸主が——「扣」とはいえ——捺印して、領主の幕府五条代官・蓑笠之助へ宛てたものとなっている。願書Aがいつ出されたのかは不明だが、Bが冒頭で「先達て書附を以奉申上候通り」と述べている

ことからすると、Aを「小前一同」から五条代官所へ出したのち、何らかの事情で引き続き願書Bを提出したものとされる。

嘆願の意図は、いずれも年貢減免を求めるものとなっているが、本文内で語られている内容は若干異なる。史料全体の虫損がひどいため、文意を完全に把握することはできないが、願書Aでは、①田原村の立地条件の悪さと、それゆえ同村が「老作取之場所」であることが強調されたうえで（この論法は、一八〇八年報告書作成時の年貢減免要求運動でもみられる）、②「去申年」すなわち一八三六年（天保七）が「稀成不作」であつたため、年貢納入も難しくなり、③不作にともなう米価高騰で、飯米購入も困難になつて、ついには田植え用の粉種にまで手を出すようになってしまつたので、④村役人が中心となつて村内扶助も試みたが、それも限界を来したので、⑤各家の「銘細」——一八三六年一年間の世帯収支を書き上げて、『去申年御田畑出来作物書上帳』としてとりまとめ、それを証拠に年貢の「御勘弁」を要求する、という流れになつている。

一方、願書Bは、Aのごとく一八三六年単年の「稀成不作」と米価高騰を年貢減免の理由とするのではなく、「拾ヶ

年以前」(今の九年前)の一八二八年(文政一一)頃から米価が「段々高直」になってきたことが、もともと「極困窮之村柄」であった田原村に打撃を加え、「百姓一同」がさらに「手弱り」となって、所有地を村へ投げ出すことが多くなった(手余り地、村惣作地の増加)と主張して、年貢の「御手当定免」を願っている。

二つの願書のあとに列挙される各世帯の「銘細書」は、基本的に一八〇八年報告書と同じ記載様式をとっており、各家の戸主名(世帯主名)を掲げたうえで、上段に「出来作物」⇨年間収入、下段に「賄入用」⇨年間支出を計上し、収支の差額を記す。また一八〇八年報告書と同じく、支出に掲げられた「造用」(個人支出)と「飯料」(米麦で構成された主食費)の人数から、世帯規模も判明する。

出来作物については、賃労働による給銀の計上もごく一部の世帯で見られるが、基本的には農作物で構成されている。ただし、多種多様な自給・商品作物を掲げた一八〇八年報告書とは異なり、一八三七年報告書の作物種は、米、麦、小麦、粟、いも(里芋)、大豆、小豆、空大豆(そらまめ)、種(菜種)、たばこ、に絞り込まれている。一方、賄入用の費目は、一八〇八年報告書のそれとほぼ同じである。出

来作物・賄入用ともに、代銀計算を全世帯共通の単価で機械的にしているところがあるので、該当項目を以下に示しておく。

【作物単価】 次頁の表参照。独自単価を用いている世帯は、欄外に注記。

【飯料】 基本的に一人あたり、米麦一・五石。ただし、一人につき米〇・八石+麦一石を基準としていた一八〇八年報告書とは異なり、米と麦の配分は世帯によってまちまちで、一定の基準が用いられているわけではない。ゆえに、一人あたりの飯料代銀も、一人につき銀八一匁を基準額としていた一八〇八年報告書とは異なって、全世帯共通の一律の基準額は採用されていない。

【造用】 一八〇八年報告書と同じく、一人あたり銀五〇匁。ただし、一人三〇匁を採用する世帯も一部にある。

【利足】 一八〇八年報告書と同じく、基本的に年利一五%。

このように、記載形式を一八〇八年報告書と同じくする一八三七年報告書は、一八〇八年報告書で検証したように、基本的には信用に足る内容であると考えられるが、最大の

作物単価（銀）

| | | |
|--------|------|------|
| 米 | 1石 | 140匁 |
| 粟 | 1石 | 115匁 |
| 種（菜種） | 1石 | 90匁 |
| 大豆 | 1石 | 90匁 |
| 小豆 | 1石 | 80匁 |
| 空大豆 | 1石 | 70匁 |
| 麦 | 1石 | 70匁 |
| 小麦 | 1石 | 55匁 |
| たばこ | 100斤 | 70匁 |
| いも（里芋） | 1荷 | 5匁 |
| | 1石 | 10匁 |

※世帯別独自単価

米 = 4 空兵衛約128.23匁、9 勘介約138.66匁、
19彦左衛門133.33匁、22清兵衛150匁、
23いそ150匁
粟 = 2 平三郎112.5匁、7 弥三郎約114.85匁、
8 栄蔵105匁、9 勘介110匁、19彦左衛
門110匁
種 = 3 政治郎約91.17匁
大豆 = 3 政治郎80匁、14善次郎80匁、20万次
郎93.75匁、21次兵衛93.75匁
小豆 = 6 源三郎約149.56匁、8 栄蔵約78.57匁
麦 = 4 空兵衛約70.36匁、21次兵衛約66.47匁
小麦 = 2 平三郎54.8匁、24宇助約54.16匁

問題点は、宗門改帳上の登録世帯との合致如何である。一八三七年報告書が作成された同年三月付の宗門改帳は残念ながら現存しないが、その前後、一八三六年三月、および一八三九年（天保一〇）三月付の宗門改帳は存在するので〔片岡4—5—68—71〕、一八三七年報告書に登録する世帯との関係性如何を検証することができる。すると、登録四一世帯すべてが宗門改帳上の記載世帯と合致した一八〇八年報告書とは異なり、一八三七年報告書の場合、登録三八世帯のうち、宗門改帳との合致があやふやな世帯が複数存

在するだけでなく、そもそも一八三七年報告書に登録しない世帯もいることが判明する。その該当世帯は、以下の通りである（後述するように、戸主名の前にある数字は、一八三七年報告書の記載順につけた世帯通し番号）。

〈宗門改帳との合致があやふやな世帯〉

○23いそ：「いそ」なる人物は、一八三六・三九年いずれの宗門改帳にも登場しない。ただし、一八三七年報告書の願書Bにみられる「いそ」のハンコと、宗門改帳に登録された「もと」家のハンコが類似するので、後の世帯表では、いそ家Ⅱもと家とひとまず措定。

○34市兵衛：市兵衛なる人物は、一八三六年宗門改帳では、かよ家に属する市兵衛しかいないので、世帯表では市兵衛家Ⅱかよ（きく）家とひとまず措定。ただし、願書Bの市兵衛のハンコと、宗門改帳上のかよ家のハンコは類似しない。

○35要助：要助なる人物は、一八三九年宗門改帳において、同年三月の宗門改め以後、要助と改名することになった庄吉の記載箇所（「要助」という貼紙あり）で、初めて確認できる。一八三七年報告書の作成時期とはズ

れるが、願書Bの要助のハンコと、宗門改帳上の庄吉家のハンコが類似するので、世帯表では要助家Ⅱ庄吉家とひとまず措定。

○38 浅治郎：浅治郎なる人物は、一八三六・三九年宗門改帳では、儀八（利介）家に属する浅次郎しかいないので、世帯表では浅治郎家Ⅱ儀八（利介）家とひとまず措定。ただし、願書Bの浅治郎のハンコと、宗門改帳上の儀八（利介）家のハンコは類似しない。

〈宗門改帳に登録されるが、一八三七年報告書には登場しない世帯〉

○伊助（とよ）家：一八三六年宗門改帳で、伊助六二歳、妹とよ四二歳の二人世帯、立場は破産状態を意味する「無高無家」³。一八三九年宗門改帳で、とよ四五歳の单身世帯、「無高無家」。

○宇八家：一八三六年宗門改帳で、宇八三六歳の单身世帯、立場は無高、家持、棟数一つ（家持・棟数の意味合いは後述）。一八三九年宗門改帳で、宇八三九歳、悴千太郎三歳の二人世帯、「無高無家」。

伊助家と宇八家の例から類推するに、一八三七年報告書が作成された同年三月時点で破産していた家は、世帯収支の調査対象外になっていた可能性があるが、いずれにしろ、右のような情報の不一致がなぜおこるのかは、今後の課題である。

二 世帯表の見方

一八三七年報告書から得られる世帯情報を、前著で掲げた一八〇八年報告書の世帯表にならって整理したのが、末尾に列挙した三八個の個別世帯表である。その見方を、表の上段から説明しておこう。なお表中の「一八三七年報告」とは、一八三七年報告書のことを指す。

〈戸主〉 一八三七年報告書に記された各世帯の代表者名（戸主、世帯主）。報告書での記載順に、通し番号1～38を付している。また、一八〇八年報告書に登録された世帯と、血縁上の系譜関係（直系）を宗門改帳で確認できる家については、（ ）内に一八〇八年報告書における世帯通し番号と代表者名を記入。

〈員数〉 一行目は、一八三七年報告書の飯料・造用部分に記された人数。二・三行目は、一八三六年三月、一八三九年三月の宗門改帳に登録されている人数とその内訳(名前、続柄、年齢)。

〈持高〉 一八三六・三九年宗門改帳に記載された、各家の持高。貼紙がある場合は、()内にその数値を記入。なお、26藤七、37安兵衛、38浅治郎については、一八三七年報告書でも「無高」と記載されているので、その情報も挿入しておいた。

【 内の数字は、持高の多い順(降順)に並べたときの村内順位。以下、「収入計」(降順)、「総支出／総収入」(昇順)、「等価可処分所得A・B」(降順)、「主食エンゲル係数A・B」(昇順)も同様。

〈家数、棟数、牛数〉 一八三六・三九年宗門改帳に記載された、「家持」肩書の有無と「棟数」の量、および持ち牛の数を記入(記載形式については、前著第二章参照)。「棟数」とは、屋敷地を意味する「屋鋪」を除く、各家の所有

建物(「本家」「土蔵」「小家」など)の数をあらわしていて、棟数が一つでもあれば「家持」として認定され、棟数がゼロであれば「無家」と表現される(例外的に、家持の肩書が付されたまま「無家」とされている場合もある)。ただし、一八三六年宗門改帳には、家持と棟数のみが記載されていて、棟数を構成する具体的な建物名は記されていない。

〈出来作物〉 一八三七年報告書の「出来作物」に登場する一八三六年一年分の諸収入を、銀額の多い順に並べ替えて表記(小麦のみ、麦の次に表記)。銀額の脇の()は生産量で、%は総収入に占める割合。末尾に、原文で記された収入の総計を記し、計算が異なる場合は()内に補足した。

〈購入用〉 一八三七年報告書の「購入用」に登場する一八三六年一年分の諸支出を、銀額の多い順に並べ替えて表記。%は総支出に占める割合で、()内に総収入に占める割合を記入。末尾には、原文で記された支出の総計を記し、計算が異なる場合は()内に補足した。

〔収支差引〕 一八三七年報告書の原文に記された、総収入と総支出の差額。計算が異なる場合は、()内に補足した。

〔総支出／総収入〕 総収入に占める総支出の割合を示したもので、一〇〇%をこえた部分が、赤字率となる。

〔等価可処分所得〕 前著第二章でも説明したように、等価可処分所得とは、世帯規模が異なる者同士で所得比較をするときに有用となる数値で、当該世帯の可処分所得を、世帯員数の平方根で割る、という算出方法をとる。農家のよくな自営業世帯の場合、可処分所得は、年収から税や借金返済額、および人件費などの事業経費といった非消費支出を差し引いた額面となるので、一八三七年報告書の場合、以下のような計算式となる。

$$\text{等価可処分所得} B = (\text{収入計} - \text{上納} \cdot \text{小入用} - \text{利足銀} \\ - [\text{給銀、肥代、農道具代、牛代}]) \\ \div \sqrt{1837\text{年報告:員数}}$$

なお前著では、自営業者の可処分所得に対する理解が不十分であったため、事業経費（農業経費）を差し引かない

まま、等価可処分所得を算出してしまった。前著で掲げた、一八〇七年段階の等価可処分所得と比較可能にするため、本稿でも参考までに、次のような計算方法にもとづく等価可処分所得Aを記入しておく。

$$\text{等価可処分所得} A = (\text{収入計} - \text{上納} \cdot \text{小入用} - \text{利足銀}) \\ \div \sqrt{1837\text{年報告:員数}}$$

等価可処分所得Aは、等価可処分所得の厳密な議論のためにはまったく無意味な数値であるが、等価可処分所得Bと比較することで、各世帯にとって、農業経費がどれほどの重みをもっていたのかを知ることができよう。^④

〔主食エンゲル係数〕 エンゲル係数も生活水準指標としてよく用いられる数値で、当該世帯の消費支出に占める食料費の割合をさす（本稿では、米・麦で構成される飯料を用いて、主食エンゲル係数を算出）。ここでも等価可処分所得のときと同様、前著では農業経費を非消費支出として勘案しなかったため、正確な主食エンゲル係数を計算できていなかった。よって、前述の等価可処分所得の表記方法に準じて、主食エンゲル係数についても以下のように、A・

B二通りの計算法にもとづく数値を世帯表に掲げる。

主食エンゲル係数A = 飯料 ÷ (支出計 - 上納・小入用 -

利足銀)

主食エンゲル係数B = 飯料 ÷ (飯料 + 造用)

なお、造用と飯料の割合は、造用は一人銀五〇匁、飯料はおおむね一人銀百五十匁となるので、必然的に主食エンゲル係数Bも、ほとんどの世帯が七五%前後に位置することになる。

〈役職〉 一八三七年報告書の願書B、および一八三六・三九年宗門改帳に記された役職名。

おわりに

今回紹介する一八三七年の世帯収支報告書は、一八〇八年のそれと同じく、一九世紀前半の村民世帯経営について、実にさまざまな論点を提供してくれる。とりわけ天保飢饉の影響が、個別世帯の次元でいかばかりであったかを考えるうえで、当該史料はうってつけの検討材料となるであろう。

う。詳細な分析は今後の課題であるが、平時であった一八〇八年報告書と比べると、農業生産量の大幅な減退にともなう農作物価格がどれほど高騰し、いかに飯料と肥料代が増大して、村全体での赤字幅が拡大していったのかが判明する。さらに個別世帯でも、黒字世帯が皆無となる一方、可処分所得がマイナスとなる世帯が続出し、等価可処分所得の順位付けをするのが馬鹿馬鹿しくなるほど、各家の経営は「異常事態」となっている(その象徴が19彦左衛門家で、年収も持高も村内第一位でありながら、等価可処分所得Bは断トツの最下位)。それでいて人びとは、一人年間一・五石の米麦撰取と、銀五〇匁の造用⇨個人支出を手放そうとはしない。加えて一八三七年報告書では、一八〇八年報告書には見られなかった、収入ゼロの世帯に対する飯料の「村賄」という、村の公的扶助についても記されている。近世日本の村社会では、村から公的救済をうけると、強烈な社会的制裁を食らいかねなかっただけに(前著第六章参照)、田原村ではどのような姿勢で「村賄」が実施されたのか、興味が尽きない。

筆者だけでなく、多くの研究者が田原村の一八三七年、そして一八〇八年の世帯収支報告書に注目して、より豊か

な近世日本史像が構築されることを期待したい。

註

- (1) 田原村片岡彦左衛門家文書分類番号4—12—2・整理番号13。以下、同家文書を利用する場合は、『宇陀市文化財調査報告書第六集 片岡家文書調査報告書』（宇陀市教育委員会、二〇一六年）の分類番号と整理番号にもとづいて、本文中に〔片岡4—12—2—13〕などと記す。
- (2) 拙著『貧困と自己責任の近世日本史』（人文書院、二〇一七年、以下「前著」）、第二・三章。以下、一八〇八年報告書に関する記述は、すべてこれに拠る。
- (3) 田原村の宗門改帳における「無高無家」記載が、破産を意味することについては、前著第三章、および拙稿「近世日本 本 貧困救済と村社会」（荒武賢一朗編『シリーズ東北アジアの社会と環境3 一九世紀の社会と環境』古今書院、近刊予定）参照。
- (4) 一八〇七年段階の等価可処分所得についても、あらためて一八〇八年報告書にもとづいて、農業経費も加味した形で計算し直してみると、前著の記述について、訂正が必要となる箇所が当然でてくる。第一に、等価可処分所得にもとづく村内順位が、大きく変更される世帯が少なくない。たとえば、等価可処分所得A—四位からB七位に変更される41安兵衛や、A—七位↓B—〇位の24善五、A九位↓B五

位の35藤兵衛のように、順位を大きく上げる世帯もあれば、A七位↓B—九位の4要蔵、A—二位↓B三四位の18治郎兵衛、A—五位↓B三五位の1善蔵のごとく、村内順位を大幅に下げる世帯も出てくる。加えて前著では、可処分所得がマイナスとなるのは15文次郎だけ、としていたが、実際には2林蔵、5藤右衛門、16半兵衛も、農業経費を勘案すると可処分所得はマイナスとなる。

一方、等価可処分所得にもとづいて前著で主張したかった事柄、すなわち、①総収入の上位層が、等価可処分所得でも上位に位置づく傾向にあるが、②一方で、総収入順位より大幅に上昇ないし下降する世帯もある、③等価可処分所得順に全世帯を並べてみても、どこかに「普通」の世帯の一群が形成されるわけでもなく、したがって「普通」の世帯と「貧しい」世帯の線引きは、等価可処分所得をもっとしても結構むずかしい、という点については、計算し直した等価可処分所得Bでも同様のことを指摘できる。

〔付記〕

本稿は、二〇一七年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究B）「比較史からみる生活の存立構造一六〇〇—二〇〇〇—家政・市場・財政」（研究代表者・谷本雅之、課題番号17H02548）による研究成果の一部である。

【凡例】

- 一 史料の体裁は、闕字を含め、できるだけ原史料の表現に従ったが、改行については原史料通りには表現せず、追い込みによる組版をおこなった。また適宜、句読点「。」、「、」や並列点「・」をつけた。
- 一 漢字は、基本的に常用漢字を用い、変体仮名も基本的には現行の字体に改めたが、助詞として使われている「者(は)」「而(て)」「は、そのまま用いた。また、合体字の「方(より)」もそのまま用いた。
- 一 漢字のくり返し記号(おどり字)は、「々」を用いた。
- 一 誤字や誤記などがある場合は、() 内の傍注に正しい字を付した。また文意の通じない箇所には(ママ)、脱字には(…脱)(…脱カ)、不要な文字には(衍)を付した。
- 一 抹消や訂正箇所は、該当箇所の左側に「こ」を付し、右側に訂正後の文字を記した。
- 一 虫損などにて判読困難な箇所は、字数が判明する場合は□、不明な場合は「」で示し、抹消にて判読できない箇所は■で示した。

〔表紙〕
天保八年 和州吉野郡

去申年御田畑出来作物書上帳扣
西三月日 田原村「

乍恐銘細書奉差上候

当御代官所和州吉野郡田原村役人共奉申上候。御高四百九拾七石六斗五升壹合之处、当村義ハ、吉野郡・宇陀郡両郡之際ニ而土地高ク故、出水場壹作取之場所故、壹毛不作仕候而ハ、凌方「」作物無御座候。且又去申年稀成不作二付、田方者勿論、田畑共替無同様之年柄二付、御年貢も出来兼「」恐多御年貢故、他借仕候而御皆済□相納候所、段々米穀高直二付、も早籾種迄も喰しまい、飯料之手段無之候二付、村役人共精々勘弁仕候得共、行届不申候故、段々小前相銘細附立相記奉差上候。何卒格別之御慈悲を以御勘弁之程被為 成下候得者、小前一同御広太之御慈悲と千万難有仕合ニ奉存候。以上

乍恐口上書奉差上候

先達て書附を以奉申上候通り、田原村之義ハ極困窮之村柄ニ御座候処、拾ヶ年以前方段々米穀高直二付、打損不作仕、

百姓一同手弱り候□□余り地多ク出来」 「段々」

「仕、何卒村方立直候様御手当定免之□幾重二も御歎奉願上候。且又当酉年御年貢御上納取立ノ手段出来難奉存候。

此俣御見^捨ケ置被為 成下候得ハ、当村^壱村□□之元居^基

二奉存、何か斗ケ歎ケ敷義ト奉存候。依之小前一統連印を

以御歎奉願上候。以上

天保八年酉ノ三月

和州吉野郡田原村

一 萬次郎 (印) 浅次郎 (印)

一 伝兵衛 (印) 清助 (印)

一 藤七 (印) 利兵衛 (印)

一 吉三郎 (印) 惣兵衛 (印)

一 弥兵衛 (印) 弥八 (印)

一 源三郎 (印) 善次郎 (印)

一 善右衛門 (印) 文次郎^(印)□^(印)

一 源七 (印) 要助 (印)

一 市兵衛 (印) なつ (印)

一 弥三郎 (印) 彦左衛門 (印)

一 勘助 (印) 平三郎 (印)

一 善兵衛 (印) 藤次郎 (印)

一 □^(飛カ)助 (印) 久次 (印)

一 次兵衛 (印) 宇助 (印)

一 藤右衛門 (印) きり (印)

一 安兵衛 (印) いそ (印)

一 清兵衛 (印) 平次 (印)

善七 (印)

百姓代

栄蔵 (印)

年寄

李兵衛 (印)

庄屋

「^(致次郎印カ)」

蓑笠之助様

御役所

出来作物

藤治郎

購入用

一いも三荷

同十五匁

一壹貫八拾目

飯料

一麦四石五斗

代三百拾五匁

一六八八拾三匁七分

上納

一米五石五斗

同七百七拾目

一米五石 麦五石五斗

七人分

一小麦貳斗三升

同拾貳匁六分五厘

小入用

一壹貫貳百五拾六匁六分

一貳百貳拾五匁

利銀

一種五斗三升

同四拾七匁七分

一三三八拾匁

給銀

但シ壹貫五百目

借銀

一粟四升

同四匁六分

一貳百三拾目

肥代

一大豆三斗五升

同三拾壹匁五分

一六拾五匁

農道具

一小豆五升

同三拾壹匁五分

一三拾匁

牛代

一たばこ五拾五斤

同拾五匁

一四百五拾目

造用

一いも三荷

同拾五匁

一壹貫三百六拾五匁

飯料

一空大豆貳斗

同拾四匁

米六石 麦七石五斗 九人分

一米五石三斗

同七百四拾貳匁

一三百目

利足銀

一壹貫貳百貳拾四匁九分五厘

一貳貫目

借用銀有

出来作物

平三郎

購入用

一いも四荷

同貳拾匁

一壹貫三百六拾五匁

飯料

一麦四石五斗

代三百十五匁

一五百貳拾貳匁五分

上納

一空大豆三斗

同貳拾壹匁

一三三十七拾五匁

利足銀

一小麦貳斗五升

同十三匁七分

小入用

一壹貫六百三拾七匁貳分

一貳貫五百目

借用銀有

一種六斗

同五拾四匁

一一百目

給銀

一粟四升

同四匁五分

一貳百目

肥代

一大豆四斗

同三拾六匁

一五拾五匁

農道具

一小豆八升

同六匁四分

一三拾五匁

牛代

一たはこ六拾斤

同四拾貳匁

一三百五拾目

七人分造用

一いも三荷

同拾五匁

一壹貫三百六拾五匁

飯料

一空大豆貳斗

同拾四匁

米六石 麦七石五斗 九人分

一米五石三斗

同七百四拾貳匁

一三百目

利足銀

一壹貫貳百貳拾四匁九分五厘

一貳貫目

借用銀有

指引

指引

貳貫貳百七拾八匁七分五厘 不足

一麥六斗

同三拾三匁

一八百六拾四匁五分

上納

一種八斗五升

同七拾七匁五分

一三百五拾匁

給銀

一大豆貳斗貳升

同五匁七分五厘

一八拾五匁

肥代

一小豆壹斗三升

同拾七匁六分

一八拾五匁

農道具

一たはこ百拾斤

同四匁四分

一三拾匁

牛代

一いも四荷

同貳拾匁

一四百五拾匁

九人分造用

一米七石五斗

同壹貫五拾目

一壹貫三百六拾五匁

飯料

一空大豆三斗

同貳拾壹匁

一三百七拾五匁

九人分

一壹貫六百三拾七匁貳分

同貳拾壹匁

一貳貫五百目

利足銀

一粟四升

同四匁五分

一三百八十三拾九匁五分

借用銀有

一大豆四斗

同三拾六匁

一五拾五匁

農道具

一小豆八升

同六匁四分

一三拾五匁

牛代

一たはこ六拾斤

同四拾貳匁

一三百五拾目

七人分造用

一いも三荷

同十五匁

一壹貫八拾目

飯料

一麦四石五斗

代三百拾五匁

一六八八拾三匁七分

上納

一小麦貳斗三升

同拾貳匁六分五厘

小入用

一米五石五斗

同七百七拾目

一米五石 麦五石五斗

七人分

一種五斗三升

同四拾七匁七分

一三三八拾匁

給銀

一粟四升

同四匁六分

一貳百三拾目

肥代

一大豆三斗五升

同三拾壹匁五分

一六拾五匁

農道具

一小豆五升

同三拾壹匁五分

一三拾匁

牛代

一たばこ五拾五斤

同拾五匁

一四百五拾目

造用

一いも三荷

同拾五匁

一壹貫三百六拾五匁

飯料

一空大豆貳斗

同拾四匁

米六石 麦七石五斗 九人分

一米五石三斗

同七百四拾貳匁

一三百目

利足銀

一壹貫貳百貳拾四匁九分五厘

不足

出来作物

李兵衛

賄入用

一麦五石五斗

代三百八拾七匁

上納

一小麦五斗

同式拾七匁五分

小入用

一種荳石壹斗

同九拾九匁

一三百目 給銀

一粟七升

同八匁五釐

一三百目 肥代

一大豆八斗

同七拾貳匁

一八拾五匁 農道具

一小豆三斗

同式拾四匁

一三拾目 牛代

一たはこ百拾斤

同式拾五匁

一壹貫七百拾匁 十一人分造用

一いも五荷

同式拾五匁

一壹貫七百拾匁 十一人分飯料

一米八石五斗

同壹貫九拾目

米八石 麦八石五斗 利銀

一壹貫七百七拾九匁五分

一五百貳拾五匁 借用銀

一米貳石五斗 同三百五拾目

一壹貫七百拾五匁 飯料

一五百九拾四匁三分

十一人分

一壹貫七百拾五匁

一三百七拾五匁 利足銀

一壹貫五百目

一壹貫五百目 借用銀有

一三貫六匁九分

三貫四百拾匁六分

不足

不足

出来作物

源三郎

賄入用

一壹石八斗

代百貳拾六匁

一貳百三拾三匁四分 上納

一小麦壹斗五升

同八匁式分五釐

小入用

一種三斗五升

同三拾壹匁五分

一百五拾匁 給銀

一粟貳升

同式匁三分

一五百九拾五匁 四人分飯料

一大豆四升五合

同四匁五釐

一貳百目 四人分造用

一小豆貳升三合

同三匁四分四釐

一三拾匁五分 農道具

一たはこ式拾斤

同拾四匁

一三拾匁 牛代

一いも五斗

同五匁

一百五拾七匁五分 利足銀

一米貳石五斗

同三百五拾匁

一壹貫五拾匁 借用銀

一五百四拾四匁五分四釐

一(空白)

出来作物

弥三郎

賄入用

一壹石五斗

代百貳拾六匁

一八百五拾壹匁八分六釐 不足

一壹貫三百九拾六匁四分

指引

一壹貫三百九拾六匁四分

指引

一壹貫三百九拾六匁四分

指引

一壹貫三百九拾六匁四分

指引

一壹貫三百九拾六匁四分

指引

一壹貫三百九拾六匁四分

指引

一壹貫三百九拾六匁四分

指引

一壹貫三百九拾六匁四分

指引

出来作物

利兵衛

賄入用

一麦貳石貳斗

代百五拾四匁

一百五拾六匁九分 上納

一小麦壹斗八升

同九匁九分

一七拾五匁 小入用

一空大豆壹斗貳升

同八匁四分

一八拾匁 肥代

一種三斗貳升

同式拾八匁八分

一貳拾五匁 給銀

一大豆壹斗壹升

同九匁九分

一貳拾五匁 農道具

一粟貳升

同式匁三分

一三拾匁 牛代

一たはこ三拾斤

同式拾壹匁

一五百五拾匁 造用

一いも貳荷

同拾匁

十一人分

十一人分

一小麦壹斗五升 同八匁貳分五釐

一種五斗三升 同四拾七匁七分

一粟三升五合 同四匁貳釐

一大豆三斗 同貳拾七匁

一小豆五升 同四匁

一たはこ四拾斤 同貳拾八匁

一いも貳荷 同拾匁

一米四石壹斗 同五百七拾四匁

九百四拾七匁七分(七釐)

小入用

給銀

肥代

農道具

牛代

八人分造用

飯料

八人分

利足銀

借用銀有

差引

壹貫五百八拾三匁叁分(三釐)

壹貫六百三拾五匁四分(三釐) 不足

出来作物

栄蔵

賄入用

一米四石 代貳百八拾匁

一小麦壹斗 同五匁五分

一種八斗 同七拾貳匁

一粟三升 同三匁壹分五釐

一大豆貳斗 同拾八匁

一小豆七升 同五匁五分

一たはこ六十斤 同四拾貳匁

一いも三荷 同拾五匁

一米五石三斗 同七百四拾貳匁

壹貫百八拾三匁叁分(五釐)

一四百三拾五匁

一貳百目

一百貳拾匁

一六拾匁

一三拾匁

一五百目

一壹貫五百四拾匁

米七石 麦八石

一三百目

上納

小入用

給銀

肥代

農道具

牛代

十人分造用

飯料

十人分

利足銀

出来作物

勘介

一米五石五斗 代三百八拾五匁

一小麦三斗 同十六匁五分

一種七斗 同六拾三匁

一粟五升 同五匁五分

一大豆五斗 同四拾五匁

一小豆壹斗 同八匁

一空大豆壹斗 同七匁

一たはこ八拾斤 同五拾六匁

一いも五荷 同貳拾五匁

一米七石五斗 同壹貫四拾目

壹貫六百五拾壹匁

一貳貫目

三貫百八拾五匁

差引

貳貫壹匁九分(五釐)

不足

賄入用

一六十七拾九匁六分

上納

小入用

給銀

肥代

八人分造用

農道具

牛代

飯料

八人分

利銀

但シ壹貫七百六拾五匁(前取銀)

三貫貳百九匁六分

差引

壹貫五百五拾八匁六分

不足

賄入用

一百八拾目九釐

上納

小入用

肥代

一粟壹升 同壹匁壹分五厘 一三五五拾目 七人分造用 不足

一大豆壹斗 同九匁 一三拾目 農道具

一小豆五升 同四匁 一十五匁 牛代

一たはこ三拾斤 同貳拾壹匁 一壹貫八拾七匁五分 飯料

一いも貳荷 同拾匁 米五石 麦五石五斗 七人分

一米壹石五斗 同貳百十匁 一百五匁 利銀

×三百八拾三匁六分五厘 但シ七百目 借銀

差引 壹貫八百六拾七匁五分九厘

壹貫四百八拾三匁九分 不足

出来作物 惣兵衛

一小麦石五斗 代百七拾五匁

一小麦壹斗五升 同八匁貳分五厘

一種五斗 同四拾五匁

一粟貳升 同貳匁三分

一大豆壹斗 同九匁

一小豆八升 同六匁四分

一たはこ五拾斤 同三拾五匁

一いも三荷 同十五匁

一米三石五斗 同四百九拾目

×七百八拾五匁九分五厘

購入用 一四百目^①五匁貳分四厘

上納 一四拾五匁

小人用 一百五拾目

給銀 一貳百目

肥代 一四百目

農道具 八人分造用

牛代 一五拾目

飯料 一三拾目

米六石 麦六石 八人分

利足 一百五拾目

但シ壹貫目 借銀

×貳貫六百四拾五匁貳分四厘

差引

出来作物

一小麦八斗 代五拾六匁

一小麦貳斗 同十六匁

一種壹斗 同九匁

一大豆五升 同四匁五分

一いも壹荷 同五匁

一たはこ五斤 同三匁五分

一米壹石壹斗 同百五拾四匁

×貳百四拾三匁

伝兵衛

購入用 一五拾四匁三分三厘

上納 一貳拾目

小人用 一貳拾目

肥代 一五匁

農道具 一十五匁

牛代 一貳百目

六人分造用 一九百拾匁

飯料 米四石 麦五石 六人分

利銀 一九拾目

借銀 但シ六百目

×壹貫四百九匁三分三厘

不足 壹貫百六拾六匁三分三厘

差引

購入用 一八拾四匁九分三厘

上納 代八拾四匁

小人用 同貳匁七分五厘

同壹匁八分

同貳匁七分

同壹匁三分

同五匁

同三匁五分

四人分造用

一米五升 同七匁
メ百七匁七分五釐

一六三拾目 飯料
米三石 麦三石 四人分

一小麦五升 同式匁七分五釐
一種四升 同三匁六分

一五匁 小入用
一八匁 肥代

一七拾目 利足銀
但シ五百目 借用銀

一いも苧荷 同五匁
一たばこ式斤 同匁匁四分

一八匁 農道具
一式百目 造用四人分

メ壹貫三拾目九分三釐

一大豆式升 同匁匁八分

一六三三拾匁 飯料

九百貳拾七匁壹分八釐 不足

メ四拾九匁五分五釐

米麦四人分 利足銀

出来作物 善次郎

賄入用

一百八拾三匁九分 上納
小入用

メ九百七拾九匁三分 不足

一小麦壹斗 同五匁五分
一種五升 同四匁五分

一五拾目 肥代

一小麦式石 代百四拾目
一小麦壹斗 代五匁五分

一五拾目 小入用
一式百四拾五匁五分 上納

一大豆三升 同式匁四分
一いも苧荷 同十匁

一拾五匁 農道具
一式百目 牛代

一麥式石 久次
一小麦壹斗 代百四拾目

一五拾目 肥代
一式百四拾五匁五分 上納

一たはこ八斤 同五匁六分
一米壹石五斗 同式百拾匁

一六三三拾目 飯料
米三石 麦三石 四人分

一種式斗 同拾八匁
一大豆壹斗 同九匁

一三拾目 牛代
一三拾目 農道具

一貳百貳拾五匁 利足銀
但シ壹貫五百目 借用銀

一小麦五升 同四匁
一たはこ三拾斤 同式拾壹匁

一三拾目 農道具
一貳百目 造用四人分

メ壹貫三百貳拾三匁九分

一米式石式斗 同三三匁八匁

一六三三拾目 飯料
米三石 麦三石 四人分

九百八拾目九分 不足

メ五百五匁五分

一貳百貳拾五匁 利足銀
但シ壹貫五百目 借用銀

出来作物 善七

賄入用

一三拾壹匁三分 上納

メ壹貫四百拾目五分

一麦五斗 代三拾五匁

九百四拾五匁 不足

一たはこ三拾斤 同貳拾壹匁

一七七七拾目

飯料

一米壹石貳斗 同百六拾八匁

米三石五斗 麦四石 五人分

一四三六拾貳匁五分五厘

一百貳拾三匁 利足銀

但シ八百貳拾目 借用銀

出来作物 善兵衛

賄入用

一壹貳石八斗 代百九拾六匁

上納

一小麦貳斗 同拾壹匁

小入用

一種五斗 同四拾五匁

一貳百目

肥代

一粟三升 同三匁四分五厘

一五拾目

農道具

一いも五荷 同貳拾五匁

一三拾目

牛代

一たはこ六拾斤 同四拾貳匁

一四百五拾目 九人分造用

一大豆三斗 同貳拾七匁

一壹貫三百六拾五匁 飯料

一小豆壹斗 同八匁

米六石 麦七石五斗 九人分

一米貳石三斗 同三百貳拾貳匁

一貳百拾七匁

利足銀

一六六七拾九匁五分

一壹貫四百五拾目

借用銀

差引

壹貫九百五拾七匁五分 不足

一たはこ百貳拾斤 同八拾四匁

一七五五拾目 十五人分造用

一いも七荷 同三拾五匁

一貳貫三百八拾貳匁 十五人分飯料

一米拾五石 同貳貫目

米十壹石五斗 麦拾壹石

一貳貫八百十六匁五分

一九百目 但シ六貫目 借銀

差引

一七貫貳百五拾八匁三分 四貫四百四拾壹匁八分 不足

出来作物 源七

一壹石八斗 代百貳拾六匁

賄入用

上納

一小麦五升 同貳匁七分五厘

一一百六拾四匁 小入用

一種壹斗五升 同拾三匁五分

一五拾目 肥代

一粟貳升 同貳匁三分

一貳拾五匁 農道具

一いも貳荷 同拾匁

一三拾目 牛代

一大豆壹斗 同九匁

一貳百五拾目 五人分造用

出来作物

万次郎

賄入用

一麦八斗

代五拾六匁

一百拾貳匁壹分

上納

メ貳貫四百六拾三匁四分
差引
貳貫百八拾壹匁四分 不足

一小麦五升

同貳匁七分五厘

小入用

一種五升

同四匁五分

一貳拾五匁

肥代

一大豆八升

同七匁五分

一貳拾目

農道具

一いも三荷

同拾五匁

一百五拾目

三人分造用

一米三斗

同拾五匁

一四〔五拾五匁〕

飯料

メ百貳拾七匁〔七分五厘〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

メ八百〔貳拾七匁〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

メ八百〔貳拾七匁〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

メ八百〔貳拾七匁〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

メ八百〔貳拾七匁〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

メ八百〔貳拾七匁〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

メ八百〔貳拾七匁〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

メ八百〔貳拾七匁〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

メ八百〔貳拾七匁〕

同拾五匁

米〔斗〕

三人分

一七拾五匁

但シ五百目

借用銀

利足銀

出来作物

清兵衛

一麦三斗

代廿壹匁

一百五拾三匁八分

上納

一米四斗

同六拾匁

一拾五匁

小入用

メ八拾壹匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

一七拾五匁

同六拾匁

一七拾五匁

利足銀

百八拾五匁 不足

七百七拾五匁八分 不足

出来作物 宇助

購入用

藤七 無高

一 麦壹石五斗 代百五匁

上納・小入用

一七拾匁

奉公給銀出

一 小麦壹斗貳升 同六匁五分

一 貳百九匁

肥代

一 貳百貳分五釐

小入用

一 種八升 同七匁貳分

一 拾五匁

農道具

一七拾五匁

利足銀

一 大豆五升 同四匁五分

一 貳百五匁

造用七人分

一五匁

借用銀

一 一も貳荷 同拾匁

一 三拾匁

牛代

一 百拾貳匁貳分

借用銀

一 たはこ拾斤 同七匁

一 九百拾匁

飯料

一 拾貳匁貳分

不足

一 米五斗五升 代七拾七匁

一 百八拾匁

利足銀

出来作物 吉三郎

一 百三拾八匁壹分七釐

購入用

一 貳百拾七匁貳分

一 壹貳百匁

借用銀

一 麥壹石壹斗

代七拾七匁

一 五拾目

上納

差引 壹貫九百六拾四匁

一 小麦壹斗

同五匁五分

一 五拾目

小入用

差引 壹貫七百四拾六匁

一 種八升

同七匁貳分

一 貳拾五匁

肥代

不足

一 大豆五升

同四匁五分

一 拾五匁

農道具

購入用

一 小豆三升

同貳匁四分

一 百五拾目

三人分造用

出来作物 きり

一 百拾六匁五分

上納・小入用

一 一も貳荷

同拾匁

一 百五拾五匁

飯料

一 拾五匁

農道具

一 米八斗

同百拾貳匁

一 貳百七拾目

借用銀

一 三百匁

造用

一 貳百拾八匁六分

同拾匁

一 貳百五匁

利足銀

一 四百五拾五匁

三人分飯料

一 米貳石

一 百五拾五匁

一 貳百五拾五匁

三人分

一 七拾匁

利足銀

一 貳百拾八匁六分

同拾匁

一 貳百五拾五匁

三人分

一 五百匁

借用銀

一 貳百拾八匁六分

同拾匁

一 貳百五拾五匁

三人分

一 八拾匁 奉公給銀出

一 九百六拾壹匁五分

借用銀

一 貳百拾八匁六分

同拾匁

一 九百三拾八匁壹分七釐

借用銀

一 九百六拾壹匁五分

借用銀

一 貳百拾八匁六分

同拾匁

一 九百三拾八匁壹分七釐

借用銀

差引

借用銀

一 貳百拾八匁六分

同拾匁

一 九百三拾八匁壹分七釐

借用銀

七百拾九匁五分七釐 不足

出来作物

清助

購入用

但シ式貫五百目 借用銀

一麦八斗

代五拾六匁

一百式拾壹匁五分

上納

一小麦壹斗

同五匁五分

小入用

一種八升

同七匁式分

一三拾目

肥代

一大豆三升

同式匁七分

一式拾五匁

農道具

一いも壹荷

同五匁

一十五匁

牛代

一たはこ五斤

同三匁五分

一三百目

六人分造用

一米壹石壹斗

同百五拾四匁

一九百拾匁

飯料

メ式百三拾三匁九分

米四石

六人分

一百五拾目

利銀

但シ壹貫目 借用銀

メ壹貫五百匁^(五百匁)五分

差引

壹貫三百拾七匁六分 不足

メ四百三拾目五分

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

米三石

四人分

一式百三拾壹匁

利足銀

但シ壹貫五百四拾目 借用銀

メ壹貫百九拾壹匁^(九拾匁)九分

不足

差引

七百六拾壹匁^(九拾匁)

不足

出来作^(物)

善右衛門

購入用

一三百六拾六匁七り

上納

一小麦壹斗五升

同八匁式分五り

小入用

一種壹斗

同九匁

一五拾目

肥代

一大豆壹斗五升

同拾三匁五分

一三拾目

農道具

一いも式荷

同拾匁

一三拾目

牛代

一米三石

同四百式拾目

一百五拾目

三人分造用

メ六百七拾七分五り^(六匁)

一四百五拾五匁

飯料

一米式石

麦式石五斗 三人分

一三百七拾五匁

利足銀

出来作物

文次郎

購入用

一麦式石五斗

代百七拾五匁

一六拾六匁四分

上納

一種式斗

同十八匁

一式拾目

小入用

一大豆壹斗五升

同拾三匁五分

一三拾目

農道具

一いも式荷

同四匁

一拾五匁

牛代

一米壹石五斗

同拾匁

一式百目

四人分造用

同式百拾匁

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一米壹石五斗

同式百拾匁

一六三三拾目

飯料

一たはこ式拾斤 同拾四匁
 一大豆五升 同四匁五分
 一米三斗 同四拾貳匁
 〆百七拾壹匁七分^(五斗)

一百目 式人分造用
 一三百十五匁 飯料
 米壹石五斗 麦壹石^(五斗) 式人分
 一百八拾目 利足銀
 但シ壹貫貳百目 借用銀
 〆七百六拾七匁貳分

差引

五百九拾五匁五分^(五斗) 不足

出来作物 平次

一麦壹石五斗 代百五匁
 一小麦貳斗 同拾壹匁
 一種八升 同七匁貳分
 一大豆壹斗 同九匁
 一小豆八升 同六匁四分
 一いも式荷 同拾匁
 一米貳石 同貳百八拾目
 〆四百貳拾八匁六分

購入用

一百四拾三匁三分 上納
 一三拾目 小入用
 一五拾目 肥代
 一三拾目 農道具
 一三拾目 牛代
 一三百目 □人分造^(六斗) □^(五斗)
 一九百五拾目 飯料
 米四石 麦五石 六人分
 一百五匁 利足銀
 但シ七百目 借用銀
 〆壹貫三百八匁三分

差引

八百貳拾九匁七分^(壹貫百七拾九) 不足

出来作物

一麦五斗 代三拾五匁
 一米貳斗 式拾八匁
 一いも壹荷 五匁
 〆六拾八匁

なつ

購入用

式拾八匁
 一百五拾貳匁九分
 一百匁
 一七拾五匁
 一五百^(五斗)
 〆三百廿七匁^(九分) □

差引

貳百五拾九匁九分 不足

市兵衛

一八百匁 借用 一八匁□分五^(五斗)り
 此り百廿匁 一百貳拾匁 造用
 〆貳百四拾八匁二分^(五斗) 不足
 但シ飯料之義八村賄

出来作物

一麦五斗 代三拾五匁
 一米壹斗 同拾四匁
 一いも壹荷 同五匁
 〆五拾四匁

要助

購入用

一百九匁三分 上納
 同拾四匁 小入用
 一拾五匁 農道具
 一貳百匁 造用
 一四百廿匁 飯料
 一三百匁 利足銀^(借用銀)
 一貳貫匁
 〆壹貫四十五匁三分

差引

九百九拾匁(三分懸) 不足

出来作物

藤右衛門

賄入用

一麦七石

代百四拾匁(七拾匁)

一七拾五匁

上納(小入用)

一いも七石

同五匁

一貳拾匁

農道具

メ七拾五匁

一貳百匁

造用

一四百貳拾匁

飯料

米麦六石

四人分

差引

四百四拾匁 不足

無高 安兵衛

賄入用

一五百三拾匁

借用銀有之

一八匁貳分五厘

小入用

此り年々七拾九匁五分

一貳百匁

造用四人分

一 (空白)

メ貳百三拾七匁八分(五分懸) 不足

但シ飯料之義ハ村賄

一 無高 浅治郎

一八百目 借用銀

一八匁貳分五厘

小入用

此り百貳拾匁

一百八拾匁

造用六人分

メ三百八匁貳分五厘 不足

但シ飯料之義ハ賄

| 1837年報告(戸主) | | 1 藩治部 | |
|------------------|---|--------|--|
| 1837年報告(員数) | 9人 | | |
| 1836年宗門改帳(員数) | 6人(亡け40、女子まき10、女子まき8、男子福松6、男子萬吉3、親藩治部7) | | |
| 1839年宗門改帳(員数) | 6人(藤次郎7、後家持亡43、孫まき(まき)13、孫子生(まき)11、孫子福松9、孫子萬吉6) | | |
| 1836年宗門改帳(持高(石)) | 19.51(6) | | |
| 1839年宗門改帳(持高(石)) | 19.51(6) | | |
| 1836年宗門改帳(家持・棟数) | 家持・3つ(厩・本家、土蔵、小家) | | |
| 1839年宗門改帳(家持・棟数) | 家持・3つ(厩・本家、土蔵、小家) | | |
| 1836年出米作物(銀(两)) | 1 | | |
| 1839年出米作物(銀(两)) | 1 | | |
| 米 | 742 (5.3石) | 60.57% | |
| 麦 | 315 (4.5石) | 25.71% | |
| 小麦 | 12.85 (0.23石) | 1.03% | |
| 種 | 47.7 (0.53石) | 3.89% | |
| 大豆 | 31.5 (0.35石) | 2.57% | |
| いも | 15 (3匁) | 1.14% | |
| 小豆 | 4.6 (0.04石) | 0.37% | |
| 粟 | 4 (0.05石) | 0.32% | |
| 収入計 | 1224.95(6) | | |
| 総支出内比(対総収入比) | | | |
| 1836年購入用(銀(两)) | 38.95%(111.43%) | | |
| 飯料 | 138.5 (9人分、米6石、麦7.5石) | | |
| 上納・小入用 | 683.7 | | |
| 通用 | 450 (9人分) | | |
| 利足銀 | 300 (2貫目借付銀) | | |
| 給銀 | 230 | | |
| 肥代 | 300 | | |
| 農道具 | 65 | | |
| 牛代 | 30 | | |
| 支出計 | 3393.7 | | |
| 収支差引(銀(两)) | -2278.75 | | |
| 総支出/総収入 | 286.02%(13) | | |
| 等価可処分所得A(銀(两)) | 80.41(9) | | |
| 等価可処分所得B(銀(两)) | -54.58(36) | | |
| 主食エネルギー係数A | 54.16%(3) | | |
| 主食エネルギー係数B | 75.20%(6) | | |

| 1837年報告(戸主) | | 2 平三期 (1808年報告:38万歳) | |
|------------------|--|----------------------|--|
| 1837年報告(員数) | 7人 | | |
| 1836年宗門改帳(員数) | 7人(平三郎6、伴勤六28、女子(御六妻)26、女子まき21、女子まき22、孫ウの5、孫ウバ2) | | |
| 1839年宗門改帳(員数) | 7人(平三郎89、伴勤六31、勤六妻みは30、勤六妹まき25、勤六女子ウの8、女子七子8、男子親太郎2) | | |
| 1836年宗門改帳(持高(石)) | 16.74(6) | | |
| 1839年宗門改帳(持高(石)) | 16.74(6) | | |
| 1836年宗門改帳(家持・棟数) | 家持・3つ(厩・本家、土蔵、小家) | | |
| 1839年宗門改帳(家持・棟数) | 家持・3つ(厩・本家、土蔵、小家) | | |
| 1836年出米作物(銀(两)) | | | |
| 1839年出米作物(銀(两)) | | | |
| 米 | 770 (5.5石) | 61.27% | |
| 麦 | 315 (4.5石) | 25.06% | |
| 小麦 | 137 (0.25石) | 1.09% | |
| 種 | 54 (0.6石) | 4.29% | |
| 大豆 | 42 (0.4石) | 3.34% | |
| いも | 38 (0.4石) | 2.86% | |
| 小豆 | 15 (3匁) | 1.19% | |
| 粟 | 64 (0.08石) | 0.50% | |
| 収入計 | 1256.6(5) | | |
| 総支出内比(対総収入比) | | | |
| 1836年購入用(銀(两)) | 1080 (7人分、米5石、麦5.5石) | 42.06%(65.94%) | |
| 飯料 | 522.5 | 20.35%(41.58%) | |
| 上納・小入用 | 350 (7人分) | 13.63%(27.85%) | |
| 通用 | 225 (1貫500目借付銀) | 8.78%(17.90%) | |
| 利足銀 | 200 | 7.78%(15.91%) | |
| 給銀 | 100 | 3.89%(7.95%) | |
| 肥代 | 55 | 2.14%(4.37%) | |
| 農道具 | 35 | 1.36%(2.78%) | |
| 牛代 | 35 | 1.36%(2.78%) | |
| 支出計 | 2567.8 | | |
| 収支差引(銀(两)) | -1310.9 | | |
| 総支出/総収入 | 204.32%(13) | | |
| 等価可処分所得A(銀(两)) | 192.42(2) | | |
| 等価可処分所得B(銀(两)) | 45.01(1) | | |
| 主食エネルギー係数A | 59.34%(8) | | |
| 主食エネルギー係数B | 75.82%(16) | | |
| 投資 | | | |
| 1839年宗門改帳 | 百俵代 | | |

| | |
|-----------------|--|
| 1837年報告-自主 | 3 政治部 (1806年報告-14番三節) |
| 1837年報告-員数 | 0人 |
| 1836年宗門改帳-員数 | 6人(政治部4、妻小い2、弟半四郎4、政治部女子いと19、男子藩吉16、弟次め72) |
| 1839年宗門改帳-員数 | 4人(藩次郎元藩吉118、(伯父)半四郎47、いよ22、母次め75) |
| 1836年宗門改帳-持票(石) | 26.11(計帳29,0986)【2】 |
| 1839年宗門改帳-持票(石) | 26.11(計帳29,0986)【2】 |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | 家持 2つ(屋敷、本家、小家) |
| 1839年宗門改帳-家持-棟数 | 家持 2つ(屋敷、本家、小家) |
| 1836年宗門改帳-牛数 | 1 |
| 1839年宗門改帳-牛数 | 1 |
| 1836年出来作物(銀-两) | |
| 米 | 1050 (7.5石) |
| 小麦 | 315 (4.5石) |
| 小麥 | 33 (0.6石) |
| 種 | 77.5 (0.85石) |
| たばこ | 77 (1.0石) |
| 空大豆 | 21 (0.3石) |
| いも | 20 (4筋) |
| 大豆 | 17.6 (0.22石) |
| 小豆 | 10.4 (0.13石) |
| 粟 | 5.75 (0.05石) |
| 収入計 | 1637.2(1627.25)【2】 |
| 1836年購入用(銀-两) | |
| 飯料 | 1365 (9人分) |
| 上納-小入用 | 864.5 |
| 通用 | 450 (9人分) |
| 利足銀 | 375 (2貫500目借用銀) |
| 給銀 | 350 |
| 肥代 | 320 |
| 農道具 | 85 |
| 牛代 | 30 |
| 支出計 | 3639.5 |
| 収支差引(銀-两) | -2202.3(2212.25) |
| 収支出/総収入 | 235.95%(5) |
| 等価可処分所得A(銀-两) | 129.25(5) |
| 等価可処分所得B(銀-两) | -132.41(35) |
| 主業エンゲル係数A | 52.50%(2) |
| 主業エンゲル係数B | 75.20%(6) |
| 投資 | |
| 1836年宗門改帳 | 庄屋 |
| 1837年報告 | |

| | |
|-----------------|---|
| 1837年報告-自主 | 4 赤兵衛 (1806年報告-4番二節) |
| 1837年報告-員数 | 11人 |
| 1836年宗門改帳-員数 | 9人(赤兵衛36、妻のぶ32、女子と78、男子重之助6、男子舟藏4、(赤兵衛弟)吉兵衛30、(赤兵衛弟)元治郎27、(赤兵衛弟)清26、(赤兵衛弟)この22) |
| 1839年宗門改帳-員数 | 8人(赤兵衛39、妻のぶ35、女子と71、男子重之介9、男子津次郎(元舟藏)17、赤兵衛弟吉兵衛33、吉兵衛弟清27、(赤兵衛弟)津藏30(292)) |
| 1836年宗門改帳-持票(石) | 14633【9】 |
| 1839年宗門改帳-持票(石) | 25.3(計帳26,842)【3】 |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | 家持 3つ |
| 1839年宗門改帳-家持-棟数 | 家持 3つ(屋敷、本家、土蔵、小家) |
| 1836年宗門改帳-牛数 | 1 |
| 1839年宗門改帳-牛数 | 1 |
| 1836年出来作物(銀-两) | |
| 米 | 1090 (8.5石) |
| 小麦 | 387 (5.5石) |
| 小麥 | 275 (0.5石) |
| 種 | 99 (1.1石) |
| たばこ | 77 (1.0石) |
| 大豆 | 72 (0.8石) |
| いも | 25 (5筋) |
| 小豆 | 24 (0.3石) |
| 粟 | 8.05 (0.07石) |
| 収入計 | 1779.5(1809.55)【2】 |
| 1836年購入用(銀-两) | |
| 飯料 | 1710 (11人分、米9石、粟8.5石) |
| 上納-小入用 | 796.3 |
| 通用 | 550 (11人分) |
| 利足銀 | 12.80(30.39%) |
| 給銀 | 525 (3貫500目借用銀) |
| 肥代 | 300 |
| 農道具 | 300 |
| 牛代 | 85 |
| 支出計 | 4296(4296.75) |
| 収支差引(銀-两) | -2516.5(2466.75) |
| 収支出/総収入 | 237.42%(6) |
| 等価可処分所得A(銀-两) | 147.21(3) |
| 等価可処分所得B(銀-两) | -68.36(25) |
| 主業エンゲル係数A | 57.47%(5) |
| 主業エンゲル係数B | 73.65%(18) |
| 投資 | |
| 1836年宗門改帳 | 年寄 |
| 1837年報告 | 年寄 |

| 1837年報告-戸主 | | 5 利兵衛 (1808年報告-7割/人) | |
|-----------------|--|---|--|
| 1837年報告-員数 | 1人 | 8人(利兵衛40、妻子38、利兵衛兄弟次郎42、利兵衛弟五兵衛37、利兵衛女子若き14、女子五兵衛男子カ重吉8、女子つと6、母ゆき6) | |
| 1836年宗門改帳-員数 | 10人(利兵衛43、妻七上のカ14、女子若き17、女子つと9、女子二の4、女子カ(カ)4、母ゆき8) | | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 8,809[17] | 8,809[17] | |
| 1839年宗門改帳-持高(石) | 8,895(総額44,493)[17] | | |
| 1839年宗門改帳-所持、棟数 | 所持、2つ | 所持、2つ | |
| 1836年宗門改帳-所持、棟数 | 1 | (麥持、本家、小家) | |
| 1839年宗門改帳-所持、棟数 | 1 | | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | | |
| 米 | 350 (2.5石) | 58.89% | |
| 麦 | 154 (2.2石) | 25.91% | |
| 小麦 | 9.9 (0.18石) | 1.68% | |
| 種 | 28.8 (0.32石) | 4.84% | |
| たばこ | 21 (30斤) | 3.53% | |
| たばこ | 10 (2箱) | 1.68% | |
| いも | 9.9 (0.11石) | 1.68% | |
| 大豆 | 8.4 (0.12石) | 1.41% | |
| 空大豆 | 2.3 (0.02石) | 0.38% | |
| 粟 | | | |
| 収入計 | 594.3[12] | 総支出内比(対総収入比) | |
| 飯料 | 1715 (11人分) | 57,03% | |
| 雑用 | 550 (11人分) | 18,29% | |
| 利足銀 | 375 (2貫500目借借銀) | 12,47% | |
| 上納-小入用 | 156.9 | 5,21% | |
| 給銀 | 80 | 2,66% | |
| 給代 | 75 | 2,49% | |
| 牛代 | 30 | 0,99% | |
| 農道具 | 25 | 0,83% | |
| 農道具 | 25 | | |
| 収支差引(銀:两) | 3006.9 | | |
| 収支出/総収入 | -2410.8(2412/6) | | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | 565.95[23] | | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | 18.81[17] | | |
| 主食エントナル係数A | -44.50[17] | | |
| 主食エントナル係数B | 69.29[22] | | |
| 主食エントナル係数B | 75.71[19] | | |

| 1837年報告-戸主 | | 6 源三郎 (1808年報告-3秀藏) | |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 1837年報告-員数 | 4人 | 3人(源三郎24、母ついで8、[源三郎弟]源兵衛22) | |
| 1836年宗門改帳-員数 | 3人(源三郎24、母ついで8、[源三郎弟]源兵衛22) | | |
| 1839年宗門改帳-員数 | 2人(源三郎27、[弟]源兵衛25) | | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 24,570[3] | | |
| 1839年宗門改帳-持高(石) | 15,111(総額8,956)[9] | | |
| 1836年宗門改帳-所持、棟数 | 所持、3つ | 所持、3つ(厩籠、本家、土蔵、小家) | |
| 1839年宗門改帳-所持、棟数 | 所持、3つ(厩籠、本家、土蔵、小家) | | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | | |
| 米 | 350 (2.5石) | 64.77% | |
| 麦 | 128 (1.8石) | 23.13% | |
| 小麦 | 825 (0.15石) | 1.51% | |
| 種 | 31.5 (0.35石) | 5.78% | |
| たばこ | 14 (20斤) | 2.57% | |
| いも | 5 (0.5石) | 0.91% | |
| 大豆 | 405 (0.045石) | 0.74% | |
| 小豆 | 344 (0.023石) | 0.63% | |
| 粟 | 2.3 (0.02石) | 0.42% | |
| 収入計 | 544.5[13] | 総支出内比(対総収入比) | |
| 飯料 | 595 (4人分) | 42.60% | |
| 雑用 | 233.4 | 16.71% | |
| 利足銀 | 200 (4人分) | 14.32% | |
| 上納-小入用 | 157.5 (1貫50两借借銀) | 11.27% | |
| 給銀 | 150 | 10.74% | |
| 給代 | 30.5 | 2.18% | |
| 牛代 | 30 | 2.14% | |
| 農道具 | 30 | | |
| 農道具 | 30 | | |
| 収支差引(銀:两) | -851.88 | | |
| 収支出/総収入 | 256.43[17] | | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | 76.82[10] | | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -28.43[13] | | |
| 主食エントナル係数A | 59.17[17] | | |
| 主食エントナル係数B | 74.84[5] | | |

| 1837年報告-戸主 | | 7 第三節 | |
|-----------------|---|--|--------------|
| 1836年報告-員数 | 8人 | 7人(第三節57、妻才56、養子佐助35、佐助妻才50、第三節女子2(022、孫太郎5、孫才02)) | |
| 1839年宗門改帳-員数 | 6人(第三節60、妻才59、伴佐助38、佐助妻才53、孫子勇太郎6、孫才50の2) | 12,388[12] | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 12,388[12] | | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 12,388[12] | | |
| 1836年宗門改帳-寄持-棟数 | 寄持、2つ | | |
| 1836年宗門改帳-生数 | 寄持、1 | | |
| 1836年出来作物(銀-两) | | | |
| 米 | 574 (4.1石) | 60.55% | |
| 麦 | 245 (3.5石) | 25.84% | |
| 小麦 | 825 (0.15石) | 0.87% | |
| 種 | 47.7 (0.53石) | 5.03% | |
| たばこ | 28 (40F) | 2.95% | |
| 大豆 | 27 (0.3石) | 2.84% | |
| いも | 10 (2石) | 1.05% | |
| 粟 | 4.02 (0.035石) | 0.42% | |
| 小豆 | 4 (0.05石) | 0.42% | |
| | 収入計 947.7(947.97) [8] | | |
| 1836年購入用(銀-两) | | | |
| 飯料 | 1260 (8人分、米麦12石) | 48.77%(32.91%) | 総支出内比(対総収入比) |
| 運用 | 400 (8人分) | 15.48%(42.19%) | |
| 上納-小入用 | 358.1 (2貫目借借銀) | 13.86%(37.7%) | |
| 利足銀 | 300 | 11.61%(31.64%) | |
| 給銀 | 150 | 5.80%(15.82%) | |
| 総代 | 50 | 1.93%(5.27%) | |
| 農道具 | 35 | 1.35%(3.89%) | |
| 牛代 | 30 | 1.16%(3.16%) | |
| | 支出計 2938.1 | | |
| 収支差引(銀-两) | -1635.4(1635.13) | | |
| 総支出/総収入 | 272.48[10] | | |
| 等価可処分所得A(銀-两) | 102.48[6] | | |
| 等価可処分所得B(銀-两) | 8,797[13] | | |
| 主養工ツケル係数A | 65.45% [13] | | |
| 主養工ツケル係数B | 75.90% [20] | | |

| 1837年報告-戸主 | | 8 宗庫 (1808年報告-2棟庫) | |
|-----------------|---|---|--------------|
| 1836年報告-員数 | 10人 | 7人(宗蔵45、妻才736、女子6人い16、男子安之助14、女子なつ10、男子芳松8、男子藤太郎6(6)) | |
| 1839年宗門改帳-員数 | 8人(宗蔵48、妻ひで子C[39、女子6人い19、男子安之助17、女子なつ13、女子(男子)乙松(元芳松幼)11、女子(男子)庄太郎(宗藤太郎)19、女子[男子]乙吉4) | 26,212 | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 26,212 | | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 15.3(駄銀11,1995) [8] | | |
| 1836年宗門改帳-寄持-棟数 | 寄持、3つ | | |
| 1836年宗門改帳-生数 | 寄持、2つ(厩籠、本家、土蔵、小家) | | |
| 1836年出来作物(銀-两) | | | |
| 米 | 742 (5.3石) | 62.71% | |
| 麦 | 280 (4石) | 23.66% | |
| 小麦 | 55 (0.1石) | 0.46% | |
| 種 | 72 (0.8石) | 6.08% | |
| たばこ | 42 (80F) | 3.54% | |
| 大豆 | 18 (0.2石) | 1.52% | |
| いも | 15 (3石) | 1.26% | |
| 粟 | 5.5 (0.07石) | 0.46% | |
| 小豆 | 3.15 (0.03石) | 0.26% | |
| | 収入計 1183.1(1183.15) [7] | | |
| 1836年購入用(銀-两) | | | |
| 飯料 | 1540 (10人分、米7石、麦8石) | 48.35%(30.16%) | 総支出内比(対総収入比) |
| 運用 | 500 (10人分) | 15.69%(42.26%) | |
| 上納-小入用 | 435 | 13.65%(36.76%) | |
| 利足銀 | 300 (2貫目借借銀) | 9.41%(25.35%) | |
| 給銀 | 200 | 6.27%(16.90%) | |
| 総代 | 120 | 3.76%(10.14%) | |
| 農道具 | 60 | 1.88%(5.07%) | |
| 牛代 | 30 | 0.94%(2.53%) | |
| | 支出計 3185 | | |
| 収支差引(銀-两) | -2001.9(2001.85) | | |
| 総支出/総収入 | 269.19[9] | | |
| 等価可処分所得A(銀-两) | 141.71[4] | | |
| 等価可処分所得B(銀-两) | 1206[6] | | |
| 主養工ツケル係数A | 62.85[10] | | |
| 主養工ツケル係数B | 75.43[14] | | |
| 1836年宗門改帳 | 百株代 | | |
| 1837年報告 | 百株代 | | |

| | | |
|------------------|--|----------------|
| 1837年報告: 主目 | 9 勘介 (1838年報告: 25勤兵衛) | |
| 1837年報告: 員数 | 8人 | |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 6人(勘助3、妻よは38、伴男太郎吉10、男子三次郎5、勘助味七郎28、母けむ(22)) | |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 6人(勘介42、妻よは41、伴太郎吉13、伴三次郎8、[女子とむめ]2、母はる) | |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 207(25) | |
| 1839年宗門改帳: 持高(石) | 20,712(旦那19,832)(4) | |
| 1836年宗門改帳: 家持・棟数 | 家持: 3つ(屋敷、本家、土蔵、小家) | |
| 1839年宗門改帳: 家持・棟数 | 家持: 3つ(屋敷、本家、土蔵、小家) | |
| 1836年出米作物(銀: 两) | 1 | |
| 1839年出米作物(銀: 两) | 1 | |
| 米 | 1040 (7.5石) | 63.03% |
| 小麦 | 385 (5.5石) | 23.31% |
| 小麦 | 16.5 (0.3石) | 0.99% |
| 種 | 63 (0.7石) | 3.81% |
| 大豆 | 56 (80斤) | 3.39% |
| 大豆 | 45 (0.5石) | 2.72% |
| いも | 25 (5匁) | 1.51% |
| いも | 8 (0.1石) | 0.48% |
| 小豆 | 7 (0.1石) | 0.42% |
| 粟 | 5.5 (0.05石) | 0.33% |
| 収入計 | 1681(3) | |
| 1836年購入用(銀: 两) | | 総支出内比(対総収入比) |
| 飯料 | 1260 (8人分、米6石、麦6石) | 39.25%(76.31%) |
| 上納・小入用 | 679.6 | 21.17%(41.16%) |
| 通用 | 400 (8人分) | 12.46%(24.22%) |
| 利銀 | 265 (1貫769匁借用) | 8.25%(16.05%) |
| 肥代 | 250 | 8.10%(15.74%) |
| 農道具 | 65 | 7.78%(15.14%) |
| 牛代 | 30 | 2.02%(3.93%) |
| 牛代 | 30 | 0.93%(1.81%) |
| 収支差引(銀: 两) | 32099.6 | |
| 収支出/総収入 | -1558.6 | |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | 194.44(2) | |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | 249.75(1) | |
| 主費エソツル係数A | 35.85(2) | |
| 主費エソツル係数B | 55.624(4) | |
| 投資 | 75.904(20) | |
| 1839年宗門改帳 | 年寄 | |

| | | |
|------------------|--|-----------------|
| 1837年報告: 主目 | 10 勘八 | |
| 1837年報告: 員数 | 7人 | |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 6人(勘/49、妻やな48、男子忠兵衛19、女子わさお、男子秀吾5、女子むめ)(13) | |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 6人(勘/52、妻やな51、男子忠兵衛22、女子わさお(3才)19、女子(男子)秀吾8、女子むめ)(6) | |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 35(27) | |
| 1839年宗門改帳: 持高(石) | 3,51(旦那5,013)(27) | |
| 1836年宗門改帳: 家持・棟数 | 家持: 1つ(屋敷、本家) | |
| 1839年宗門改帳: 家持・棟数 | 家持: 1つ(屋敷、本家) | |
| 1836年出米作物(銀: 两) | 1 | |
| 1839年出米作物(銀: 两) | 1 | |
| 米 | 210 (1.5石) | 54.73% |
| 小麦 | 105 (1.5石) | 27.36% |
| 小麦 | 55 (0.1石) | 1.43% |
| 大豆 | 21 (30斤) | 5.47% |
| 種 | 18 (0.2石) | 4.69% |
| いも | 10 (2匁) | 2.60% |
| 大豆 | 9 (0.1石) | 2.34% |
| 小豆 | 4 (0.05石) | 1.04% |
| 粟 | 1.5 (0.01石) | 0.29% |
| 収入計 | 388.65(17) | |
| 1836年購入用(銀: 两) | | 総支出内比(対総収入比) |
| 飯料 | 1087.5 (7人分、米5石、麦5.5石) | 58.23%(283.46%) |
| 上納・小入用 | 350 (7人分) | 18.74%(9.122%) |
| 通用 | 1800.9 | 9.64%(46.94%) |
| 利銀 | 105 (700目借銀) | 5.62%(27.36%) |
| 肥代 | 100 | 5.35%(26.06%) |
| 農道具 | 30 | 1.60%(7.81%) |
| 牛代 | 15 | 0.80%(3.90%) |
| 牛代 | 15 | 0.80%(3.90%) |
| 収支差引(銀: 两) | 1867.59 | |
| 収支出/総収入 | -1483.9(1483.94) | |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | 486.79%(22) | |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | 372.5(15) | |
| 主費エソツル係数A | 68.724(20) | |
| 主費エソツル係数B | 75.654(17) | |

| | | |
|-----------------|--|-----------------|
| 1837年報告-戸主 | 11 惣兵衛 (1808年報告-0惣兵衛) | |
| 1837年報告-員数 | 8人 | |
| 1836年宗門改帳-員数 | 7人(惣兵衛51、妻お左42、男子惣七22、男子吉吉14、女子おき12、男子梅松11、母お七8) | |
| 1839年宗門改帳-員数 | 7人(惣兵衛64、妻お左45、男子惣七25、男子吉吉五郎(元吉吉九)17、女子おき15、女子(男子)梅松14、母お七8) | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 11,075(15) | |
| 1839年宗門改帳-持高(石) | 11,075(15) | |
| 1836年宗門改帳-寄持-棟数 | 寄持 2ツ | |
| 1839年宗門改帳-寄持-棟数 | 寄持 3ツ(厩籠、本家、土蔵、小家) | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | |
| 米 | 490 (3.5石) | 62.34% |
| 小麦 | 175 (2.5石) | 22.26% |
| 小麥 | 8.25 (0.15石) | 1.04% |
| 種 | 45 (0.5石) | 5.72% |
| 大豆 | 35 (50斤) | 4.45% |
| いも | 15 (3石) | 1.90% |
| 大豆 | 9 (0.1石) | 1.14% |
| 小豆 | 6.4 (0.08石) | 0.81% |
| 粟 | 2.3 (0.02石) | 0.29% |
| 収入計 | 785.95(9) | |
| 1836年購入用(銀:两) | | 総支出内比(済総収入比) |
| 飯料 | 1260 (8人分、米6石、麦5石) | 47.63%(160.31%) |
| 上納-小入用 | 405.24 | 15.31%(51.56%) |
| 適用品 | 400 (8人分) | 15.12%(50.89%) |
| 利銀 | 200 | 7.56%(25.44%) |
| 肥代 | 150 (1貫目借籠) | 5.67%(19.08%) |
| 総運具 | 50 | 1.89%(6.36%) |
| 牛代 | 30 | 1.13%(3.81%) |
| 支出計 | 2645.24 | |
| 取立差引(銀:两) | -1851.19(1839.29) | |
| 総支出/総収入 | -336.56%(14) | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | 81.56(9) | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -70.45(26) | |
| 主費エシテリル係数A | 60.26%(9) | |
| 主費エシテリル係数B | 75.90%(20) | |
| 収蔵 | | |
| 1839年宗門改帳 | 庄屋 | |

| | | |
|-----------------|--|-----------------|
| 1837年報告-戸主 | 12 庄兵衛 (1808年報告-9庄兵衛) | |
| 1837年報告-員数 | 6人 | |
| 1836年宗門改帳-員数 | 6人(庄兵衛64、妻お左64、男子庄兵衛40、庄兵衛おゆ29、庄兵衛小間吉9、庄兵衛女子おゆ9(6)) | |
| 1839年宗門改帳-員数 | 7人(庄兵衛67、妻お左67、惣庄兵衛43、庄兵衛妻おゆ32、庄兵衛男子小間吉12、庄兵衛女子おゆ9、庄兵衛女子おゆ2) | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 123(30) | |
| 1839年宗門改帳-持高(石) | 122.66(15)(131) | |
| 1836年宗門改帳-寄持-棟数 | 寄持 1ツ(厩籠、本家) | |
| 1839年宗門改帳-寄持-棟数 | 寄持 1ツ(厩籠、本家) | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | |
| 米 | 154 (1.1石) | 63.37% |
| 小麦 | 56 (0.8石) | 23.04% |
| 小麥 | 11 (0.2石) | 4.52% |
| 種 | 9 (0.1石) | 3.70% |
| いも | 5 (1石) | 2.05% |
| 大豆 | 4.5 (0.05石) | 1.85% |
| たばこ | 3.5 (5斤) | 1.44% |
| 収入計 | 248(21) | |
| 1836年購入用(銀:两) | | 総支出内比(済総収入比) |
| 飯料 | 910 (6人分、米4石、麦5石) | 64.56%(374.48%) |
| 適用品 | 300 (6人分) | 21.28%(123.45%) |
| 利銀 | 90 (600目借籠) | 6.38%(370.3%) |
| 上納-小入用 | 54.33 | 3.85%(22.35%) |
| 肥代 | 20 | 1.41%(8.23%) |
| 総運具 | 20 | 1.41%(8.23%) |
| 牛代 | 15 | 1.06%(6.17%) |
| 支出計 | 1409.33 | |
| 取立差引(銀:两) | -1166.33 | |
| 総支出/総収入 | -579.97%(25) | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | 40.28(14) | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | 17.82(5) | |
| 主費エシテリル係数A | 71.93%(29) | |
| 主費エシテリル係数B | 75.20%(6) | |

| | | |
|-----------------|---|----------------|
| 1837年報告-戸主 | 13 張兵衛 | |
| 1837年報告-員数 | 4人 | |
| 1836年宗門改帳-員数 | 4人(張兵衛57、男子徳五郎37、徳五郎蓬丸(主)3、徳五郎女子(子)2) | |
| 1839年宗門改帳-員数 | 4人(張兵衛60、仲徳五郎40、徳五郎妻(主)40(26才)、徳五郎女子(子)12(12才)) | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 2246(28) | |
| 1839年宗門改帳-持高(石) | 2406(貼附359)(28) | |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | 家持、2丁(厩籠、本家) | |
| 1839年宗門改帳-家持-棟数 | 家持、1丁(厩籠、本家) | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | |
| 米 | 84 (1.2石) | 78.68% |
| 小麦 | 2.75 (0.05石) | 2.57% |
| 米 | 7 (0.05石) | 6.55% |
| いも | 5 (1石) | 4.68% |
| たばこ | 3.5 (5斤) | 3.27% |
| 大豆 | 2.7 (0.03石) | 2.52% |
| 種 | 1.8 (0.02石) | 1.68% |
| 収入計 | 107.75(106.75)(28) | |
| 1836年購入用(銀:两) | | |
| 飯料 | 630 (4人分、米3石、麦3石) | 総支出内比(貸総収入比) |
| 利足銀 | 200 (4人分) | 60.37%(590.16) |
| 上納-小入用 | 84.93 | 19.32%(187.35) |
| 利足銀 | 70 (500目借用銀) | 6.76%(65.57) |
| 肥代 | 20 | 1.93%(18.73) |
| 農道具 | 15 | 1.44%(14.05) |
| 牛代 | 15 | 1.44%(14.05) |
| 支出計 | 1030.93(1034.93) | |
| 収支差引(銀:两) | -97.18(928.18) | |
| 総支出/総収入 | 969.48%(92) | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | -24.09(24) | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -49.09(19) | |
| 主食エネルギー係数A | 71.59%(28) | |
| 主食エネルギー係数B | 75.90%(20) | |

| | | |
|-----------------|--|----------------|
| 1837年報告-戸主 | 14 善次郎 (1808年報告-21善次郎) | |
| 1837年報告-員数 | 4人 | |
| 1836年宗門改帳-員数 | 5人(善次郎10、妻(主)6(266才)、女子3(34、女子小(26、男子善吾23) | |
| 1839年宗門改帳-員数 | 4人(善次郎24(72才)、妻(主)68(63才)、女子小(26、男子善五26) | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 4109(25) | |
| 1839年宗門改帳-持高(石) | 4908(22) | |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | 家持、2丁(厩籠、本家、小家) | |
| 1839年宗門改帳-家持-棟数 | 家持、1丁 | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | |
| 米 | 210 (1.5石) | 61.22% |
| 小麦 | 105 (1.5石) | 30.61% |
| 小麦 | 5.5 (0.1石) | 1.60% |
| いも | 10 (2石) | 2.91% |
| たばこ | 5.6 (8斤) | 1.63% |
| 種 | 4.5 (0.05石) | 1.31% |
| 大豆 | 2.4 (0.03石) | 0.69% |
| 収入計 | 346(19) | |
| 1836年購入用(銀:两) | | |
| 飯料 | 630 (4人分、米3石、麦3石) | 総支出内比(貸総収入比) |
| 利足銀 | 225 (1貫500目借用銀) | 47.58%(183.67) |
| 上納-小入用 | 200 (4人分) | 16.99%(65.98) |
| 利足銀 | 15.10(58.30) | 15.10%(58.30) |
| 上納-小入用 | 183.9 | 13.89%(53.61) |
| 肥代 | 50 | 3.77%(14.57) |
| 農道具 | 20 | 1.51%(5.83) |
| 牛代 | 15 | 1.13%(4.37) |
| 支出計 | 1323.9 | |
| 収支差引(銀:两) | -980.9 | |
| 総支出/総収入 | 385.97%(16) | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | -32.95(25) | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -75.45(28) | |
| 主食エネルギー係数A | 68.85(21) | |
| 主食エネルギー係数B | 75.90(20) | |

| 1837年報告- 戸主 | | 15 番七 (1808年報告-27久兵衛) | |
|-------------------|--------------------------|-----------------------|--|
| 1837年報告- 戸数 | 4人 | | |
| 1836年空門改帳- 員数 | 2人 (番七90、只久兵衛9) | | |
| 1836年空門改帳- 員数 | 4人 (番七53、妻久4人、惣平吾9、惣左吉4) | | |
| 1836年空門改帳- 持葉(石) | 0.6(92) | | |
| 1836年空門改帳- 持葉(石) | 0.6(持葉0.6) | [33] | |
| 1836年空門改帳- 寄持- 棟数 | | | |
| 1836年空門改帳- 寄持- 棟数 | | | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | | |
| | 粟 1つ (原種、本家) | | |
| 小麦 | 35 (0.5石) | 70.63% | |
| いも | 2.75 (0.05石) | 5.54% | |
| 種 | 5 (1節) | 10.09% | |
| 大豆 | 3.6 (0.04石) | 7.28% | |
| たばこ | 1.8 (0.02石) | 3.65% | |
| | 1.4 (2斤) | 2.82% | |
| 収入計 | 49.55[34] | | |
| 1836年購入用(銀:两) | | | |
| 飯料 | 630 (4人分米) | 64.33%(1271.44%) | |
| 上納・小入用 | 200 (4人分) | 20.42%(403.63%) | |
| 利足銀 | 105 (700目借用銀) | 10.72%(211.90%) | |
| 服用 | 31.3 | 3.19%(63.16%) | |
| 肥代 | 8 | 0.81%(16.14%) | |
| 農道具 | 5 | 0.51%(10.09%) | |
| 牛代 | | | |
| 収入計 | 979.3 | | |
| 収支差引(銀:两) | -929.7(929.75) | | |
| 総支出/総収入 | 1976.38%[35] | | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | -43.37[28] | | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -49.87[20] | | |
| 主食エンゲル係数A | 74.73%[31] | | |
| 主食エンゲル係数B | 75.90%[20] | | |

| 1837年報告- 戸主 | | 16 久次 (1808年報告-26清藏) | |
|-------------------|---------------------------|----------------------|--|
| 1837年報告- 戸数 | 4人 | | |
| 1836年空門改帳- 員数 | 3人(久次30、男子[弟]半治前21、母上57) | | |
| 1836年空門改帳- 員数 | 3人(久次39[33]人、善栄次郎24、惣右58) | | |
| 1836年空門改帳- 持葉(石) | 1.204[13] | | |
| 1836年空門改帳- 持葉(石) | 1.204(持葉0.992)[13] | | |
| 1836年空門改帳- 寄持- 棟数 | | | |
| 1836年空門改帳- 寄持- 棟数 | | | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | | |
| | 粟 1つ (原種、本家、小麦) | | |
| 米 | 308 (2.2石) | 60.92% | |
| 小麦 | 140 (2石) | 27.69% | |
| 小麦 | 5.5 (0.1石) | 1.08% | |
| たばこ | 21 (30斤) | 4.15% | |
| 種 | 18 (0.2石) | 3.56% | |
| 大豆 | 9 (0.1石) | 1.78% | |
| 小豆 | 4 (0.05石) | 0.79% | |
| 収入計 | 505.5[14] | | |
| 1836年購入用(銀:两) | | | |
| 飯料 | 630 (4人分、米3石、麦3石) | 44.68%(124.62%) | |
| 上納・小入用 | 245.5 | 17.40%(48.56%) | |
| 利足銀 | 225 (1貫500目借用銀) | 15.95%(44.51%) | |
| 服用 | 200 (4人分) | 14.17%(39.56%) | |
| 肥代 | 50 | 3.84%(9.89%) | |
| 農道具 | 30 | 2.12%(5.39%) | |
| 牛代 | 30 | 2.12%(5.39%) | |
| 収入計 | 1410.8 | | |
| 収支差引(銀:两) | -905 | | |
| 総支出/総収入 | 279.03%[12] | | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | 17.5[18] | | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -37.5[14] | | |
| 主食エンゲル係数A | 67.02%[18] | | |
| 主食エンゲル係数B | 75.90%[20] | | |

| 1837年報告: 戸主 | | 17 善兵衛 (1808年報告: 35歳兵衛) | |
|------------------|---|-------------------------|-------------------------------------|
| 1837年報告: 戸数 | 1 | 1837年報告: 戸数 | 9人 |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 8人(善兵衛6歳、女子二の16、弟源次30(39才)、源治妻も63歳、源治男子參松(11男子之吉9、男子宇半6、男子菊松) | 1836年宗門改帳: 員数 | 9人(善兵衛49、女子二の19、弟源次44、源次妻も63、源次男子參松 |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 14、男子之吉12、男子宇吉9、男子菊松6、男子源吉3 | 1839年宗門改帳: 員数 | 14、男子之吉12、男子宇吉9、男子菊松6、男子源吉3 |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 11.51(17) | 1836年宗門改帳: 持高(石) | 11.51(17) |
| 1839年宗門改帳: 持高(石) | 11.51(17) | 1839年宗門改帳: 持高(石) | 11.51(17) |
| 1836年宗門改帳: 寄持、棟数 | 寄持、3つ(厩、本家、土蔵、小家) | 1836年宗門改帳: 寄持、棟数 | 寄持、3つ(厩、本家、土蔵、小家) |
| 1839年宗門改帳: 寄持、棟数 | 1 | 1839年宗門改帳: 寄持、棟数 | 1 |
| 1836年出来作物(銀: 两) | 1 | 1836年出来作物(銀: 两) | 1 |
| 米 | 322 (2.3石) | 米 | 47.3% |
| 麦 | 196 (2.8石) | 麦 | 28.84% |
| 小麦 | 11 (0.2石) | 小麦 | 1.61% |
| 種 | 45 (0.5石) | 種 | 6.62% |
| たばこ | 42 (60斤) | たばこ | 6.18% |
| 大豆 | 27 (0.3石) | 大豆 | 3.97% |
| いも | 25 (5匁) | いも | 3.67% |
| 小豆 | 8 (0.1石) | 小豆 | 1.17% |
| 粟 | 3.45 (0.03石) | 粟 | 0.50% |
| 収入計 | 679.5(679.45)【10】 | 収入計 | 679.5(679.45)【10】 |
| 1836年購入用(銀: 两) | | 1836年購入用(銀: 两) | |
| 飯料 | 1365 (9人分、米6石、麦7.5石) | 飯料 | 51.76%(200.89%) |
| 適用 | 450 (9人分) | 適用 | 17.06%(66.23%) |
| 上納・小入用 | 325 | 上納・小入用 | 12.32%(47.83%) |
| 和足銀 | 217 (1貫450目借用銀) | 和足銀 | 8.22%(31.93%) |
| 肥代 | 200 | 肥代 | 7.58%(29.43%) |
| 牛代 | 50 | 牛代 | 1.89%(7.25%) |
| 農道具 | 30 | 農道具 | 1.13%(4.41%) |
| 支出計 | 2637 | 支出計 | 2637 |
| 収支差引(銀: 两) | -1957.5(1957.5) | 収支差引(銀: 两) | -1957.5(1957.5) |
| 総支出/総収入 | 388.10%(17) | 総支出/総収入 | 388.10%(17) |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | 46.81(13) | 等価可処分所得A(銀: 两) | 46.81(13) |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | -47.5(18) | 等価可処分所得B(銀: 两) | -47.5(18) |
| 主食エネルギー係数A | 65.15%(12) | 主食エネルギー係数A | 65.15%(12) |
| 主食エネルギー係数B | 75.20%(6) | 主食エネルギー係数B | 75.20%(6) |

| 1837年報告: 戸主 | | 18 源七 (1808年報告: 17歳七) | |
|------------------|----------------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 1837年報告: 戸数 | 1 | 1837年報告: 戸数 | 5人 |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 3人(宇兵衛2、妻吉(32、女子二の8、女子吉6) | 1836年宗門改帳: 員数 | 5人(源七67、宇兵衛29、宇兵衛妻吉(29才)、宇兵衛二の5、娘まき |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 4人(宇兵衛32、妻吉(32、女子二の8、女子吉6) | 1839年宗門改帳: 員数 | 4人(宇兵衛32、妻吉(32、女子二の8、女子吉6) |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 4.502(2) | 1836年宗門改帳: 持高(石) | 4.502(2) |
| 1839年宗門改帳: 持高(石) | 4.51(18) | 1839年宗門改帳: 持高(石) | 4.51(18) |
| 1836年宗門改帳: 寄持、棟数 | 寄持、2つ(厩、本家、小家) | 1836年宗門改帳: 寄持、棟数 | 寄持、2つ(厩、本家、小家) |
| 1839年宗門改帳: 寄持、棟数 | 2 | 1839年宗門改帳: 寄持、棟数 | 2 |
| 1836年出来作物(銀: 两) | | 1836年出来作物(銀: 两) | |
| 米 | 168 (1.2石) | 米 | 47.65% |
| 麦 | 126 (1.8石) | 麦 | 35.73% |
| 小麦 | 2.75 (0.05石) | 小麦 | 0.78% |
| 種 | 21 (30斤) | 種 | 5.95% |
| 大豆 | 135 (0.15石) | 大豆 | 3.82% |
| いも | 10 (2匁) | いも | 2.83% |
| 小豆 | 9 (0.1石) | 小豆 | 2.55% |
| 粟 | 2.3 (0.02石) | 粟 | 0.65% |
| 収入計 | 362.55(362.55)【18】 | 収入計 | 362.55(362.55)【18】 |
| 1836年購入用(銀: 两) | | 1836年購入用(銀: 两) | |
| 飯料 | 770 (5人分、米3.5石、麦4石) | 飯料 | 54.53%(218.40%) |
| 適用 | 250 (5人分) | 適用 | 17.70%(70.91%) |
| 上納・小入用 | 164 | 上納・小入用 | 11.61%(46.51%) |
| 和足銀 | 123 (820目借用銀) | 和足銀 | 8.71%(34.88%) |
| 肥代 | 50 | 肥代 | 3.54%(14.18%) |
| 牛代 | 30 | 牛代 | 2.12%(8.50%) |
| 農道具 | 25 | 農道具 | 1.77%(7.09%) |
| 支出計 | 1412 | 支出計 | 1412 |
| 収支差引(銀: 两) | -1049.45(1059.45) | 収支差引(銀: 两) | -1049.45(1059.45) |
| 総支出/総収入 | 400.51%(18) | 総支出/総収入 | 400.51%(18) |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | 29.91(16) | 等価可処分所得A(銀: 两) | 29.91(16) |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | -17.64(12) | 等価可処分所得B(銀: 两) | -17.64(12) |
| 主食エネルギー係数A | 68.44%(19) | 主食エネルギー係数A | 68.44%(19) |
| 主食エネルギー係数B | 75.49%(14) | 主食エネルギー係数B | 75.49%(14) |

| 1837年報告 戸主 | | 19 彦左衛門 (1802年報告-22彦左衛門) | |
|-----------------|--|--|--|
| 1837年報告 員数 | 15人 | 7人(彦左衛門6、幸三治郎9、熊治郎妻ひえ27、熊治郎女子お<5>、男子庄太郎、彦左衛門男子寛次郎) | |
| 1836年宗門改帳 員数 | 7人(彦左衛門6、幸三治郎9、熊次郎妻ひえ32(30分)、熊次郎女子お<5>、男子庄太郎(元庄太郎お5、熊次郎弟寛次郎) | 51.029【1】 | |
| 1836年宗門改帳 持高(石) | 51.200【1】 | 51.200【1】 | |
| 1836年宗門改帳 持高(石) | 51.200【1】 | 51.200【1】 | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持 6ツ | 寄持 6ツ | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持 7ツ(厩・糠、本家、本多内官様御殿、五間、土蔵、門屋家1、小家1) | 寄持 7ツ(厩・糠、本家、本多内官様御殿、五間、土蔵、門屋家1、小家1) | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持 7ツ(厩・糠、本家、本多内官様御殿、五間、土蔵、門屋家1、小家1) | 寄持 7ツ(厩・糠、本家、本多内官様御殿、五間、土蔵、門屋家1、小家1) | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持 7ツ(厩・糠、本家、本多内官様御殿、五間、土蔵、門屋家1、小家1) | 寄持 7ツ(厩・糠、本家、本多内官様御殿、五間、土蔵、門屋家1、小家1) | |
| 1836年出米作物(銀:两) | 1 | 1 | |
| 米 | 2000 (15石) | 71.01% | |
| 小麦 | 490 (7石) | 17.39% | |
| 小麥 | 33 (0.6石) | 1.17% | |
| 大豆 | 84 (120斤) | 2.98% | |
| 種 | 81 (0.9石) | 2.87% | |
| 大豆 | 72 (0.8石) | 2.55% | |
| いも | 35 (7石) | 1.24% | |
| 小豆 | 16 (0.2石) | 0.56% | |
| 粟 | 5.5 (0.05石) | 0.19% | |
| 収入計 | 28165【1】 | | |
| 総支出内比(対総収入比) | | | |
| 飯料 | 2392 (15人分、米11.5石、麦11石) | 32.81%(84.57%) | |
| 上納・小入用 | 1566.3 | 21.57%(55.61%) | |
| 総額 | 1000 | 13.77%(35.50%) | |
| 利銀 | 900 (6貫目借帳) | 12.39%(31.95%) | |
| 進用 | 750 (15人分) | 10.33%(26.62%) | |
| 肥代 | 500 | 6.88%(17.75%) | |
| 農道具 | 100 | 1.37%(3.55%) | |
| 牛代 | 60 | 0.82%(2.13%) | |
| 支出計 | 7258.3 | | |
| 収支差引(銀:两) | -4441.8 | | |
| 総支出/総収入 | 257.70【8】 | | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | 90.42【7】 | | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -38.18【38】 | | |
| 主食エントナル係数A | 49.70【1】 | | |
| 主食エントナル係数B | 76.05【31】 | | |

| 1837年報告 戸主 | | 20 万次郎 | |
|-----------------|---------------------|---------------------|--|
| 1837年報告 員数 | 3人 | 3人(萬治郎33、梓上30、母いゑ5) | |
| 1836年宗門改帳 員数 | 3人(萬治郎33、梓上30、母いゑ5) | 3人(萬治郎33、梓上30、母いゑ5) | |
| 1836年宗門改帳 員数 | 3人(萬治郎33、梓上30、母いゑ5) | 3人(萬治郎33、梓上30、母いゑ5) | |
| 1836年宗門改帳 持高(石) | 8322【18】 | 8322【18】 | |
| 1836年宗門改帳 持高(石) | 8322【18】 | 8322【18】 | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持 1ツ | 寄持 1ツ | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持 1ツ(厩・糠、土蔵) | 寄持 1ツ(厩・糠、土蔵) | |
| 1836年出米作物(銀:两) | | | |
| 小麦 | 56 (0.8石) | 43.83% | |
| 小麥 | 2.75 (0.05石) | 2.15% | |
| 米 | 42 (0.3石) | 32.87% | |
| いも | 15 (3石) | 11.74% | |
| 大豆 | 7.5 (0.08石) | 5.87% | |
| 種 | 4.5 (0.05石) | 3.52% | |
| 収入計 | 1271 (127.75)【22】 | | |
| 総支出内比(対総収入比) | | | |
| 飯料 | 4【 (455分) (3人分)] | 54.35%(36.16%) | |
| 上納・小入用 | 150 (3人分) | 17.91%(11.74%) | |
| 進用 | 112.1 | 13.39%(8.74%) | |
| 利足銀 | 75 (500目借帳) | 8.95%(58.70%) | |
| 肥代 | 25 | 2.98%(19.56%) | |
| 農道具 | 20 | 2.38%(15.65%) | |
| 支出計 | 811 (837.1) | | |
| 収支差引(銀:两) | -710(709.35) | | |
| 総支出/総収入 | 655.26【26】 | | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | -34.26【26】 | | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -60.24【22】 | | |
| 主食エントナル係数A | 70.00【4】 | | |
| 主食エントナル係数B | 75.20【6】 | | |

| 1837年報告 戸主 | | 21 次兵衛 (1808年報告:40次兵衛) | |
|-----------------|--------------------------------------|---|--|
| 1836年報告 員数 | 8人 | 8人(伝蔵5、妻さお9、男子治兵衛22、女子九ん6、男子林之介10、女子き3、右膳兼宗治41、伝蔵男子留吉2) | |
| 1836年宗門改帳 員数 | 6人(治兵衛5、林七ん19、葬林之介13、林き6、林兼宗留吉5、母さよ) | | |
| 1836年宗門改帳 持高(石) | 〔やぶ〕54 | | |
| 1836年宗門改帳 持高(石) | 9,325〔16〕 | | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持、2つ | | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持、1つ(厩舗、本家) | | |
| 1836年出来作物(銀:两) | 1 | | |
| 米 | 84 (0.6石) | 29.78% | |
| 給銀 | 80 | 28.36% | |
| 麦 | 56.5 (0.85石) | 20.03% | |
| 小麦 | 5.5 (0.1石) | 1.95% | |
| たばこ | 21 (30斤) | 7.44% | |
| 種 | 13.5 (0.15石) | 4.78% | |
| いも | 10 (2疋) | 3.54% | |
| 大豆 | 7.5 (0.08石) | 2.65% | |
| 小豆 | 4 (0.05石) | 1.41% | |
| 収入計 | 282〔20〕 | | |
| 1836年精入用(銀:两) | 1480 (8人分・米6石、麦6石) | 総支出内比(総収入比) | |
| 飯料 | 400 (8人分) | 62.62%(524.82%) | |
| 上納・小入用 | 225 | 16.92%(141.84%) | |
| 利足銀 | 203.4 | 9.52%(79.78%) | |
| 牛代 | 30 | 8.60%(72.12%) | |
| 農道具 | 15 | 1.26%(10.63%) | |
| 肥代 | 10 | 0.63%(5.31%) | |
| 収支差引(銀:两) | 支出計 2458.4〔2383.4〕 | | |
| 総支出/総収入 | -2181.4〔2081.4〕 | | |
| 等面可処分所得A(銀:两) | 888.08〔28〕 | | |
| 等面可処分所得B(銀:两) | -51.76〔30〕 | | |
| 主食エツナル係数A | -71.20〔27〕 | | |
| 主食エツナル係数B | 76.48〔33〕 | | |
| 主食エツナル係数B | 76.72〔33〕 | | |

| 1837年報告 戸主 | | 22 清兵衛 (1808年報告:37庄兵衛門) | |
|-----------------|------------------------|-------------------------|--|
| 1837年報告 員数 | 3人 | 3人(清兵衛32、妻とん21、(母)まこ5) | |
| 1836年宗門改帳 員数 | 3人(清兵衛35、妻おた34、惣伊太郎11) | | |
| 1836年宗門改帳 持高(石) | 5717〔9〕 | | |
| 1836年宗門改帳 持高(石) | 5,717〔陸紙4,574〕〔19〕 | | |
| 1836年宗門改帳 寄持・棟数 | 寄持、1つ(厩舗、小家) | | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | | |
| 米 | 60 (0.4石) | 74.07% | |
| 麦 | 21 (0.3石) | 25.92% | |
| 収入計 | 81〔29〕 | | |
| 1836年精入用(銀:两) | | 総支出内比(総収入比) | |
| 飯料 | 315 (3人分) | 44.44%(388.88%) | |
| 上納・小入用 | 1538 | 21.69%(189.87%) | |
| 利足銀 | 150 (3人分) | 21.16%(185.18%) | |
| 農道具 | 75 (500两借相繼) | 10.58%(92.59%) | |
| 肥代 | 15 | 2.11%(18.51%) | |
| 支出計 | 708.8 | | |
| 収支差引(銀:两) | -620.8〔627.8〕 | | |
| 総支出/総収入 | 875.08〔729〕 | | |
| 等面可処分所得A(銀:两) | -85.33〔34〕 | | |
| 等面可処分所得B(銀:两) | -93.99〔30〕 | | |
| 主食エツナル係数A | 65.62〔15〕 | | |
| 主食エツナル係数B | 67.74〔2〕 | | |

| | | |
|-----------------|--------------------|----------------------|
| 1837年報告-自主 | 2人 | 23 いそ (1808年報告:29清吉) |
| 1837年報告-員数 | | |
| 1836年宗門改帳-員数 | (上之妻=2人、も七9、女子ちん6) | |
| 1836年宗門改帳-持家(石) | (上之妻=32、も七9、女子ちん9) | |
| 1836年宗門改帳-持家(石) | (上之妻=5181(20)) | |
| 1836年宗門改帳-持家(石) | (上之妻=5181(20)) | |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | (上之妻=家持12) | |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | (上之妻=家持12、隠居(小室)) | |
| 1836年出来作物(銀:两) | 22.5 (0.15石) | 51.72% |
| 米 | 21 (0.3石) | 48.27% |
| 収入計 | 43石(3石) | |
| 1836年補入用(銀:两) | | 総支出内比(新総収入比) |
| 飯料 | 315 (2人分) | 5011%(724.13%) |
| 上納-小入用 | 138.5 | 2203%(318.39%) |
| 進用 | 100 (2人分) | 1591%(229.88%) |
| 利足銀 | 75 (500両借付銀) | 1193%(172.41%) |
| | 828.5 | |
| 収入計 | | |
| 収支差引(銀:两) | -185(589) | |
| 総支出/総収入 | 1444.82%(33) | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | -20.20(37) | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -20.20(33) | |
| 主食エネルギー係数A | 75.90%(32) | |
| 主食エネルギー係数B | 75.90%(20) | |

| | | |
|-----------------|--|----------------------|
| 1837年報告-自主 | 7人 | 24 宇助 (1808年報告:33兵衛) |
| 1837年報告-員数 | | |
| 1836年宗門改帳-員数 | 6人(宇助35(34两)、妻のS35、伴新助16、伴庄治郎11、伴政之助7、女子4) | |
| 1836年宗門改帳-持家(石) | 6人(宇助37、柳のS38、伴清次郎9、伴庄次郎14、伴政之助10、女子4) | |
| 1836年宗門改帳-持家(石) | 12201(11) | |
| 1836年宗門改帳-持家(石) | 12201(隠居6,111)(11) | |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | 家持22 | |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | 家持22(隠居、本家、小室) | |
| 1836年出来作物(銀:两) | | |
| 米 | 105 (1.5石) | 48.34% |
| 小麦 | 65 (0.12石) | 2.99% |
| 米 | 77 (0.55石) | 35.45% |
| いも | 10 (2兩) | 4.60% |
| 種 | 72 (0.08石) | 3.31% |
| たばこ | 7 (10斤) | 3.22% |
| 大豆 | 4.5 (0.05石) | 2.07% |
| 収入計 | 217(24) | |
| 1836年補入用(銀:两) | | 総支出内比(新総収入比) |
| 飯料 | 1155 (7人分、米兼1石) | 5880%(531.76%) |
| 進用 | 350 (7人分) | 1782%(161.14%) |
| 上納-小入用 | 209 | 10.64%(96.22%) |
| 利足銀 | 180 (1貫200両借付銀) | 9.16%(82.87%) |
| 牛代 | 30 | 1.52%(13.81%) |
| 農道具 | 25 | 1.27%(11.51%) |
| 肥代 | 15 | 0.76%(6.90%) |
| 収入計 | 1984 | |
| 収支差引(銀:两) | -1746(1746.8) | |
| 総支出/総収入 | 904.23%(30) | |
| 等価可処分所得A(銀:两) | -64.93(33) | |
| 等価可処分所得B(銀:两) | -91.38(29) | |
| 主食エネルギー係数A | 73.53%(30) | |
| 主食エネルギー係数B | 76.74%(32) | |

| | |
|------------------|---|
| 1837年報告: 戸主 | 25 吉川 (1808年報告: 31季太郎) |
| 1837年報告: 員数 | 3人 |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 6人 (孫兵衛61、兼吉5061、女子10系39、女子かぶ27、女子系22、女子系<8>) |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 4人 (勘蔵36、兼か上30、桂才325、(勘蔵男子)本吉7) |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 1137 |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 11畝紙3050.1221 |
| 1836年宗門改帳: 寄持 棟数 | 寄持 1丁 (厩籠、小家) |
| 1836年宗門改帳: 寄持 棟数 | 寄持 1丁 (厩籠、小家) |
| 1836年出稼作物(銀: 两) | |
| 奉公給銀 | 80 |
| 麦 | 70 (1石) |
| 小麦 | 275 (0.05石) |
| 米 | 28 (0.2石) |
| いも | 5 (1布) |
| | 269% |
| 収入計 | 195.71(195.75)【25】 |
| 1836年精入用(銀: 两) | |
| 薪料 | 455 (3人分) |
| 遣用 | 300 (6人分) |
| 上給・小入用 | 116.5 |
| 利足銀 | 7口(5分) (500两借相繼) |
| 農道具 | 15 |
| | 1.58%(8.07%) |
| 収支差引(銀: 两) | 支出計 961.5 |
| 総支出/総収入 | -775.87(75.75) |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | 517.63%(24) |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | -3.31【20】 |
| 主食エネルギー係数A | 員数は3人で計算 |
| 主食エネルギー係数B | 員数は3人で計算 |
| | 59.09%(6) |
| | 80.26%(1) |

| | |
|------------------|------------------------|
| 1837年報告: 戸主 | 26 藤七 (1808年報告: 12善四郎) |
| 1837年報告: 員数 | 1人 |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 1人 (藤七26) |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 1人 (藤七29) |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 無量【36】 |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 無量 |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 無量【26】 |
| 1836年宗門改帳: 寄持 棟数 | 無量 (女子1 寄持屋敷あり) |
| 1836年宗門改帳: 寄持 棟数 | 無量 (女子1 寄持屋敷あり) |
| 1836年出稼作物(銀: 两) | |
| 奉公給銀 | 70 |
| 利足銀 | 75 (500两借相繼) |
| 小入用 | 30 (1人分) |
| | 825 |
| 収入計 | 70【31】 |
| 1836年精入用(銀: 两) | |
| 薪料 | 75 (500两借相繼) |
| 遣用 | 66.22%(07.14%) |
| 上給・小入用 | 26.49%(42.85%) |
| 利足銀 | 7.28%(11.78%) |
| 農道具 | |
| 収支差引(銀: 两) | 支出計 1122.113.25 |
| 総支出/総収入 | -42.2(43.25) |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | 161.78%(1) |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | -13.25【21】 |
| 主食エネルギー係数A | -13.25【10】 |
| 主食エネルギー係数B | —【—】 |
| | —【—】 |

| | |
|------------------|--------------------------------|
| 1837年報告: 戸主 | 27 吉三郎 (1803年報告: 5番右衛門) |
| 1837年報告: 員数 | 3人 |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 3人(吉三郎39、株やす33、吉三郎男子秀吉(寛永15) |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 3人(吉三郎42、株やす35(38)人、吉三郎男子秀雄(8) |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 1423石(込銀3,957)〔10〕 |
| 1839年宗門改帳: 持高(石) | 1423石(込銀3,957)〔10〕 |
| 1836年宗門改帳: 家持・種数 | (家持) 22 |
| 1839年宗門改帳: 家持・種数 | 家持 22(厩籠、本家、小家) |
| 1836年出来作物(銀: 两) | |
| 米 | 112 (0.8石) |
| 小麦 | 77 (1.1石) |
| 小麥 | 5.5 (0.1石) |
| いも | 10 (2石) |
| 種 | 7.2 (0.08石) |
| 大豆 | 4.5 (0.05石) |
| 小豆 | 2.4 (0.03石) |
| 収入計 | 218石(23) |
| 1836年購入用(銀: 两) | |
| 肥料 | 455 (3人分、米2石、麦2.5石) |
| 運用 | 150 (3人分) |
| 上納・小入用 | 138.17 |
| 利銀 | 105 (700目借用銀) |
| 肥代 | 50 |
| 農道具 | 25 |
| 牛代 | 15 |
| 支出計 | 938.17 |
| 収差引(銀: 两) | -719.57 |
| 総支出/総収入 | 429.17%(19) |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | -14.18(22) |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | -66.14(124) |
| 主費エンゲル係数A | 65.46%(14) |
| 主費エンゲル係数B | 75.20%(6) |

| | |
|------------------|---|
| 1837年報告: 戸主 | 28 清助 (1803年報告: 3番兵衛) |
| 1837年報告: 員数 | 6人 |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 6人(清助51、勇兵治44、勢衛吉41、勢衛本36、清助男子兵吉4、母吉(65) |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 7人(清介54、勇兵治46(47)、弟善吉(4、弟善本39、弟(清介男子)兵吉7、弟(清介男子)重吉3、弟家(79(89)人) |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 3,937(29) |
| 1839年宗門改帳: 持高(石) | 3,937(込銀3,583)〔28〕 |
| 1836年宗門改帳: 家持・種数 | 家持 12(厩籠、本家) |
| 1839年宗門改帳: 家持・種数 | 家持 12(厩籠、本家) |
| 1836年出来作物(銀: 两) | |
| 米 | 154 (1.1石) |
| 小麦 | 56 (0.8石) |
| 小麥 | 5.5 (0.1石) |
| 種 | 7.2 (0.08石) |
| いも | 5 (1石) |
| 大豆 | 3.5 (5斤) |
| たばこ | 27 (0.03石) |
| 収入計 | 233石(22) |
| 1836年購入用(銀: 两) | |
| 肥料 | 910 (6人分、米4石、麦5石) |
| 運用 | 300 (6人分) |
| 上納・小入用 | 150 (1貫目借用銀) |
| 利銀 | 121.5 |
| 肥代 | 30 |
| 農道具 | 25 |
| 牛代 | 15 |
| 支出計 | 1,091.5(1,551.5) |
| 収差引(銀: 两) | -1,317.6 収差引は支出1551.5で計算 |
| 総支出/総収入 | 663.31%(27) |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | -15.35(23) |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | -43.92(16) |
| 主費エンゲル係数A | 71.09%(127) |
| 主費エンゲル係数B | 75.20%(6) |

| 1837年報告: 戸主 | | 29 善右衛門 | |
|------------------|---------------------|------------------|--|
| 1837年報告: 員数 | 3人 | | |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 1人(善右衛門31) | | |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 2人(善右衛門34, 伊吉藏3) | | |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 161.063(8) | | |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 161.063(8) | | |
| 1836年宗門改帳: 家持・構数 | 家持・3つ(厩・本家・土蔵・小家) | | |
| 1836年宗門改帳: 家持・構数 | 家持・4つ(厩・本家・土蔵・小家) | | |
| 1836年宗門改帳: 牛数 | 1 | | |
| 1836年宗門改帳: 牛数 | 1 | | |
| 1836年出来作物(銀: 两) | 1 | | |
| 米 | 420 (3石) | 62.61% | |
| 麦 | 210 (3石) | 31.30% | |
| 小麦 | 8.25 (0.15石) | 1.22% | |
| 大豆 | 13.5 (0.15石) | 2.01% | |
| いも | 10 (2荷) | 1.49% | |
| 種 | 9 (0.1石) | 1.34% | |
| 収入計 | 670.75(11) | | |
| 1836年棚入用(銀: 两) | | 総支出内比(貸総収入比) | |
| 飯料 | 455 (3人分・米2石・麦2.5石) | 31.24%(67.83%) | |
| 利定銀 | 375 (2買500目借用銀) | 25.75%(54.90%) | |
| 上納・小入用 | 366.07 | 25.14%(54.57%) | |
| 通用 | 150 (3人分) | 10.30%(22.36%) | |
| 肥代 | 50 | 3.43%(7.45%) | |
| 農道具 | 30 | 2.06%(4.47%) | |
| 牛代 | 30 | 2.06%(4.47%) | |
| 収差引(銀: 两) | -795.32 | 収差引は支出1456.07で計算 | |
| 総支出/総収入 | 217.08(4) | | |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | -40.59(27) | | |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | -104.10(31) | | |
| 主費エシテル係数A | 65.65(11) | | |
| 主費エシテル係数B | 79.20(16) | | |

| 1837年報告: 戸主 | | 30 文次郎 (1808年報告: 15文次郎) | |
|------------------|--|-------------------------|--|
| 1837年報告: 員数 | 4人 | | |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 4人(文次郎71, 男子勘治郎36, 勘治郎妻・542, 勘治郎男子菊松4) | | |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 3人(勘次郎39, 妻・545, 男子菊松2) | | |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 0.28(34) | | |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 1.57畝(1,672)[30] | | |
| 1836年宗門改帳: 家持・構数 | 1.57畝(1,672)[30] | | |
| 1836年宗門改帳: 家持・構数 | 家持・1つ(厩・小家) | | |
| 1836年宗門改帳: 牛数 | | | |
| 1836年宗門改帳: 牛数 | | | |
| 1836年出来作物(銀: 两) | | | |
| 米 | 210 (1.5石) | 48.78% | |
| 麦 | 175 (2.5石) | 40.65% | |
| 種 | 18 (0.2石) | 4.18% | |
| 大豆 | 135 (0.15石) | 3.13% | |
| いも | 10 (2荷) | 2.32% | |
| 小豆 | 4 (0.05石) | 0.92% | |
| 収入計 | 430.5(15) | | |
| 1836年棚入用(銀: 两) | | 総支出内比(貸総収入比) | |
| 飯料 | 630 (4人分・米3石・麦3石) | 52.83%(143.34%) | |
| 利定銀 | 231 (1買540目借用銀) | 19.37%(53.65%) | |
| 上納・小入用 | 200 (4人分) | 16.77%(46.45%) | |
| 通用 | 66.4 | 5.56%(15.42%) | |
| 肥代 | 30 | 2.51%(6.96%) | |
| 農道具 | 20 | 1.67%(4.64%) | |
| 牛代 | 15 | 1.25%(3.48%) | |
| 収差引(銀: 两) | -761(761.9) | | |
| 総支出/総収入 | 276.98(11) | | |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | 66.55(12) | | |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | 34.05(3) | | |
| 主費エシテル係数A | 70.59(126) | | |
| 主費エシテル係数B | 75.90(120) | | |

| 1837年報告: 戸主 | | 33 女2 (1806年報告: 16主兵衛) | |
|------------------|--|------------------------|--|
| 1837年報告: 員数 | 2人 | | |
| 1836年宗門改帳: 員数 | 2人(女2名、株毛19) | | |
| 1839年宗門改帳: 員数 | 2人(女2名、株毛22) | | |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | 181石 | | |
| 1839年宗門改帳: 持高(石) | 181石 | | |
| 1836年宗門改帳: 寄持・棟数 | 181石 | | |
| 1839年宗門改帳: 寄持・棟数 | 181石 | | |
| 1836年出来作物(銀: 两) | 粟 35 (0.5石) 米 28 (0.2石) イモ 5 (1俵) 7.35% | | |
| 1836年精入用(銀: 两) | 152.9 | | |
| 上納・小入用 | 100 (2人分) | | |
| 適川 | 30.49%(147.05) | | |
| 利足額 | 75 (500两借入) | | |
| 総支出内比(対総収入比) | 46.83%(224.85%) | | |
| 収支差引(銀: 两) | 327口(327.9) | | |
| 総支出/総収入 | -259.9 | | |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | 482.20(21) | | |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | -113.06(36) | | |
| 主食エネルギー係数A | -113.06(32) | | |
| 主食エネルギー係数B | - | | |

| 1837年報告: 戸主 | | 34 市兵衛 | |
|------------------|---|--------|--|
| 1837年報告: 員数 | 4人 | | |
| 1836年宗門改帳: 員数 | (小) 妻4 = 4人、小150、女子5(23、男子市兵衛20、女子小1) 15) | | |
| 1839年宗門改帳: 員数 | (小) 妻4 = 2人、小26、株毛19(187) | | |
| 1836年宗門改帳: 持高(石) | (小) 妻4 = 額高(36) | | |
| 1839年宗門改帳: 持高(石) | (小) 妻4 = 額高(36) | | |
| 1836年宗門改帳: 寄持・棟数 | (小) 妻4 = 寄持(1) | | |
| 1839年宗門改帳: 寄持・棟数 | (小) 妻4 = 無家、小15、寄持(書付) | | |
| 1836年出来作物(銀: 两) | 0(136) | | |
| 1836年精入用(銀: 两) | 120 (30两×4人分)、26 藩七・38 48.33%(一) | | |
| 適川 | 120 (800两借入) | | |
| 利足 | 8口(25) 5 | | |
| 飯料 | — (村納) | | |
| 総支出内比(対総収入比) | 48.33%(一) | | |
| 収支差引(銀: 两) | 248.25(248.25) | | |
| 総支出/総収入 | -64.12(32) | | |
| 等価可処分所得A(銀: 两) | -64.12(23) | | |
| 等価可処分所得B(銀: 两) | - | | |
| 主食エネルギー係数A | - | | |
| 主食エネルギー係数B | - | | |

| 1837年報告-家主 | | 35 要助 (1808年報告-23歳十部) | |
|-----------------|---|-----------------------|--------------|
| 1837年報告-員数 | 4人 | | |
| 1836年宗門改帳-員数 | (住吉分=4人、住吉7・母や才42、や才母社、め29、や才男子伊之助6) | | |
| 1839年宗門改帳-員数 | (住吉分=5人、住吉(結核連部)20、弟伊之助(9才)、伯母むめ32、伯母[妹]才多、母や才45) | | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | (住吉家=0,344(34)) | | |
| 1839年宗門改帳-持高(石) | (住吉家=0,344(34)) | | |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | (住吉家=家持1つ) | | |
| 1839年宗門改帳-家持-棟数 | (住吉家=家持1つ/厩籠、小家) | | |
| 1836年出来作物(銀:両) | | | |
| 麦 | 35 (0.5石) | 64.81% | |
| 米 | 14 (0.1石) | 25.92% | |
| いも | 5 (1荷) | 9.25% | |
| | 収入計 | | |
| | 54(33) | | 総支出内比(対総収入比) |
| 1836年購入用(銀:両) | | | |
| 飯料 | 420 (4人分) | 40.21%(77.77%) | |
| 利足銀 | 300 (2匁借用) | 28.72%(55.55%) | |
| 進用 | 200 (4人分) | 19.15%(37.03%) | |
| 上納・小入用 | 109.3 | 10.46%(20.40%) | |
| 農道具 | 15 | 1.43%(2.77%) | |
| | 支出計 | | |
| | 1045.3(1044.3) | | |
| 収支差引(銀:両) | -990(990.3) | | |
| 総支出/総収入 | 1939.88%【34】 | | |
| 等価可処分所得A(銀:両) | -177.65【38】 | | 員数は4人で計算 |
| 等価可処分所得B(銀:両) | -185.15【37】 | | 員数は4人で計算 |
| 主食エンゲル係数A | 66.14%【17】 | | |
| 主食エンゲル係数B | 67.74%【2】 | | |

| 1837年報告-家主 | | 36 藤右衛門 (1808年報告-32歳九部) | |
|-----------------|---|-------------------------|--------------|
| 1837年報告-員数 | 4人 | | |
| 1836年宗門改帳-員数 | 4人(藤右衛門42、妻仁三1、男子藤太郎7、男子留吉3) | | |
| 1839年宗門改帳-員数 | 5人(藤右衛門44(45才)、妻仁三4、男子藤太郎10、男子留吉6、男子[女子]小ゆ) | | |
| 1836年宗門改帳-持高(石) | 4,912(22) | | |
| 1839年宗門改帳-持高(石) | 4,097(結核8,831【26】) | | |
| 1836年宗門改帳-家持-棟数 | 家持1つ | | |
| 1839年宗門改帳-家持-棟数 | 家持1つ(厩籠、本家) | | |
| 1836年出来作物(銀:両) | | | |
| 麦 | 70 (1石) | 93.33% | |
| いも | 5 (1荷) | 6.66% | |
| | 収入計 | | |
| | 75【30】 | | 総支出内比(対総収入比) |
| 1836年購入用(銀:両) | | | |
| 飯料 | 420 (4人分、米麦6石) | 58.74%(560.00%) | |
| 進用 | 200 (4人分) | 27.97%(266.66%) | |
| 上納](小入用) | 75 | 10.46%(100.00%) | |
| 農道具 | 20 | 2.79%(26.66%) | |
| | 支出計 | | |
| | 515(715) | | |
| 収支差引(銀:両) | -440(640) | | |
| 総支出/総収入 | 953.33%【31】 | | |
| 等価可処分所得A(銀:両) | 0(19) | | |
| 等価可処分所得B(銀:両) | -10(8) | | |
| 主食エンゲル係数A | 65.62%【15】 | | |
| 主食エンゲル係数B | 67.74%【2】 | | |

| | | |
|-----------------|------------------------------------|------------------------|
| 1837年報告・自主 | | 37 安兵衛 (1806年報告・41安兵衛) |
| 1837年報告・員数 | 4人 | |
| 1836年宗門改帳・員数 | 5人(安兵衛46、妻いゆ42、女子いよ8、男子石松3、男子吉吉11) | |
| 1836年宗門改帳・員数 | 2人(忠吉14、妹いし11) | |
| 1836年宗門改帳・持高(石) | 無高【36】 | |
| 1837年報告・持高(石) | 無高【36】 | |
| 1836年宗門改帳・持高(石) | 無高 | |
| 1836年宗門改帳・家持・棟数 | 家持・1つ | |
| 1836年宗門改帳・家持・棟数 | 無家 | |
| 1836年出来作物(銀・两) | 収入計 | (0)【36】 |
| 1836年購入用(銀・两) | 支出計 | |
| 通用 | 200 (4人分) | 総支出内比(対総収入比) |
| 利足 | 79.5 (500両借付銀) | 69.50%(一) |
| 小入用 | 8.25 | 27.62%(一) |
| 飯料 | — (村納) | 2.86%(一) |
| | 支出計 | |
| | (287.75) | |
| 収支差引(銀・两) | -237.8(287.75) | |
| 総支出/総収入 | —【一】 | |
| 等価可処分所得A(銀・两) | -43.87【29】 | |
| 等価可処分所得B(銀・两) | -43.87【15】 | |
| 主食エネルギー係数A | —【一】 | |
| 主食エネルギー係数B | —【一】 | |

| | | |
|-----------------|--|-------------------------|
| 1837年報告・自主 | | 38 深治郎 (1806年報告・13年/7人) |
| 1837年報告・員数 | 6人 | |
| 1836年宗門改帳・員数 | (徳\家)=8人、徳\60、妻さき51、男子和郎36、男子伊兵衛33、男子深次郎21、女子心、主6、男子勘之助17、伊兵衛男子深太郎4) | |
| 1836年宗門改帳・員数 | (和\家)=7人、利小9(7397)、弟伊兵衛36、伊兵衛妻さき229、伊兵衛男子深太郎7、男子定吉2、利小弟深次郎24、妹いま29) | |
| 1836年宗門改帳・持高(石) | (徳\家)=0.181【35】 | |
| 1837年報告・持高(石) | 無高 | |
| 1836年宗門改帳・持高(石) | (和\家)=0.181【35】、貼帳2.037) | |
| 1836年宗門改帳・家持・棟数 | (徳\家=1棟家) | |
| 1836年宗門改帳・家持・棟数 | (和\家=1棟家) | |
| 1836年出来作物(銀・两) | 収入計 | (0)【36】 |
| 1836年購入用(銀・两) | 支出計 | |
| 通用 | 180 (6人分) | 総支出内比(対総収入比) |
| 利足 | 120 (800両借付銀) | 88.39%(一) |
| 小入用 | 8.25 | 38.92%(一) |
| 飯料 | — (村納) | 2.07%(一) |
| | 支出計 | |
| | (308.25) | |
| 収支差引(銀・两) | -308.25 | |
| 総支出/総収入 | —【一】 | |
| 等価可処分所得A(銀・两) | -52.35【31】 | |
| 等価可処分所得B(銀・两) | -52.35【21】 | |
| 主食エネルギー係数A | —【一】 | |
| 主食エネルギー係数B | —【一】 | |

会報

◇奈良大学史学会総会

七月三日(月)、本学において、第三十五回奈良史学会総会を開催した。二〇一六年度の決算・会計監査報告および事業報告が行われ、続いて、二〇一七年度の役員人事案・事業計画案とそれに伴う予算案が提案され、それぞれ原案どおり承認された。

《二〇一七年度役員》

▽会長 長

角谷 常子

▽副会長 長

寺崎 保広

▽教員委員

(編集)

山口 育人

(庶務・会計)

村上 紀夫

(庶務・交換)

木下 光生

(監査)

足立 広明 / 山崎 岳

▽学生委員

(代表)

金尾 勇哉

(青垣祭実行局長)

(総務・広報局長)

(三回生委員)

金尾 勇哉

小西 貴大

隅田 瞳

隅田 瞳

田村久美子

鈴木夏那子

大藤 真之

尾崎 北斗

今長 耕太

川瀬 智也

磯貝 友希

棟田 千颯

大谷 奈央

岡崎 千春

川上 純哉

高橋 和樹

新田ひかり

原 知子

福田 莉沙

古川 凌太

藤岡 辰徳

山口 大輔

吉田 豊

◇特別講義

・七月三日、史学会総会に引き続き、特別講義が行われた。

講師・演題は次の通り。

夫馬 進先生(京都大学)「東アジアの中での朝鮮燕行使と

朝鮮通信使」

・二月二日、特別講義が行われた。講師・演題は次の通り。

館野 和己先生（奈良女子大学）「長屋王家木簡と交易活動」

◇青垣祭

二〇一七年度のテーマは「時空を超える旅」姫路、伏見、伊勢」とし、展示発表を行った。木工作品「姫路城、鳥居」は、とりわけ好評であった。三日間で、およそ三百六十人の見学があった。



伏見稲荷大社

◇体験ツアー

二回の体験ツアーを実施した。第一回目は、伏見稲荷大社の見学を行った。第二回目は、伊勢神宮の見学を行った。

◇「史学会会報」の発行

史学会の活動を広く知ってもらい、活発にするため「史学会会報」を四回（四月、五月、十一月、十二月）に発行し、企画案内や季節の話題などを掲載した。



伊勢神宮

奈良大学史学会 2016 年度決算報告

〈収入の部〉

| | 予 算 | 決 算 | 備 考 |
|--------|---------|---------|---------------------------|
| 会 費 | 626,000 | 596,000 | 新入生144名×4000円、教員10名×2000円 |
| 利 息 | 0 | 1,565 | ゆうちょ利子、定期預金満期による利子 |
| 前年度繰越金 | 331,101 | 331,101 | |
| 計 | 957,101 | 928,666 | |

〈支出の部〉

| | 予 算 | 決 算 | 備 考 |
|----------|-----------|-----------|---|
| 印刷製本費 | 200,000 | 282,000 | 奈良史学34号×1350冊 頁数増加のため予算超過 |
| 事業費 | 450,000 | 399,120 | |
| （学生事業費） | (310,000) | (279,120) | 新入生親睦会、前期・後期体験ツアー、青垣祭 |
| （その他事業費） | (140,000) | (120,000) | 卒業式パーティー（花束、飲食代） |
| 交通費 | 50,000 | 10,000 | 史学科特別講義講師車代5000円×2人 |
| 図書費 | 100,000 | 47,037 | 歴史学事典、史学雑誌回顧と展望（共同研究室 架蔵図書）等 |
| 事務費 | 50,000 | 87,349 | 共同研究室プリンタインク、文具、振込手数料等、 卒論前のプリンタインク予備購入のため超過 |
| 会合費 | 40,000 | 6,389 | 教員・学生委員懇親会、卒業式学生委員卒業生 花束 |
| 備品費 | 20,000 | 0 | |
| 謝金 | 20,000 | 12,800 | 発送・領収書作成アルバイト代 |
| 雑費 | 0 | 0 | |
| 予備費 | 27,101 | 0 | |
| 次年度繰越金 | | 83,971 | |
| 計 | 957,101 | 928,666 | |

平成二八年度（二〇一六年度）史学科卒業論文題目

【日本史】

平城京の宅地班給についての考察

大津 智史

撰関政治と国母の役割

大村 彩乃

撰政と関白の成立について

岡本 成美

元正天皇についての一考察

榎谷 萌加

平城京東西市の機能について

木田 真夢

八・九世紀における僧別当の成立過程について

久住 駿介

—東大寺寺家別当の検討—

古代の殯の一考察

田部 遼

—天皇の殯の短期化の要因—

奈良・平安時代における藤原氏と氏神香取・鹿島神との関係

中込 拓哉

大宰府の成立について

中島 葉月

—那津宮家を中心に—

藤原宮子の称号問題について

堀之内菜里

秋田城と出羽国府の変遷について

本多 玄樹

采女貢進の意義について

増田 光希

藤原仲麻呂の唐風化政策について

松澤 尚彌

宮廷巫女について

六鹿 宏美

奈良時代の浮浪人対策について

水上理紗子

大宰府の成立について

渡邊 貴史

☆ ☆ ☆

初期室町幕府の政治形態の変化について

荒川 翔太

—観応の擾乱に重点を置いて—

中世における女性の所領相続と地位について

植田 敦子

足利義満の対公家政策

大澤 草太

毛利氏と石見銀山

大庭 拓也

足利義政期における本願寺教団の動向

岡村 拓人

平安期における呪詛について

笠井 絵梨

中世における人身売買

川岸 遥

室町時代の天変地異と陰陽師について

岸本 優香

中世における熊野信仰

桑原 陽

興福寺の強訴について

小池陽一郎

戦国期における合戦の一考察

高原 正行

—兵数三百計を中心に—

石清水八幡宮の巻数について

中村 文音

織豊系城郭としての岐阜城について

中村 亮介

中世前期における仏事に関わる女性について 永山 加奈

「大寧寺の変」の原因について

澤井 秀介

―鎌倉時代の寄進状を中心に考える―

―大内義隆の最期と大友氏との関連―

中世和泉国内の悪党活動について

野元 悠

今川氏真の家督継承時期と領国経営に関する考察

―悪党たちの「利」を考えて―

藤原 健留

豪商の動きからみる織田政権下の堺

玉野 裕己

中世奈良における被差別民

宮谷 和樹

―今井宗久を中心に―

室町時代の飢饉について

前田 紗希

備前宇喜多氏に関する考察

七村由香莉

後醍醐天皇即位にいたるまでの両統の皇位継承争いについて

―宇喜多騒動と鷹狩を中心に―

―文保の和談を中心に―

松尾 扇衣

巖島合戦に関する考察

仁木 聡紀

足利義政期の侘びさび文化

菅原 宏紀

関ヶ原合戦以降の真田信繁と真田家について

西田 真也

☆ ☆ ☆

直江兼統在京についての考察

早川 幸汰

☆ ☆ ☆

武田信玄の領国統治についての考察

久野 真澄

明智光秀の在地支配に関する考察

板倉 菜奈

戦国時代における武家正室の役割

福澤 知香

―近江国志賀郡を中心に―

伊藤玲央奈

―江を通じてみた婚姻と離婚、女性の地位について―

長宗我部氏の四国制覇と後継問題について

加藤 慎平

大友宗麟と日向出兵について

二ツ矢美咲

河原者と作庭についての考察

石垣普請について

『文禄年中以来等之旧記』からみた近世金沢城の石垣構築と石

毛利輝元の精華成について

―毛利輝元の上洛様子から―

加賀の一向一揆について

宮平 真央

―一次史料を中心に―

―切についての考察―

向頭 昌平

上田合戦以後における真田昌幸に関する考察

氣賀澤愛香

―一次史料を中心に―

―蓮如と蓮崇について―

向頭 昌平

武田信玄の宗教政策に関する考察

村越今日子

近代華族の家計

林 実莉

― 弾宗・天台宗との関わりを通して見た信仰 ―

士族授産とその展開

堀 奏美

第一次・第二次木津川口の戦いについて

山内 宏訓

神戸居留地建設による文化交流

用山 夏実

― 織田方の視点から ―

近世讃岐の農村における砂糖生産

山本 将司

前田利家についての考察

山本 昇太

近世大阪の都市開発

吉田 一生

― 豊臣政権におけるその政治的地位 ―

☆ ☆ ☆

今川氏の滅亡とその後 の氏真

吉村 智徳

明治・大正時代の京都御所の役割と民衆

板垣 遼

― 今川氏真を保護する理由とは ―

つくられた「団欒」と近代家族の形成

臼井 友哉

経済的側面からみた「赤穂事件」について

若林麻由子

廃藩置県前後の政治過程について

河原 由登

― 『預置候金銀請払帳』の分析を中心に ―

昭和初期大阪における百貨店の成立

川村 慎

☆ ☆ ☆

― ターミナルデパート登場による影響を踏まえて ―

東アジアのキリスト教と日本の禁教

伊藤 愛美

明治三十年代以降の「家庭」における洋食

塩野 達也

近世河内国における質屋業と村社会

今井 鷹也

浜田地震の窮民救助

菅野 慎二

幕末京都における幕臣の贈答

氏家さつき

讃岐榎井における日柳燕石の人物像

鈴木 千晶

近世大坂における砂糖の移入

緒方 望

― 変化・解釈の違い ―

住井明日香

紀州藩の牢番頭と刑罰

岡本 詩織

初期擬洋風建築の成立

住井明日香

近世阿波における漁場秩序の形成

久保 柁二

― 大工・棟梁たちと民衆からみた風景 ―

田中 陽

松本藩領における加州塩の移入

酒井 修平

吉田松陰の慰霊祭

田中 陽

近世枚方宿における女性の人身売買

清水 有規

― 靖国の思想的源流 ―

大門 弘和

大坂本屋仲間の構造

新谷 恵

戊辰戦争中に新発田藩で起きた領民蜂起

大門 弘和

飼犬の誕生

文谷 仁子

―「畜犬規則」の成立過程―

―静岡老人ホームを中心として―

融和運動から見る被差別部落の女性

三木 洋人

食糧行政から見る戦後大阪における復興の変遷 多賀慎一郎
大正・昭和期の女性スポーツ像
永井 克

第一議会における予算の動き

山岸 舞子

―男性誌と女性誌の比較から見る―

音楽取調掛以前

渡辺ななみ

第二次世界大戦における静岡県の清酒産業

中村 聡志

☆ ☆ ☆

日本酒文化の戦後史

今西 瑛亮

競馬ブームと戦後の日本社会

濱村 勇治

―嗜好の変化と酒離れ―

1970・80年代における日本の防衛政策

太田 雅孝

日本基督教団諸教会と「戦争責任告白」への道
―大阪府内のいくつかの事例から―
福山穂乃佳
藤本 洋平

―「所要」から「基盤」への転換―

近代日本におけるボクシングの受容と発展

河村 隆博

総力戦体制下における天理教批判の担い手と発生要因

船口 弘希

―昭和期を中心として―

福岡県の被差別部落における低学力問題と社会的背景

小金丸 優希

西成区あいりん地区と生活保護問題の歴史

堀本 玲於
山崎 裕菜

―高度経済成長期の福岡―

たばこの戦後史

酒元 博登

―1964年の海外渡航自由化以降を中心として―

吉田 和奏

―喫煙者と非喫煙者の戦い―

ゲーム機産業の現代史

佐藤 敏樹

メイクアップの変遷に見る戦後日本の社会・文化史

―ファミコン登場以降のゲーム機市場の攻防―

阪奈和合併問題から探る昭和戦後の奈良県政

下田 晃之

静岡県における高齢者福祉施設の誕生

鈴木 香澄

【東洋史】

『管子』の経済思想と中国古代の経済政策について

田口友梨香

漢王朝が儒教国家を目指した意味

坪地 一樹

—皇帝権力の正統化—

宋代における運河を使った物流と経済

樋脇 悠斗

☆ ☆ ☆

日露戦争以後の満鮮史研究

石田 佳子

明清交替期における朝鮮の対外関係について

大島 丈幸

アヘン戦争前夜における清朝のアヘン議論と政策について

—黄爵滋上奏の読解・分析を中心として—

久保山雄飛

中国宋代都市における下層民に対する政策について

高原 健生

朝鮮王朝時代の書院と士林

竹谷 佳起

—士林の政治史をみる一視点としての書院—

【西洋史】

古代エジプトの女性と社会

青山菜津美

中世ヴェネツィアの海上交易と都市国家の盛衰

大西 誠

マヤ文明

大平 真衣

—非大河地域における持続可能な発展について—

古代エジプトにおけるミイラ文化の変遷

大平真依子

—ミイラ製作の動機と死生観—

初期中世アイルランドにおける女性と修道制

佐藤 舞

—聖ブリギッド、奇蹟譚・民間伝承、ケルト宗教とキリスト教—

古代エジプトの物質文明とその変容

長澤 文也

—子どもと高齢者の社会的役割—

利子と中世ヨーロッパ

八田 真弥

—それはなぜ禁止されたのか—

ポリスを越えて

早川 美咲

—古代ギリシアにおける人の移動と人的ネットワークについて—

☆ ☆ ☆

イギリス貧困調査の歴史

小倉 千秋

現代のロンドン地下鉄の諸問題について

川田 寛之

日米野球の歴史

菊川 恭平

エリザベス1世の外交戦略

中森 麻貴

白いウエディングドレス

中村 和美

20世紀ドイツサッカーの歴史

藤尾 望

受贈雑誌及び図書

(二〇一六年一月一日～二〇一七年一〇月三十一日受贈分)

期

神田外語大学日本研究所紀要 九号
紀尾井論叢(上智大学 *Senjika* 会) 五号
紀要(茅野市八ヶ岳総合博物館・茅野市八ヶ岳麓文芸館)

【雑誌】

愛大史学(愛知大学文学部人文社会科学歴史・地理学コー

二五号

ス) 二六号

京都市歴史資料館紀要 二七号

愛知大学総合郷土研究所紀要 六二輯

キリスト教史学(キリスト教史学会) 七二集

青山史学(青山学院大学文学部史学研究室) 三三五号

金鱈叢書(徳川黎明会) 四四輯

アジア研究所紀要(亜細亜大学アジア研究所) 四三三号

熊本史学(熊本史学会) 九八号

岩手史学研究(岩手史学会) 九八号

久里(神戸所女子民俗学会) 三五～三八号

鴨台史学(大正大学史学会) 一四号

CHRONOS(京都橘大学女性歴史文化研究所) 三八号

鷹陵史学(鷹陵史学会) 四三三号

研究論集(河合文化教育研究所) 一三集

大分県立歴史博物館研究紀要 一七号

皇學館大学研究開発推進センター紀要 三三三号

大谷大学史学論究 二二二号

皇學館大学研究開発推進センター年報 三三三号

オクサス学会紀要 三三三号

神戸大学史学年報(神戸大学史学研究会) 三三二二号

お茶の水史学(読史会) 六〇号

国際日本学(法政大学国際日本学研究所) 一四四号

海南史学(高知海南史学会) 五五五号

国史談話会雑誌(東北大学国史談話会) 五七七号

学習院大学史料館紀要 二二三号

国史談話会雑誌(東北大学国史談話会) 五七七号

金沢大学日本史学研究室紀要 三三三号

古代東ユーラシア研究センター年報(専修大学社会知性開

漢学研究通訊(台北市 漢学研究中心) 一四〇～一四三三

発研究センター) 三三三号

- 史苑（立教大学史学会） 七七卷一、二号
 史学（三田史学会） 八六卷四号、八七卷一、二三号
 史学研究集録（國學院大學大学院史学専攻大学院会）
 四一号
 史観（早稲田大学史学会） 一七六、一七七冊
 四国遍路と世界の巡礼（愛媛大学法文学部附属 四国遍路・
 世界の巡礼研究センター） 二号
 史聚（史聚会） 五〇号
 史泉（関西大学史学・地理学会） 一二五、一二六号
 史窓（京都女子大学史学会） 七四号
 史創（史創研究会） 七、八号
 史艸（日本女子大学史学研究会） 五七号
 史叢（日本大学史学会） 九六号
 市大日本史（大阪市立大学日本史学会） 二〇号
 史友（青山学院大学史学会） 四九号
 就実大学史学論集（就実大学総合歴史学科） 三一号
 秋大史学（秋田大学史学会） 六三三号
 上越社会研究（上越教育大学社会科学教育学会） 三二一
 上智史学（上智大学史学会） 六一号
 資料館紀要（京都府立総合資料館） 四五号
 信大史学（信大史学会） 四〇号
 人文学報（首都大学東京人文学部研究科） 五一三―一九号
 スペイン史研究（スペイン史学会） 三〇号
 住友史料館報 四八号
 西洋史学報（広島西洋史学研究会） 四三三号
 西洋史論叢（早稲田大学西洋史研究会） 三八号
 専修史学（専修大学歴史学会） 六一、六二号
 地域研究いたみ（伊丹市立博物館） 四六号
 近松研究所紀要（園田学園女子大学近松研究所） 二七号
 千葉史学（千葉歴史学会） 六九、七〇号
 中央史学（中央史学会） 四〇号
 中京大学文学会論叢 三号
 津田塾大学国際関係研究所報 五一号
 帝京史学（帝京大学文学部史学科） 三二二号
 帝京大学外国語外国文化（帝京大学外国語学部外国語学科）
 九号
 帝塚山大学考古学研究所研究報告 XIX
 帝塚山大学大学院人文学部研究科紀要 一七号
 帝塚山大学附属博物館報 XII
 東海史学（東海大学史学会） 五一号

- 東京大学日本史学研究室紀要 二一〇号
 唐宋変革研究通訊（唐宋変革研究会） 八輯
 東方（東方書店） 四三〇～四四一號
 東北学院大学東北文化研究所紀要 四八号
 東洋史苑（龍谷大学東洋史学研究会） 八八、八九号
 東洋大学文学部紀要 史学科篇 四二号
 東洋文化研究（学習院大学東洋文化研究所） 一九号
 飛ノ台史跡公園博物館紀要（船橋市飛ノ台史跡公園博物館）
 一三〇号
 長野県立歴史館研究紀要 一三三号
 七隈史学（七隈史学会） 一九号
 奈良学研究（帝塚山大学奈良学総合文化研究所） 一九号
 寧楽史苑（奈良女子大学史学会） 六二、三〇号
 奈良歴史研究（奈良歴史研究会） 八七、八八号
 鳴門史学（鳴門史学会） 三〇集
 新潟史学（新潟史学会） 七四号
 二松（二松学舎大学大学院文学研究科） 三一集
 二松学舎大学東アジア学術総合研究所集刊 四七集
 二松学舎大学論集 一六〇号
 日本研究（国際日本文化研究センター） 五四、五五号
 日本思想史研究（東北大学大学院文学研究科日本思想史研
 究室） 四八号
 日本常民文化紀要（成城大学大学院文学研究科） 三二輯
 日本文化史研究（帝塚山大学奈良学総合文化研究所）
 四八号
 日本モンゴル学会紀要 四七号
 日本歴史学協会年報 三二、三〇号
 年報近現代史研究（近現代史研究会） 九号
 年報中世史研究（中世史研究会） 四二、四一號
 白山史学（東洋大学白山史学会） 五三、五二號
 パブリック・ヒストリー（大阪大学西洋史学研究室）
 一四号
 東アジア研究（大阪経済法科大学アジア研究所） 六六、
 六七号
 東アジア歴史・中国語コース紀要（長崎県立壱岐高等学校）
 平成二八年度
 非文字資料研究（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資
 料研究センター） 一三、一二号
 非文字資料研究センター News Letter（神奈川大学日本常
 民文化研究所非文字資料研究センター） 三七号

弘前大学国史研究 一四二号

仏教学部論集(佛敎大学仏敎学部) 一〇一号

文学部論集(佛敎大学文学部) 一〇一号

文学論叢(愛知大学人文社会学研究所) 一五四輯

法政史学(法政大学史学会) 八六、八七号

法政史論(法政大学大学院史学会) 四四号

北大史学(北大史学会) 五六号

北陸史学(北陸史学会) 六五号

三重大史学(三重大学人文学部考古学・日本史研究室)

一七号

御影史学論集(御影史学研究会) 四二号

三井文庫論叢 五〇号

宮城県多賀城跡調査研究所年報二〇一六

民具マンスリー(神奈川大学日本常民文化研究所) 四九

卷四(一二号、五〇卷一(七号)

明大アジア史論集(明治大学東洋史談話会) 二一号

メトロポリタン史学(メトロポリタン史学会) 一二号

山口県史研究 二五号

ヨーロッパ文化史研究(東北学院大学ヨーロッパ文化総合

研究所) 一八号

横浜商科大学紀要 一卷

米沢史学(山形県立米沢女子短期大学日本史学科米沢史学

会) 三三三号

洛北史学(洛北史学会) 一九号

立正史学(立正大学史学会) 一二〇、一二一号

龍谷史壇(龍谷史学会) 一四三号

歴史(東北史学会) 一二七、一二八輯

歴史遺産研究(東北芸術工科大学歴史遺産学科) 一〇、

一一号

歴史学部論集(佛敎大学歴史学部) 七号

歴史研究(大阪教育大学歴史学研究室) 五四号

歴史研究(愛知教育大学歴史学会) 六三号

歴史人類(筑波大学大学院人文社会科学研究所歴史・人類

学専攻) 四五号

歴史と地理(山川出版社) 六九八(七〇七号

和菓子(虎屋文庫) 二四号

【図書】

愛知大学総合郷土研究所ブックレット二六 江戸時代の地

方役人と村人の日常の日々―「三河国八名郡岡部藩半原

陣屋御用状留帳を読む」―(神谷智)

始良市誌史料五(鹿児島県始良市)

青森県史 資料編 近現代8 日記

明石市林崎三本松瓦窯跡群発掘調査報告書

アジア研究所・アジア研究シリーズ九一 アジアのグロー

バル化と日本企業のアジア投資(亜細亜大学アジア研究

所)

アジア研究所・アジア研究シリーズ九二 北東アジアの経

済・社会の変容と日本Ⅲ(亜細亜大学アジア研究所)

アジア研究所・アジア研究シリーズ九三 新段階を迎えた

東アジアⅣ(亜細亜大学アジア研究所)

アジア研究所・アジア研究シリーズ九四 再生可能エネル

ギーソフトから作る東アジア低炭素経済コミュニティ

(亜細亜大学アジア研究所)

アジア研究所叢書二一 経済統合とアジアの針路(亜細亜

大学アジア研究所)

伊丹市立博物館史料集一二 明治期伊丹の鉄道

越前市史 資料編4 本多富正関係文書

大分県荘園村落遺跡詳細分布調査概要報告書 沖代条里の

調査1(大分県立歴史博物館)

大分県仏教美術調査報告3 法照寺の什物1(大分県立歴

史博物館)

大分県立歴史博物館報告書第一七集 豊後国山香郷の調査

本編

大分県歴史資料調査報告4 真玉八幡宮関係資料1 八幡

宮年中行司(大分県立歴史博物館)

画家の詩、詩人の絵―絵は詩のごとく、詩は絵のごとく(木

本文平監修、青幻舎)

神奈川大学歴史民俗調査報告第一八集 重須の民俗―静岡

県沼津市内重須―(小熊誠編、神奈川大学大学院歴史民

俗資料学研究科)

気候適応史プロジェクト成果報告書2 高分解能古気候学

と歴史・考古学の連携による気候変動に強い社会システ

ムの探索(総合地球環境学研究所)

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(9) 美濃国

池田郡八幡村竹中家文書目録(その3)(岐阜大学地域

科学部地域資料・情報センター)

皇室制度史料 儀制 立太子二(宮内庁書陵部)

郡山藩及び郡山藩領調査研究会報告書第一集(社寺一(浄

土真宗・融通念佛宗)(郡山城史跡・柳沢文庫保存会)

ザ・クロニカル 戦後日本の七〇年 1・4(共同通信社)

周辺地域からみた国際機構研究のために―研究課題の整理

を中心に―(真嶋麻子、津田塾大学国際関係研究所)

昭和天皇実録 第一〇〇―一五(宮内庁)

シンポジウム報告書 きらめく瓦 かがやく城―金箔瓦と

豊臣郡山城―(帝塚山大学考古学研究所・附属博物館)

「住友家須磨別邸復元模型」制作報告書(住友史料館・泉

屋博古館)

世界考古学会議京都(WAC―8)開催記念 アートと考

古学展 物の声を、土の声を聴け(京都文化博物館)

第一六回日韓・韓日歴史家会議報告書 現代社会と歴史学

(日韓文化交流基金)

多賀城跡 外郭跡I―南門地区―(宮城県教育委員会・宮

城県多賀城跡調査研究所)

調査研究報告六一 小倉進平博士原稿『語彙―新羅及高麗

時代―朝鮮語研究資料「小倉進平関係文書」より―(学

習院大学東洋文化研究所)

帝塚山大学附属博物館常設展示図録 瓦の来た道―東アジ

アの瓦の歴史)

長野県立歴史館収蔵文書目録一六 丸山清俊資料(0―6)

長野県立歴史館平成二八年度秋季企画展 文化の十字路

木曾の宝

南伝上座仏教と現代(愛知大学人文社会学研究所 伊東利

勝編)

二松学舎創立百四十周年祈念論文集I・II

播磨国宍粟郡「山崎町町方文書」元禄年間山崎町御用書

上・下(文部科学省科学研究費補助金(基盤研究C)「畿

内小藩領における地域社会構造の歴史的研究」研究代表

者 今井修平)

ビジュアル江戸三百藩 七八(ハーバーコリンズ・ジャパ

ン)

平成二七年度フナシ史飛ノ台史跡公園博物館企画展「船橋

の遺跡展」パンフレット

「まち」と「ミュージアム」の文化が結ぶ幸せな私たち3

博学社連携フォーラム・博学社連携シンポジウム報告書

(京都文化博物館地域共働事業実行委員会)

三井文庫史料 私の一点 三井文庫論叢五〇号別冊

都城島津伝承館史料集第六号 都城島津家役所日記6

(都城島津邸)

宮崎県都市高城町後藤家文書史料調査報告書(1)～(3)

(都城島津邸)

「野党」政治家ルザ・ヌール(一八七八～一九四二)とその

の時代―議会・ローザンヌ講和会議・国外追放―(宇野

陽子、津田塾大学国際関係研究所)

山形県高島町日向洞窟遺跡の発掘調査概要(二〇一三～二

〇一六年度)(東北芸術工科大学東北文化研究センター)

歴史系企画展 碧南の医人展―医聖徳本・近藤坦平一族を

中心に―(碧南市藤井達吉現代美術館)

六所家総合調査だより 特別号 護持院隆光と東泉院精海

(富士山かぐや姫ミュージアム)

倭国史異説―欠史八代の歩み(脇山滋)

和州郡山藩 幕末大庄屋記録(続) 元治式乙丑年御用留

(郡山古文書クラブ)

◇本号は、奈良大学文学部史学科で教鞭をとられた鎌田道隆先生と森田憲司先生の御論考、ならびに、現在、史学科で日本近世史を担当している木下光生先生による史料紹介の三本立てとなっております。

◇「ポスト・トゥルース」「ポスト真実」。脱真実などど訳される場合もある）の時代になりつつあると言われ、また政治指導者や知識人が平然と「それはフェイク・ニュースだ」と叫ぶ時代です。そんななかで、史実をとことん追いかけて、その史実と謙虚かつ真剣に向きあい、そのうえではじめて常識とされているものを見直すことができることを教えてくれる歴史学の営みの重要性を認識させてくれる、そんな三つの論考だと感じます。皆さまのご感想をお待ちしております。

◇「会報」では、例年通りではございますが、奈良大学史学会の活動報告を掲載しました。学生委員会を中心に活発に活動しております史学会に、今後とも皆さまのご支援を賜ることができますれば幸いに存じます。また、卒論題目も

掲載しております。近年の学生の関心を知っていただきますのとあわせまして、史学科在学生へのご支援のほど引き続きよろしくお願い申し上げます。

(や)

奈良史学 第三十五号

二〇一八年一月三十一日発行

発行者 奈良大学史学会

会長 角谷常子

奈良市山陵町一五〇〇奈良大学文学部内

〒六三一八五〇二

TEL 〇七四二一四四一―二五―(代)

振替 〇〇九九〇―二―三二五九九九

印刷所 共同精版印刷株式会社

奈良市三条大路二丁目二一六

〒六三〇一八〇―二三

※中統2年の工事の記文、33p石柱参照

張蒙溪詩（首題） 41p

延祐三年四月（1316/04）？

※40p記文と同じ張思敬の書、年代は三晋の比定

大道三清宮碑記（首題） 42p（記は見えない、録文による）

至順三年歲次壬申中秋日立石（1322/08/15）

※碑陰題名（43p拓影）

太平県修崇文廟碑銘并叙（首題） 44p

大元国至正六年歲次丙戌四月癸巳二十九日丁丑立石（1346/04/29）

※碑陰：太平県重修学舎記（47p拓影、同日）ほとんど題名と四至

新修関公行祠記（首題） 48p

至正二十六年六月望日立石（1366/06/15）

伯道故里四大字（森田） 50p

日付なし

※4字以外に少し題、拓影と現状写真

道観助縁碑（三晋） 51p

日付なし

※現在汾州碑林、題名のみ 拓影なし

太原県婁煩県巻 2016年6月

重修白竜廟記（首題：ただし右半分を欠く、篆額も同じ） 17p

皆大元大徳七年歲次癸卯七月丁巳朔二十一日丁丑（三晋は最後に「時」ありとする）

長治市襄垣県巻 2015年11月

玉皇廟粧塑神像壁記（森田） 85p

大徳二年四月二十日立（1298/04/20）

※ほとんどは寄贈名簿、86p部分拓影

重修周成王廟記（首題） 87p

岢大元国歳次戊申至大元年重冬十有二日立碑（1308/11/12）

※横題バクバ（89p拓影）

元墓誌（森田） 90p

大元元統三年竜集乙亥二月初七日立（1335/02/07）

※三晋は「元故処士卻公墓誌銘」とするが、卻は孫の排行かも、これで全文か不明、裏面か？

臨汾市襄汾県巻 2016年2月 上下2冊

臥龍祠建築物遺存題名石柱（森田） 33p

中統二年九月十一日立（1261/09/11）

※方柱、字は2面、40p延祐3年石柱参照

重修竜樹菩薩禪庵聖祀碑銘有序（首題） 34p

至元三年歳舎丙寅冬至日（1266/11）

※碑陰題名（36p拓影）

太平観碑記（三晋） 37p

大元国至元三十一年歳次甲午十月丁丑朔十五日辛卯立石（1294/10/15）

※右上首題部分欠（「序」らしい文字が見える）

加封孔子聖旨碑（森田） 39p

大徳十一年月日（1306）

※題額4字、右の「皇元」は見える

※詔勅のみ

崇山臥竜祠献殿石柱銘（首題） 40p

延祐三年四月書（1316/04）

寺規（首題） 35p

戊申年三月日立石（定宗 3/1248/03）

※大定 2 年重録、泰和元年再録、庚子兵革毀残、戊申立石
絳州天寧万寿禪寺進公（行進）行狀碑銘（首題） 37p

壬子年四月十六日立石（憲宗2/1252/04/16）

※拓影は上下 1 字分くらい切れている（録文はあり）

勅賜靖応真人（蓋善信）道行碑（首題） 39p [山右27]

大元至元二十六年三月清明日記（1289/03）

※碑陽は読めないため山右より録文を転記、拓影は陰のみ（40p）、陰は題名、
下部剥落

郭元絳陽懷古詩碣（森田） 41p

大徳三年九月一日立石（1299/09/01）

特賜仏光浄覚大師塔銘（横題） 42p

大元至順四年歳癸酉月仲呂望日建（1333/04/15）

※俗名趙宝蓮

故鎮国上將軍絳州節度使劉公（亨安）神道碑（首題） 44p

（後）至元三年歳次丁丑十一月丁酉朔三十日丙辰立石（1337/11/30）

※丁丑は後至元、拓影が小さく文字が読みづらい、録文を参照

高世偃登絳守居園池詩碣（森田） 46p

至正六年春正月立石（1346/01）

※拓影なし、高は河東山西道肅政廉訪使、来訪は前年

楊俊民周覽園池詩碣（森田） 47p

至正十二年十一月志（1352/11）

普化寺祺公上座（守祺）塔記（横題） 48p

至正十五年乙未歳望日建（1355）

大徳七年地震平陽路被害者数摩崖（森田） 18p

※内容は大徳7年8月6日戌時の地震における死傷者数の記事だが、作成の時期不明、また、拓影が不完全なのか、録文の末尾部分に対応する拓影が見えない。

呂梁市方山県巻 2015年7月

東相王村董家庄雙猴四至碑（森田） 13p

日付なし、「中都」、「汾州」、「臨泉県」、「方山県」への距離あり

石州方山県落灰里剋建玉泉禪寺之記（首題） 14p

大元国延祐貳年乙卯歳二月上旬□日立石（1315/02）

※二月の上一字あるかもしれない

炳靈公顯聖醮台記（本書録文） 16p

皆大元歳時壬午甲辰月壬申朔甲午日壬申時立石（至正2/1342/03/23）

※六角、拓影は正面の中心部のみ、他に題名

※壬午は2回あるが、甲辰月甲午朔甲午日は至正2年

創建天龍廟碑（首題） 18p

至正四年歳次甲申孟冬吉日立石（1344/10）

※19p部分拓、碑側に題名、録文のみ

龍天土地廟前立醮盆座（首題） 20p

大元国至正六年歳次孟冬月乙□十四日戊午（1346/10/14）

※六角、他の面は題名、写真のみ、不明瞭なので録文による

※乙□は、乙巳朔か

石州禱雨靈応之碑（首題） 21p

至正庚子仲夏吉日立（20/1360/05）

※21pにも部分拓

孫四翁（公信）墓碣銘（首題） 15p

皆大元泰定元年歲次甲子十月吉日立石（1324/10）

※孫公信は公亮の従弟、系譜によれば三代前のわかれ

大元神川郡故善士□□証孫公之墓（本文） 17p

天曆三年歲次庚午五月吉日立石（1330/05）

※墓碑、三晋は孫証に比定（孫揮の子、公亮の従孫として系図に見える）

※□内の二字、森田には篆字が読めない

元故朝列大夫河東山西道宣慰副使孫公墓 18p

大元元統三季歲次乙亥三月望日建（1335/03/15）

※墓石、三晋は孫諧に比定（孫拱の子、公亮の孫として系図に見える）、飯山132pには未見の石刻としてこの碑に触れ、「善士孫君（揮）墓碣」（飯山8）に篆額の書き手として見える肩書などから、孫諧の可能性が高いと述べている

西京路都道録衝虚妙道玄德真人衡公之墓 19p

墓石？、碑陽1行、拓影なし、碑名は録文による、

碑陰題名、拓影20p、題額：本宗道衆、至正三年五月立（1343/05）

臨汾市永和県卷 2015年6月

重修嶼山岳廟記（首題） 11p

皆大元国至元貳拾柒年歲在庚寅四月初五丁丑日立石（1290/04/05）

重修飛觀神廟記（首題） 13p

大元大徳元年歲次丁酉六月十一日重建廿一重記（1297/06/11）

※金明昌6年の碑の重立

※碑陰題名（拓影なし）

※右下欠、拓本やや不鮮明

創建土地廟記 15p

時大元大徳五年歲次辛丑仲秋丁卯朔□一日（1301/08） □下欠

※下部読めない

※碑陰 題額：創建土地神廟 題名 下半部かなり欠、碑陽と対応しない

※2013年6月に渾源県巻（以下、正編）が刊行され、前回の目録に掲載した。その続編である。かなり正編の補遺的色彩が強いので、前回、正編に添えた解題をまず転載しておく。

この巻の主要部分は、孫家墳（孫家代々の墓）にある孫氏関係の墓碑である。この石刻群については、飯山知保氏による現地調査を踏まえての報告、「孫公亮墓碑刻群の研究」（『アジア・アフリカ言語文化研究』85、2013）があり、高いレベルの録文、校訂文、語釈が現況写真とともに掲載されている。三晋の内容を補正してくれるので、飯山論文での石刻番号、録文掲載頁も記載しておく。なお、飯山論文の石刻2である「孫公亮神道碑残石」は三晋には掲載がない。

したがって、今回の目録論文でも飯山論文と関連するものについては、論文での石刻番号、録文掲載頁などに言及する。なお、孫氏一族については、飯山の80-81pに「孫公先塋碑」から起こした詳しい系図がある。

孫公亮墓誌銘（三晋） 11p

（大徳）四年二月十四日葬（文中）（1300/02/14）

この残石は、前回の解説で、飯山論文にあって正編にないとした“飯山2”が取りあげているものと同じ石刻で、碑文の全文は王暉の文集にあるが、飯山が紹介した残石とは場所が違う。また、双方の残石を組み合わせても、まだ完全にはならない。

武備孫公神道碑銘 題額のみ 13p

※三晋は孫公撤の神道碑の額とする（正巻20p「大元故武略將軍武備寺丞孫公撤神道碑銘」）、同碑を取りあげた飯山3にも「篆額 武備孫公神道碑銘」とある。

そうだとすれば、至大3年8月立石（1310/08）

大元浙西道宣威使行工部／事碑銘（これで全文らしい、／以下拓影なし）14p

三晋は、正巻24p（飯山9）「大元正議大夫浙西道宣慰使贈資徳大夫中書右丞上護軍神川郡公諡正憲孫公（公亮）之墓」の碑側とするが、飯山には碑側の言及なし

臨汾市霍州市卷 2014年12月

霍邑県白道村修建仏堂并香炉題記（森田） 16p

崑辛卯孟冬下旬廿有九日鑄造香炉（太宗 3 /1231/10/29）

※これは香炉鑄造の題記で、三晋が経幢とする根拠不明

※1231への比定は三晋

霍州長官程榮碑記（森田） 17p

丁酉年十月二十一日立石（太宗 9 /1237/10/21）

※拓影下部見えず（剥落？）、最終行程榮の下に字がある

※前半は丁酉年扎魯火赤那延塔刺忽歹筭付

平陽府霍州霍邑県塔地村重建東岳廟記（首題） 18p

崑大元国至元十二年乙亥歲次賓□立石（1275）

霍州剏建公宇記（首題） 20p [山右29]

大元大徳九禩清和晦日立石（1305/04/30）

※題名 録文略

※大徳 7年 8月 6日の地震からの再建、大徳 9年夏孟既望記とある

加封孔子聖旨碑 21p

大徳11年 7月（1307/07）

※聖旨のみ

霍州題名碑記（森田） 22p

延祐四年三月日立石（1317/03）

※あちこち剥落、形式、寸法から考えて大徳11年加封碑の碑陰題名か

朔州市懷仁県卷 2014年12月

有元故進義副尉砲手軍匠万戸府副奥魯官魏府君（思恭）之墓（首題） 12p

至正八年十月七日附葬（1348/10/07）

※横長、三晋は墓誌とするが曠志

南柳泰山廟戲台石柱楹聯 33p

※2行、拓影なし

臨汾市大寧県卷 2014年12月

曹仙媪成道誌（題額） 9p

時大元国大徳元年歳歩丁酉季夏初旬三日立石（1297/06/03）

※碑陰も拓影あり、碑陰題名（額：同結助縁、季夏上旬戊戌日（7日）建

※碑陽右上欠けるも全体に鮮明、後刻？

臨汾市郷寧県卷 2014年12月

后土廟重修記（首題） 25p

岢大蒙古歳次壬寅季秋望日立石（ドレゲネ元/1242/09/15）

鍾離呂公（題額） 26p

時大朝甲寅歳季秋中甸一日庚戌（憲宗4/1254/09/11）

※録文では中央部の人名を多数略、他の部分も録文かなりおかしい

重修金□□蓮洞銘（首題） 28p [山右24]

岢大蒙古国歳次戊午孟夏有八日立石（憲宗8/1258/04/08）

※首題5字分痛み

后土廟重修記（首題） 30p [山右28]

元貞二年正月望日記（1296/01/15）

重修晋荀大夫廟碑銘并序（首題） 32p [山右28]

大元大徳三年歳次己亥五月辛巳朔十五日乙未立石（1299/05/15）

三晋は不鮮明写真と山西碑碣267による録文、

至元二年六月初八日建 (1265/06/08)

※道士、1245年地契と表裏

祖公墓塋 (題額) 73p

至元二十四年歲次丁亥二月二十九日立 (1287/02/29)

※陶志

王青墓記 (首題?) 74p

大徳元年八月末旬吉日誌 (1304/08)

※拓影なし、録文による

大同市大同県巻 2014年9月

宣贈奉訓大夫大同路弘州知州飛騎衛追贈大同県男李公 (仲璋) 孝思碑 (本文)
15p

後至元4年 (1338)

※本文損毀、拓影は題額の一部のみ、見えない部分は録文による

元の部分、この後に3件あるがいずれも根拠不明

運城市絳県巻 2014年12月

華山太陰寺澍公菩薩 (法澍) 行状 (首題) 26p

大元至元二十八年三月日立石 (1301/03)

※拓影なし、録文による

聞喜県東喬村重修岱岳廟碑並序 (首題) 27p

大元国元貞二年歲在丙申七月中元日 (1296/07/15)

※拓影なし、録文による

雕蔵経主重修太陰寺碑 (首題) 29p

皆大元国大徳元年歲次丁酉孟夏莫生九莢立石 (1297/04/09)

※碑陰題名 拓影なし

静満村重修聖寿院記（三晋） 6p

至順三年歲次壬申十一月十一日立石謹誌（1332/11/11）

※写真、部分拓影

※拓影の首題の字数と合わないが三晋のままにする、左端に宗派図

長治市壺関県巻 2014年 8月

重修真沢廟記（首題） 22p

（至元）七年七月壬寅記及書（1270/07/04） [山右25]

※内容から前至元と考える、山右も前至元とする

重修真沢廟記（首題） 24p

至元七年歲在庚午閏十一月十五日記（1270/閏11/15）

※下半題名

重修玉皇七仏廟記（首題） 27p

至元十八年六月中（1281/06） 功畢

重修前檐挾殿記（三晋） 29p

大元至大三年歲次庚戌月日立石（1310）

重修竜王廟記（首題） 30p

延祐乙卯孟夏望日題（1315/04/15）

霊沢王廟重修基塔記（首題） 32p

大朝国歲次丁巳四月日記

※延祐 4年（1317）か1257か

大同市南郊区巻 2014年 8月

城西祖師（馮道真）墳買地契（首題） 72p右

乙巳年九月二十八日（ドレゲネ4/1245/09/28） 文書日付

次の1265馮道真墓誌銘と表裏

馮道真墓誌銘 72p左

目 録

呂梁市柳林県巻 2013年12月

王家山五竜王廟創建醮盆記（森田） 11p

岢大元歳次至元五年三月日立（1339/03）

※三晋は前至元とするが、大元とあるゆえ後至元

信主碑文（題額） 12p

岢大徳二年歳次戊戌壬戌月十□日立石（1298/10/10?）

※寺の供床の題名、十と日の間に一字あるかも

竜門塔竜王廟石幢（三晋） 15p

岢歳次庚申延祐七年癸未月癸亥日戊午時（1320/06/15）

※八面、全部題名、写真は全部ではない、録文には面の区別なし

重修顕聖応雨大王廟記（森田） 18p

文中に「至正柒年夷則月（1347/07）工畢、選取美石鑄石而成、豎於廟前」
とあり

※題額は「顕聖応/雨大王」だが重修碑

大同市広靈県巻 2013年12月

大□□宣徳府蔚州広靈県直峪聖仏林□宝峯禅院住持嵩雲老人（道鑑）霊塔
銘記（首題） 8p

岢至元二十五年歳次戊子仲秋癸丑朔乙丑□□壬午時建（1288/07/11）

※首題上部欠け、本文ひびあり

呂梁市石楼県巻 2014年4月

有元資徳大夫大司農鄭公（允中）先塋碑記（三晋） 5p

延祐六年秋九月二日（1319/09/02）、銘は至正十六年四月吉旦（1356/04）

※拓影なし、録文による、録文冒頭に「碑陰」とある

した。ちなみに、1つの石刻に複数の日付を有する場合は、新しいものを選び、必要な場合は他の日付を注記した。

3行目以下の※は注記。この例では、『三晋』が後至元の物を前至元と誤っていることを注記している。上述した写真や拓影に問題があるものについても、ここに注記した。

また、個々の用語などについては「可見元代石刻拓影目録稿」で用いている方式を準用したので、参照していただきたい。ただし、「目録稿」の凡例は連載途中で補訂をおこなっているもので、奈良大学レポジトリ所載のものを参照してほしい。

臨汾市永和县卷 2015年6月
臨汾市襄汾県卷 2016年2月 上下2冊
太原県婁煩県卷 2016年6月

※元の石刻のないものは本文に取りあげていない

なお、今回も奈良大学所蔵分だけではまかなえきれなかったため、京都大学文学部図書室、同人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター、龍谷大学深草図書館などで、資料利用に関してお世話になった。記して感謝申し上げたい。

凡例

以下に凡例を掲げるが、筆者がこれまで「近着石刻関係書所収元代石刻リスト」（『13、14世紀東アジア史料通信』）で用いたものとは体裁を異にする。よりよい石刻の目録記述を目指しての試行錯誤を試みたゆえである。ある意味では、それが本稿の目的でもあるので、ご意見をいただければさいわいである。

まず、各項目の記述の仕方について、例として最初に挙げた「柳林県卷」冒頭のものを例として具体的に示す。

王家山五竜王廟創建醮盆記（森田） 11p

岢大元歳次至元五年三月日立（1339/03）

※三晋は前至元とするが、大元とあるゆえ後至元

1行目は、原石による石刻の名称、（）内はその典拠、そして掲載頁である。典拠に（三晋）とあるのは三晋が命名したもの、ここで「森田」とあるのは、筆者が名称を変更、命名したものである。なお、『山右石刻叢編』所収を確認できたものについては、巻数をここに注記した。

2行目は、日付についての原石の記事、ただし「立石」などの場合、日付のあとに人名が入ることがしばしばあるがそれは略する。次が、数字による日付表記で、この場合だと原石の、至元五年三月日立を（1339/03）と表記している。原表記が干支のみの場合、何年にあたるかも入れる。閏月は月のあとに*を付

おこなうことが、新たな知見と刺激を与えてくれる場合が多いからである。もちろん、古文物が他地域より多く残されているという、山西の地域事情がその背景としてあり、ここでの目録作成の作業は、中国全土にわたる石刻調査、研究のための基礎となりうると考えるからでもある。これ以上の詳しい目録編纂の経緯や、『三晋』についての位置づけについては、正編に書いているので参照していただきたい。

また、正編では、各巻の掲載形式（拓影か写真か、とか、録文の形式など）、についても、それぞれの最初に注記したが、最近刊行された各冊では、ほぼ、拓影と繁体字録文、簡体字「簡介」という形式で安定してきているので、今回は特殊な事例（例えば、写真使用、録文のみなど）のみ、該当石刻に注記することとした。ちなみに、巻末に、佚失石刻を地方志などから集めたり、統計や索引を掲載したりする巻も多い。なお、出版社はすべて三晋出版社である。

今回調査したものは次のとおり

| | | |
|-----------|----------|-----|
| 吕梁市柳林県巻 | 2013年12月 | |
| 太原市万柏林区巻 | 2013年12月 | 元なし |
| 大同市広霊県巻 | 2013年12月 | |
| 吕梁市石楼県巻 | 2014年4月 | |
| 長治市壺関県巻 | 2014年8月 | |
| 大同市南郊区巻 | 2014年8月 | |
| 大同市大同県巻 | 2014年12月 | |
| 太原市迎沢区巻 | 2014年9月 | 元なし |
| 運城市絳県巻 | 2014年12月 | |
| 臨汾市大寧県巻 | 2014年12月 | |
| 臨汾市郷寧県巻 | 2014年12月 | |
| 臨汾市霍州市巻 | 2014年12月 | |
| 朔州市懐仁県巻 | 2014年12月 | |
| 大同市渾源県巻続編 | 2015年6月 | |
| 吕梁市方山県巻 | 2015年7月 | |
| 運城市新絳県巻 | 2015年10月 | |
| 長治市襄垣県巻 | 2015年11月 | |

『三晋石刻大全』所載元代石刻目録（続）

森 田 憲 司

本目録について

中国山西省で刊行されている『三晋石刻大全』（以下、『三晋』）は、地域における石刻資料の全点を、拓影や写真を通じて可視化しようとするもので、100冊をこえる冊数の刊行が予定されており、現在約60冊の刊行が確認されている。森田は、元朝石刻を原石（といっても拓影が中心だが）で可能なかぎり読む、ということを目指とし、あわせてその目録学的な記述の統一を目指して、可見元朝石刻の総目録を、『奈良大学総合研究所報』に連載していた。そして、それを増補修訂したものを、奈良大学レポジトリにアップしており、次のようにアクセスできる。

奈良大学レポジトリ>文学部>教員著書>森田憲司

奈良大学レポジトリは <http://repo.nara-u.ac.jp>

ただし、この目録の対象石刻は現時点で1700件を超え（17年冬に増修予定）、結果として、目録の項目・記述は研究に必要な資料を検索するために最低必要な項目、記述にとどまっている。これに対し、『三晋』所載の石刻について、その年次、設立などについて、なるべく原石刻から引用し、研究者の利用に便ならしめるとともに、目録記述の再確認を目指して作業しているのが、この目録である。今回は、『三晋石刻大全』所載元代石刻目録（以下、正編）を『奈良史学』32（2015）に掲載したのちに見ることが可能となった、約20冊の目録を作成した。

ではなぜ、『三晋』なのか。前述のように、悉皆性を目指すこの書物には、従来我々の石刻学的な知識には収まりきれない石刻が少なからず収録されている（もちろん、ローカルなものゆえ、ということはあるが）。したがって、その分類（場合によってはそれは命名でもある）、年代表記などについて検討作業を

奈良大学史学会よりのおしらせ

現在、『奈良史学』のバックナンバーを奈良大学図書館のレポジトリで公開（論文等の全文をデータベース化してインターネットで公開すること）するための作業が進められています。

既刊号ご執筆の方には、公開にあたってのご了承をいただくため、図書館から個別にご連絡を差し上げておりますが、未着の方もいらつしゃるかと思存します。もし、未着の場合は、奈良大学図書館へご連絡いただきますようお願いいたします。とくに、公開に支障のあるという方は、その旨をご報ください。

また、デジタル化による公開はこれからも継続しておこなわれますので、今後本誌にご寄稿されます方は、レポジトリでの公開につきまして、あらかじめご了承ください。

NARA JOURNAL OF HISTORY

NARA SHIGAKU

No. 35

2018

CONTENTS

Articles

Some Historical Observations on Yakushima-island and
Yakusugi-cedar
..... Michitaka KAMADA 1

The Catalogue of Yuan Stone inscriptions in *Sanjin*
shike daiquan (三晋石刻大全) [2]
..... Kenji MORITA 94(1)

Materials

Peasant Household Finance during the Tenpo
Famine: The Case of Tawara Village (田原村),
Yoshino County (吉野郡), Yamato Province (大和国)
in 1837
..... Mitsuo KINOSHITA 23

Department's News 64

Edited and Published

by

NARA DAIGAKU SHIGAKUKAI

(The Historical Society of NARA University)

Office: 1500 Misasagi, Nara 631-8502, JAPAN